

会 議 録

第 1 日

(平成 2 年 9 月 5 日)

○議 事 日 程 第 1 号

平成 2 年 9 月 5 日 (水) 午前 10 時開会

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 議案第 77 号ないし議案第 103 号 説 明

議案第 77 号 平成元年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第 78 号 平成元年度四日市市水道事業決算認定について

議案第 79 号 平成 2 年度四日市市一般会計補正予算 (第 1 号)

議案第 80 号 平成 2 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 81 号 平成 2 年度四日市市公共下水道特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 82 号 平成 2 年度四日市市土地地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 83 号 平成 2 年度四日市市立四日市病院事業会計第 1 回補正予算

議案第 84 号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例等の一部改正について

議案第 85 号 四日市市霊園条例の一部改正について

議案第 86 号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第 87 号 市道路線の廃止について

議案第 88 号 市道路線の認定について

議案第 89 号 市道路線の変更について

議案第 90 号 工事請負契約の締結について

- 羽津ポンプ場除砂設備（土木）工事——
- 議案第 91 号 工事請負契約の締結について
- 羽津茂福 2 号幹線水路築造工事——
- 議案第 92 号 工事請負契約の締結について
- 雨池10号幹線水路築造工事——
- 議案第 93 号 工事請負契約の締結について
- 川島汚水 1 号幹線管渠布設工事（その 1）——
- 議案第 94 号 工事請負契約の締結について
- 川島汚水 1 号幹線管渠布設工事（その 2）——
- 議案第 95 号 工事請負契約の締結について
- 北部雨水 5 号幹線管渠布設工事（その 2）——
- 議案第 96 号 工事請負契約の締結について
- 南部汚水 3 号幹線管渠布設工事——
- 議案第 97 号 工事請負契約の締結について
- 汚泥脱水機設備工事——
- 議案第 98 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 99 号 動産の取得について
- 議案第 100 号 四日市市と鈴鹿市との境界の一部変更について
- 議案第 101 号 字の区域の変更について
- 議案第 102 号 平成 2 年度四日市市水道事業会計第 1 回補正予算
- 議案第 103 号 四日市市水道事業給水条例の一部改正について

小 井 道 夫
 伊 藤 信 一
 伊 藤 正 数
 伊 藤 雅 敏
 宇 野 長 好
 大 島 武 雄
 大 谷 茂 生
 川 村 幸 善
 喜多野 等
 久 保 博 正
 小 林 博 次
 後 藤 長 六
 佐 藤 晃 久
 田 中 武
 田 中 俊 行
 田 中 基 介
 谷 口 廣 陸
 豊 田 忠 正
 中 村 信 夫
 野 崎 洋
 野 呂 平 和
 橋 本 茂
 橋 本 増 蔵
 長谷川 昭 雄
 古 市 元 一
 堀 内 弘 士
 前 川 辰 男

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（37名）

青 山 弘 忠

水野和子
水野幹郎
毛利道哉
森真寿朗
森安吉
山口孝
山路剛
山本勝
渡辺一彦

○欠席議員（2名）

坂口正次
益田力

○出席議事説明者

市長	加藤寛嗣
助役	片岡一三
助役	加藤宣雄
収入役	毛利道男
調整監	伊藤長爾
市長公室長	栗本春樹
総務部長	石川徹夫
財政部長	鈴木一美
市民部長	米津正夫
福祉部長	田中昌治
商工部長	佐々木龍夫
農林水産部長	黒田昭公
環境部長	鶴飼滋

都市計画部長	前川鉦一
建設部長	竹村二郎
下水道部長	西田喜大
消防長	島村隆
消防次長	浜谷敏彦
病院事務長	中村督
水道事業管理者	奥山武助
水道局次長	藤田高司

教育長	岡田久江
教育次長	宮田勉

代表監査委員	樋尾裕
--------	-----

○出席事務局職員

事務局長	長谷川昭彦
議事課長	伊藤千秋
議事課長補佐	福島和幸
議事係長	玉田耕士
主事	井上紀久夫
主事	水谷正昭

午前10時2分開会

○議長（山本勝君）おはようございます。ただいまから、平成2年9月四日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、37名であります。

今定例会の議事説明者は、市長はじめ24名であります。

○議長（山本 勝君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました議事日程第1号により取り進めますので、よろしく願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（山本 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員に、宇野長好議員及び水野幹郎議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（山本 勝君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今定例会の会期は、本日から9月20日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝君） ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から9月20日までの16日間と決定いたしました。

日程第3 議案第77号 平成元年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第103号 四日市市水道事業給水条例の一部改正について

○議長（山本 勝君） 日程第3、議案第77号平成元年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第103号四日市市水道事業給水条例の一部改正についての27議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案のうち、主なものについてご説明申し上げます。

議案第77号は、平成元年度市立四日市病院事業決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は89億 3,625万 5,510円で、予算額に比べ1億 8,143万 2,510円の増収となりましたが、これは外来収益、受取利息等の収入増によるものであります。

収益的支出の決算額は89億 1,356万 8,079円で、予算額に比べ26万 921円の不用額を生じましたが、これは学会参加等による旅費の支出が予定額を下回ったことなどによるものであります。

次に、資本的収入につきましても、決算額は12億 8,311万 2,734円で、予算額に比べ99万 8,266円の減収となりましたが、これは主として他会計負担金の減によるものであります。

資本的支出の決算額は20億 4,328万 1,989円で、予算額に比べ261万 3,011円の不用額を生じましたが、これは高等看護学院学生修学資金貸付金等が予定額を下回ったことなどによるものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、7億 6,016万 9,255円につきましても、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

損益計算書につきましては、収益89億 2,649万 518円、費用89億 525万 6,283円となり、差し引き 2,123万 4,235円の当年度純利益を生じました。

剰余金計算書におきましても、利益剰余金は、繰越利益剰余金年度末残高 2,276万 2,987円に当年度純利益を加算し、4,399万 7,222円が当年度未処分利益剰余金となりました。

資本剰余金は前年度末残高6億 3,483万 2,467円、当年度発生額 2,537万 1,544円、翌年度繰越資本剰余金6億 6,020万 4,011円となりました。

剰余金 処分計算書につきましては、当年度 未処分利益剰余金 4,399 万 7,222円のうち、減債積立金として 110 万円を積み立て、残額 4,289 万 7,222円を翌年度へ繰り越しするものであります。

貸借対照表におきましては、資産総額 126億 548万 4,968円、負債総額 18億 4,617万 2,875円、資本総額 107億 5,931万 2,093円となりました。

以上が病院事業決算の概要であります。今後はより高度な医療を提供し、かつ、日進月歩する医療技術に適切に対応するため、施設の整備をはじめ、高度医療器械の設備投資、さらには医療システムの導入等により一層経費の増高が考えられ、病院経営を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。こうした状況のもと、引き続き経営基盤の確立に努めるとともに、地域住民の健康を守る中核病院としての機能を十分発揮し、医療サービスの向上を図るべく一層の努力を傾注していく所存であります。

議案第78号は、平成元年度四日市市水道事業決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は53億 6,205万 2,535円で、予算額に比べ 6,662万 2,535円の増収となりましたが、これは給水収益等の収入増によるものであります。

収益的支出につきましては、決算額52億 2,089万 502円となり、897万 7,498円の不用額を生じましたが、これは経常的経費が予定額を下回ったことなどによるものであります。

次に、資本的収入につきましては、決算額は11億 1,120万 3,774円で、予算額に比べ 1,303万 5,774円の増収となりましたが、これは主に工事負担金の増収によるものであります。

資本的支出の決算額は21億 4,224万 4,815円で、2,968万 5,185円の不用額を生じましたが、これは主に工事請負費などが予定額を下回ったことなどによるものであります。

資本的収入が資本的支出に不足する額、10億 3,104万 1,041円は、減債

積立金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

損益計算書につきましては収益52億 3,745万 6,036円、費用51億 4,913万 2,417円となり、差し引き 8,832万 3,619円の当年度純利益を生じました。

剰余金計算書におきましては、利益剰余金は繰越利益剰余金年度末残高 97万3,903 円に当年度純利益を加算し、8,929万 7,522円が当年度未処分利益剰余金となりました。

また、資本剰余金は、前年度末残高43億 8,883万 1,371円、当年度発生高 1億 4,633万 2,321円、翌年度繰越資本剰余金45億 3,516万 3,692円となりました。

剰余金 処分計算書につきましては、当年度 未処分 利益剰余金 8,929万 7,522円のうち、減債積立金 8,830万円を積み立て、利益剰余金を処分した残額99万 7,522円を翌年度へ繰り越しするものであります。

貸借対照表におきましては、資産総額 234億 1,253万 1,310円、負債総額17億 5,945万 3,462円、資本総額 216億 5,307万 7,848円となりました。

以上が水道事業の決算の概要であります。なお、現行水道料金は改定以来6年を経過し、この間、料金徴収業務の隔月制化による経費の節減などに努めてまいりましたが、純利益も減少し、水道財政は厳しい状況になってきております。

また、本市の21世紀に向けての躍進にあわせ、生活水準の向上や経済活動の活発化に伴い増大する水需要に対応し、新規水源の確保と諸水道施設の整備拡充をさらに図る必要があり、このため平成元年度に12カ年の継続事業として第四期拡張事業に着手したものであります。水道は市民生活に密着した重要な基盤施設であり、水量、水質ともに安定した給水を確保するために、新たに三重県営用水供給事業から受水をいたさねばなりません。なお、今後の水道事業運営につきましては、公営企業としての使命を果た

すために、経営の効率化と需要者サービスの充実に努めるとともに、経営の健全化を図るなど、一層の努力を傾注していく所存であります。

議案第79号は、本市一般会計補正予算第1号案であります。

今回の補正の主な内容は、国県より補助割り当てのあった公共事業費、急施を要する単独事業費、茶の防霜ファン整備事業費、民間社会福祉施設の建設・施設整備費補助金の追加及び北大谷斎場・霊園駐車場用地取得費等のほか、霊園条例の改正に伴う霊園使用料の補正等でありまして、歳入歳出予算のほか、これに関連する地方債の補正であります。

歳入歳出予算の追加額は8億7,890万1,000円で、補正後の予算額は716億1,370万1,000円と相なるのであります。

以下、各款にわたり、補正の主な内容についてご説明申し上げます。

第2款総務費は、暴力追放四日市市民会議に対する補助金の計上のほか、単独の交通安全施設等整備事業費の追加計上であります。

第3款民生費は、本格的な高齢化社会の到来が予想される21世紀に向けての健康長寿のまちづくり基本計画策定委託費、社会福祉法人「青山里会」等が設置した特別養護老人ホーム建設費及びスプリンクラー整備費補助金の計上のほか、精神薄弱者通所更生施設「たんぼぼ」の管理運営費を追加計上いたしました。

第4款衛生費は、北大谷斎場・霊園駐車場用地に係る土地開発公社からの取得費の計上であります。

第6款農林水産業費は、国県より補助割り当てのあった防霜ファン整備事業費、農林業同和対策事業費、新農業構造改善事業費及び単独土地改良事業費の追加と、茶多用途原料供給事業費、銘柄豚出荷促進対策事業費補助金の計上であります。

第7款商工費は、近鉄四日市駅前中央通りの街路樹照明設備整備費の計上であります。

第8款土木費は、国庫補助内示に合わせた河川事業費の補正と、単独事

業として道路、橋梁、河川、街路、都市下水道整備事業費を追加計上いたしております。また、中心市街地活性化事業費、南部地区複合機能都市整備計画策定委託費の計上を行っております。

第10款教育費は、来年度改築等を予定しております小学校の調査設計費の計上であります。

以上、概要をご説明申し上げますが、歳入につきましては、歳出各科目に対する特定財源を充当するとともに、一般財源として市税を計上して収支の均衡を図ったのであります。

議案第80号から議案第83号までは、各特別会計及び公営企業会計の補正予算案であります。

国民健康保険特別会計は、国から内示のあったヘルスパイオニアタウン事業費の計上であり、歳入につきましては、国庫支出金の増額を行いました。

公共下水道特別会計は、国庫補助割り当てのあった幹線管渠布設費、ポンプ場及び諏訪公園雨水調整池築造費の計上と、債務負担行為の変更を行い、単独事業として、各処理区の面的整備を図るための管渠布設費及び管渠維持管理費の追加計上を行いました。歳入につきましては、歳出に関連する特定財源のほか、繰越金、一般会計繰入金を計上いたしました。

土地区画整理事業特別会計は、まちづくり啓発事業委託費を増額補正するものであり、歳入につきましては、繰越金を計上いたしました。

病院事業会計は、手術室・集中治療室整備費の所要額の追加と、患者の待ち時間短縮を図るため、現在開発を進めております医療システムの見直しに伴う関連経費の減額補正であります。収入につきましては、一般会計からの出資金の追加計上と、新たに補助割り当てのありました国庫補助金を計上いたしました。

次に、議案第84号吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例等の一部改正につきましては、恩給法等の一部改正に伴い、

普通退職料及び扶助料の最低保障額を引き上げるとともに、退職料及び扶助料の算出基礎となる退職時の給料年額を2.98%引き上げようとするものであります。

議案第85号霊園条例の一部改正につきましては、北大谷霊園について、今般、返還区画のほか新たに空地に墓地を造成し、供用することを計画しておりますが、墓地使用料については、昭和45年12月に霊園条例が施行された当時の使用料を現状に即した使用料に改定しようとするものであります。

議案第86号消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額及び葬祭補償額を引き上げようとするものであります。

議案第90号から議案第97号までは、いずれも工事請負契約締結議案でありまして、羽津ポンプ場除砂設備工事、羽津茂福2号幹線水路築造工事、雨池10号幹線水路築造工事、川島汚水1号幹線管渠布設工事、北部雨水5号幹線管渠布設工事、南部汚水3号幹線管渠布設工事及び汚泥脱水機設備工事について、それぞれ請負契約を締結しようとするものであります。

議案第98号は、株式会社丸駒後藤組と請負契約を締結して施工しております北大谷斎場敷地造成工事について、工事内容の一部変更に伴い2,519万6,890円の増額変更を行おうとするものであります。

議案第99号は、本庁舎内、青少年野外活動センター及び米洗川米洗橋に設置いたします雨量・水位観測テレメーターシステムを、金額3,141万5,000円でもって取得しようとするものであります。

議案第100号は、四日市都市計画事業采女土地区画整理事業の施行に伴い、本市と鈴鹿市との境界の一部を変更しようとするものであります。

議案第101号は、桜北土地改良区による団体営土地改良総合整備事業の施行に伴い、本市桜町の字の区域の一部を変更しようとするものであります。

議案第102号は、水道事業会計の補正予算案であります。

水道事業会計は、これまで経営改善に努力を重ねてまいりましたが、本年度以降資金不足額の累積が見込まれることから、今回、料金改定をお願いすることとし、これに伴い、収益的収入において、水道料金の改定による増収分と給水量の増加による水道料金の増収分を見込額により追加計上いたしました。収益的支出においては、水質検査手数料、企業債利息及び消費税を追加計上いたしました。

議案第103号水道事業給水条例の一部改正につきましては、給水原価に見合う料金の負担の適正化を図り、水道事業の健全な経営基盤のもとに安定給水を確保するため、給水料金の改定を行おうとするものであります。今回の改定は、平成5年度までの必要最小限の経費を賄うものでありまして、準備期間等も踏まえ、本年12月分として徴収する料金から適用したいと考えております。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 勝君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従い、本件に関する審議は留保いたします。

○議長（山本 勝君） この際、ご報告いたします。

専決処分の報告及び監査結果の報告が参っております。既にお手元に送付いたしておりますので、ご了承願います。

○議長（山本 勝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、9月10日午前10時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時28分散会

会 議 録

第 2 日

(平成 2 年 9 月 10 日)

○議 事 日 程 第 2 号

平成 2 年 9 月 10 日 (月) 午前 10 時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (39名)

青 山 弘 忠
小 井 道 夫
伊 藤 信 一
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
宇 野 長 好
大 島 武 雄
大 谷 茂 生
川 村 幸 善
喜多野 等
久 保 博 正
小 林 博 次
後 藤 長 六
坂 口 正 次
佐 藤 晃 久
田 中 武
田 中 俊 行
田 中 基 介
谷 口 廣 陸

豊田忠正
 中村信夫
 野崎洋
 野呂平和
 橋本茂
 橋本増蔵
 長谷川昭雄
 古市元一
 堀内弘士
 前川辰男
 益田力子
 水野和子
 水野幹郎
 毛利道哉
 森真寿朗
 森安吉
 山口孝
 山路剛
 山本勝
 渡辺一彦

○欠席議員（0名）

○出席議事説明者

市	長	加藤寛嗣
助	役	片岡一三
助	役	加藤宣雄
収	入	毛利道男

調整監	伊藤長爾
市長公室長	栗本春樹
総務部長	石川徹夫
財政部長	鈴木一美
市民部長	米津正夫
福祉部長	田中昌治
商工部長	佐々木龍夫
農林水産部長	黒田昭公
環境部長	鶴飼滋
都市計画部長	前川鉦一
建設部長	竹村二郎
下水道部長	西田喜大
消防長	島村隆彦
消防次長	浜谷敏彦
病院事務長	中村督
水道事業管理者	奥山武助
水道局次長	藤田高司

教育長	岡田久江
教育次長	宮田勉
代表監査委員	樋尾裕

○出席事務局職員

事務局長	長谷川昭彦
議事課長	伊藤千秋

事務課長補佐	福島和幸
議事係長	玉田耕士
主事	井上紀久夫
主事	水谷正昭

午前10時2分開議

○議長（山本 勝君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、39名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

日程第1 一般質問

○議長（山本 勝君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

野崎 洋議員。

〔野崎 洋君登壇〕

○野崎 洋君 それでは、通告に基づきましてご質問を申し上げたいと思います。なお、冒頭にお断りを申し上げておきたいんですが、通告の4番目に挙げさせていただいております固定資産評価替えに関連してということは、ちょっと私も欲張りまして、多く通告を申し上げましたので、大変申しわけありませんがカットさせていただきたいと思います。

それでは、まず第1点の要援護老人対策についてからご質問を申し上げたいと思います。この問題はこれまでに幾度となく本会議の質問事項として取り上げられております。重ねてお尋ねをすることをお許しをいただきたいと思います。

我が国はどこの国よりも急ピッチで高齢化が進んでいること、それに伴う高齢化社会をどう生きるかを考えるとき、老後の不安材料を探せば事欠

かないのが現実の状況ではないかと思います。多くなる高齢者の人たちの中にも、自助努力で老後の生き方を考えることのできる人たちもいるでしょうが、そのできないだからも見放される高齢者をどう支えていくか、この部分についての政策が確立され、それを踏まえてどのように老後暮らしを考えられるようになることが高齢者福祉を考えた優しい社会になるものと考えるところであります。老人介護は女性の肩にかかっている割合が大半であり、その女性も現代社会では子育て後に社会進出に積極的になっていることから、老後の生きがいと経済は徐々に改善されていくことと予想されますが、介護そのものは国民的課題として解決しなければ、高齢化社会の不安は解消されないものと思いますが、いかがでしょうか。20年後の平成22年には高齢化率20%となります。5人に1人が65歳以上の超高齢化社会の到来が予想され、寝たきり老人等の要介護老人も現在の2.3ないし2.4倍と推計をされているところであります。県下の高齢化率は平成元年度10月現在で13.1%となっております。全国平均の11.6%を上回っている状況下であります。

厚生省は高齢化社会への対応策として、在宅福祉や施設福祉の整備充実のために、本年度よりゴールドプランと称する高齢者保健福祉推進10カ年戦略を策定し、本年8月中旬には計画実施を図るための対策本部を設置したと伺っております。また、県の基本方向づけの中にも家庭奉仕員派遣事業、ショートステイ事業及びデイサービス事業を中心にその拡充に努め、在宅における老人福祉の基礎づくりに力を入れるとのことであり、本市もこれまで高齢化が急速に進む実態に見合った方針のもとに、鋭意ご努力をいただいているところでございます。中でも特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、ショートステイに加え、本年度より新規の施設として在宅介護支援センターがスタートを切られたところでございます。私は、介護の必要な老人福祉は、今申し上げました特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービスセンター、在宅介護支援センターの四つがワンセ

ットになり、4本柱として機能してこそ、その対象者への福祉サービスの充実が実現することになると考えております。まだ実施後日の浅いデイサービス、在宅介護等についての実情と今後の充実のための推進計画についてお聞かせをいただきたいと思います。そして、それら施設の来年度以降の整備計画についてお示しいただきたいと思います。それと、在宅介護支援センター設置に伴う在宅介護相談協力員の委嘱状況はどうなっているのでしょうか、概要をお尋ねしたいと思います。

一般的に見まして、今後家庭での介護力の低下は進行すると思われまます。従来、その役割を一身に背負ってきた介護は女性の受け持ち分野の考えも成立しなくなってくると思われまます。その分、男性への負担、行政への依存度合いが増すものと思います。本市での要援護老人の現状と増加の見込みをどう推計されているのでしょうか。在宅福祉の充実と切り離すことのできないホームヘルパーの人的充足度、質的充実度についての将来計画はどのようにお考えでしょうか。そして、要援護老人の増加に見合った施設確保はできていくのでしょうか。老人を抱える家庭が希望する施設への入所についての対応策についてお伺いをしたいと思います。

次に、司書教諭の配置についてお尋ねをいたします。

現代社会はコンピューターの発展、普及が進み、子供社会にありましても余暇の過ごし方にテレビ、ファミコンが主流となって、本を読まなくなっている傾向が大変強くなっているように思います。コンピューター等の映像から学ぶ点も多くあって、知識が豊富になり、暗記力など強くなる部分があるとは思いますが、物を考える力、創造する力、応用する力などは子供たちに共通した弱い部分ではないかと思われまます。

このようなことを考えるとき、図書館の利用、活用は今どうなっているのか、子供たちが図書館に親しむことに学校はどのような方法を講じているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

学校図書館法第3条に、学校に図書館を設けなければならない。第5条

に、司書教諭を置かねばならないと規定されていますが、私の調べた範囲では、法律に基づいた司書教諭を配置している学校は全国的に見て大変少ない状況でございます。本市も配置されていないようですが、なぜ置いていないのか、お尋ねをいたしたいと思います。先生方も子供たちに本を読ませたいと思っておられるでしょうし、読書によるメリットの多いことも十分承知しておられることと思います。法律により図書館の設置、専門的知識を有する司書教諭を必置した理由は、読書が創造力、判断力を育むことに直結することを期待しているからだと思います。そこに図書館の大きな意義があると思います。ご所見をお伺いしたいと思います。

次に、スポーツ振興と体育施設の充実についてお尋ねをいたします。

本件につきましてはこれまでもご質問申し上げたことがありますが、日ごろスポーツ課を中心に各競技のレベルアップに、底辺拡大に、競技施設の充実、指導者の育成にと大変なご努力をいただいていることに感謝を申し上げます。しかしながら、本市も含めた県レベルのスポーツ界は、国体での成績にありますように、いつも40番代の後半というまことに寂しい結果に終わっているのが現状でございます。スポーツの振興によるメリットは、幼児、子供から高齢者に至るまですべての年齢層の方々にあるわけございまして、体位向上、非行防止、人格形成、連帯意識の向上、健康維持・増進など大変多くあり、それと同時に競技力の向上に直結してまいります。スポーツ振興の方法もいろいろと考えられると思いますが、スポーツに親しむ気持ち、あこがれる気持ちの創造も大変重要なものと思っております。それは見ることから始まることが多く、すばらしいプレーを見て、自分もやりたい、やってみたいという気持ちから、その競技のとりこになった例もたくさんあるわけでございます。その考えをベースに、本日は時間的な制約もございまして、具体的な1点だけお伺いをしたいと思います。

それは、霞第1野球場の整備についてでございます。高校野球の夏の大会

会を見ておりましたり、あるいはプロ野球のオープン戦を見ておりましたりするたびに、第1野球場の見直しの必要性を感じております。プレーする立場からと見る側からの両面で考え、この施設を本市の名実とも整備されたメイン球場としてぜひ改修していただきたいと願うものであります。中央緑地の陸上競技場も全天候型の公認競技場として立派にさせていただいたところでございます。霞第1野球場につきましても、良質土の補充、照明度のアップ、スタンドの増設、スコアボードの改善、それに附帯設備の放送用設備もご検討いただきたいというふうに思うところでございます。続いて、消防音楽隊の編成についてお尋ねをいたします。

本市が三重県の最大の都市として着実な都市基盤をつくり、着実な発展を続けていることは大変喜ばしいこととございます。平成9年には市制施行100周年を迎えることにもなっております。21世紀に向かっての大きな重要な節目になるものと思っております。また、しなければならないものと考えます。この100周年を迎えるに当たっての記念事業もこれから鋭意検討されていくことと思っております。当然それまでも、これらに関連した多くのイベント等も計画されていることと思っております。また、国際化時代の中で、官民を問わず国際交流が文化面、スポーツ面でさらに活発になることも予想されます。そして、これらのことを考えますときに、いつも思いますのは、イベントの開催の盛り上がり欠けることへの心配であります。実は本年5月に第40回東海5県軟式野球記念大会が霞ヶ浦の第1野球場で開催されましたとき、私もそこに居合わせた1人として大変寂しい開会式であることに残念さを感じたところでございます。他市の人からも、四日市市にどうして音楽隊がないのかと不思議がられたところでございましたし、聞けば、県下には津市に消防音楽隊がありまして、大いに活動し、市民に親しまれ、かつ消防職員の士気高揚にも大いに貢献していると聞いております。過去に本市も音楽隊を組織し、その活動が市民に親しまれ、浸透していたと聞いております。市民の要望もあるところから、ぜひ音楽隊の再編成を

実現していただきたいと願うものでございます。活力ある都市の発展、県下のリーダー都市として、さらに市民とともに発展することを期待する者として、積極的なお考えをお聞きいたしたいと思っております。

最後に、医療関係廃棄物の処理についてとリサイクル活動についてお尋ねいたしたいと思っております。

9月4日付の新聞に県下度会郡の林道沿いに注射器や薬品の空き瓶、シンナーの空き缶などが捨てられており、不法投棄事件として捜査を始めたとの報道がございました。法律的解釈からいたしますと、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物になります。法令で言う産業廃棄物の中には医療廃棄物は含まれておりません。ということは、医薬品医療廃棄物は一般廃棄物となりまして、市が行政区内の生活環境の保全上、支障が生じないように収集し、これを運搬、処分しなければならない廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第2項に定められているところであります。医療廃棄物は、B型肝炎、エイズ等が騒がれ初め、問題視されるようになってきたわけですが、さきに報道のありました注射器や薬品の空き瓶のほか、どのようなものが危険物として問題視されているのでしょうか。そして、それら廃棄物の処理はどのように行われているのか、お伺いをいたします。

続いて、リサイクルに関連してお尋ねをしたいと思っております。

ごみの量は今後さらに多様化し、増量することが心配されるところであり、環境部では既にその対策にご努力をいただいているところでございます。庁内におきましても、再生紙利用への取り組みも行っていただき、減量、リサイクルへの姿勢を打ち出しているところであります。リサイクルの意義は大きくは地球環境の保全であり、貴重な資源の保護でもあります。また、エネルギーの節約、ごみの減量にもなり、それは生活環境を守り、税金の浪費を防ぐことにもつながります。このように大きく、しかも多くのメリットのあるリサイクルでありますので、全市民的運動に発展させていく必要があると考えます。市民あるいは民間団体でもそれら

の問題に取り組んでいただいているところもあると思いますが、それらの輪を広げ、広く市民の理解と協力、関心を深める方策についてのお考えをお伺いしたいと思います。報酬制度などもつくり、奨励してはどうかと思いますが、あわせてご所見をお願いしたいと思います。

第1回目の質問を終わります。

○議長（山本 勝君）田中福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 1番目の要援護老人対策についてお答えをさせていただきます。

ご質問の前段につきましては、ご趣旨のとおりと存じますので、以下についてお答えをさせていただきます。

要援護老人は平成2年4月1日現在 896人おります。この数は西暦2000年には、国の専門機関によりますと現在の1.6倍に達することが見込まれております。寝たきり老人等、要援護老人対策につきましては、ご指摘のとおり福祉施設対策としての特別養護老人ホーム、在宅福祉対策としてのショートステイ事業、デイサービス事業、それに加えてホームヘルパー事業を根幹としておりまして、老人福祉の向上を図るためにはそれぞれの施設が相互に連携を保ちながら適切に作用することが重要であると考えております。

在宅介護支援センターにつきましては、住民の身近なところであって、要援護老人とこれらの施策を結びつける機能を果たすものでございまして、施設を効果的に運用する上で重要な役割を担うものと考えておりますので、できれば本年度中に本事業を試行的に実施いたしまして、来年度において本格的に実施する計画をしております。また、在宅介護相談員の配置につきましては、要援護老人の多様な生活問題に専門的な対応ができますよう在宅介護支援センターの中に配置する予定でありますし、在宅介護相談協力員につきましては、事業開始後、状況を見て配置を検討したいと考えて

おります。

デイサービス事業の拡充につきましては、本年度の重点事業の一つに掲げまして、県下初の重介護型施設として二つの社会福祉法人に委託し、事業を開始したところでございます。デイサービスセンターにつきましては、将来、地域における在宅福祉事業の拠点としての役割を果たす必要がございますので、特別養護老人ホームの新設に合わせて整備しているところであります。ホームヘルパー派遣事業につきましては、在宅福祉施策の中で最も重要な施策でありますので、今年度も増員を図ったところであります。今後も需要に応じて積極的に増員をしていきたいと存じます。また、その待遇につきましては、人材を確保するため、給与等において国基準に上乘せを行っておりまして、本年度も改善を行いました。今後も待遇改善に努めていきたいと考えております。加えまして、事業内容の質的向上を図るため、研修体制の充実に努めておりますとともに、介護福祉士の資格取得を奨励しておりまして、昨年度は5名が合格いたしました。

施設福祉対策としての特別養護老人ホームにつきましては、老人人口の増加に見合った施設整備に努めているところであります。寝たきり老人は65歳以上の老人人口の約4%から5%の割合で発生しておりまして、その中で施設に入所しなければならない老人は4人から5人に1人でございまして、過去の実績を勘案いたしますと、本市では65歳以上の人口の1.4%程度のベッド数が必要と考えております。その観点から、本年度におきましては80床の増床を計画いたしまして、既に新設法人でございまして萌の里による50床と三重福祉会による30床の建設工事が進められております。さらに、数年後の増床を図るため、現在、社会福祉施設設置に意欲と能力をお持ちの方と新しい法人設立について協議中でございまして、実現に向けて努力しているところでございます。このように、幸い本市には特別養護老人ホーム等の福祉施設の整備につきまして意欲のある方々が次々と名を上げておりますので、それらの方々の中から諸条件を満たしている方

をお願いをしていきたいと存じます。なお、特別養護老人ホームの本市における整備率は既に国の高齢者保健福祉10カ年戦略の目標値を上回っておりますが、本市の需要の実態に合わせまして、平成5年度にはできるだけ待機者のないようにしたいと考えております。

○議長（山本 勝君） 岡田教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） ご質問の2番目、司書教諭の配置についてお答えいたします。

子供たちが本離れの傾向にありますことは、ご指摘のとおりでございます。子供たちの読書は豊かな心情を育み、人間形成と深いかかわりがございまして、大変重要でございます。そこで、市内の各学校では、子供にも図書館運営に参加させたり、国語科あるいは社会科、理科等の教科と関連づけて図書館を活用したりするなど、積極的に活用をするよう努めております。例えば、子供たちの読書への意欲を喚起するため、読書週間を設けて全校読書に取り組んだり、図書館祭りを実施したりしている学校や、また、子供たちが利用しやすい図書館にということで、郷土資料図書コーナーや、あるいは作者コーナーなどを設けるなどして工夫をしている学校もございます。教育委員会といたしましても、図書館利用、読書指導をさらに活性化するために、図書の購入予算の増額を図りますとともに、床にカーペットなどを敷くなどしてくつろいで本が読める環境の整備に努めたり、また、学校図書館指導資料を作成しまして、小中学校の全担任に配付したりしております。この冊子には、図書館の利用の具体的なアイデアと図書館経営のさまざまな工夫が掲載され、現在、各学校で活用されております。

司書教諭の配置につきましては、ご指摘のとおり、学校図書館法第5条の規定により各学校に置くことになっておりますが、附則の第2項に「当分の間、置かないことができる」という規定があり、そのために市内の小中学校ばかりでなく、県下の小・中・高校におきましてもほとんど置かれ

ていないのが現状でございます。しかしながら、各学校におきましては、図書館の管理運営の仕事の分担をする教員がおり、資格の有無を問わず、司書教諭と同等の働きをいたしております。今後につきましては、資格を有しないといった担当者の資質の向上のために図書館の管理運営等に関する研修の機会を確保するとともに、大学で行われている司書教諭の資格取得の条件を整備するよう国及び県の関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

続きまして、3番目のスポーツの振興についてお答えいたします。

スポーツ振興と体育施設の充実につきましては、ご指摘のとおりスポーツ振興と施設とは深い相関関係があると理解をいたしております。したがって、これまでにおきましても、市議会をはじめ関係各位の深いご理解をいただきまして、競技種目あるいは数におきまして、同格都市と比較いたしまして遜色のない施設の整備に努めてまいったところでございます。しかし、近年に至りまして、競技者及び観客の方から、よりグレードの高い施設あるいは競技内容を求めるニーズが高まってきていることもまた事実でございます。これに対応するために、昨年度は中央緑地陸上競技場の全面改修を図ったところであり、また、本年は中央緑地サブ体育館建設のための調査費をお認めいただき、現在、調査を進めているところでございます。

さて、ご質問の霞ヶ浦第1野球場につきましては、建設当時、全面芝生スタンドを昭和59年度に現状のスタンドに改修いたしましたところでございますが、改修以降、隣接地の広大な駐車場が利用できるというメリットが大きく、プロ野球のオープン戦、また高校野球の三重大会に利用され、特に本年の決勝戦では四日市勢同士の対戦ということもございまして、超満員札どめという球場開設以来初めてという観客動員を見たところでございます。今後もこの傾向は続くものと予想されておりますが、ご指摘のスタンドの増設につきましては、緑地内ということで、公園法に基づく建築

面積の制約もあり、現在既に既存建築物で微妙な数値になっておりますことと、公園内全体の今後の計画との整合も図らなければならないと考えておりますので、この点、関係部局とも十分調整の上検討いたしたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。また、日常的な管理につきましても、今後も十分留意いたしまして、適切な管理、運営に努めてまいりたいと存じます。

○議長（山本 勝君） 島村消防長。

〔消防長（島村 隆君）登壇〕

○消防長（島村 隆君） 消防音楽隊の再編成についてお答えをいたします。

まず結論を申し上げますと、今後の課題として、再編成という方向で前向きに検討をしたいと考えております。しかし、いろいろな問題点もありますので、いつの時点で発足できるかについては残念ながら明言できないのが現状でございます。

そこで、こういうことにならざるを得ない背景などについて申し上げてみたいと思っておりますが、まず、かつての四日市消防音楽隊発足の経緯とその後について申し上げてみたいと存じます。かつての消防音楽隊は、最初、音楽に興味のある数人で同好会をつくりまして練習をしていたのが発端でございます。その後、発展をして昭和39年に消防音楽隊が結成をされました。一時期市民の皆さんにも大変親しまれ、いろんな場で大いに活躍をしたようでございますけれども、結局は長続きしないまま、昭和53年になって自然消滅的に活動をやめざるを得なくなっております。そうなった主な理由としては、まず第1には、若い職員が音楽隊を嫌って隊へ入らなくなった。そのために新陳代謝ができなかったということでありまして、このため、必然的に隊員の年齢層が高くなりまして、演奏意欲も徐々に低下をした。また一方では、それぞれに隊員も昇任、昇格をして責任ある立場につくようになり、多くの隊員は消防業務に専念せざるを得なくなったと、

こういう事情がございます。第2には、本来の消防業務の負担が年々大きくなっておりまして、練習時間の確保が非常に難しくなって、そのため、隊員個々の演奏技術がだんだん落ち込んでいったといういきさつがございます。

ご指摘のように、県内には津市に消防音楽隊がございます。本年に入って松阪市が二、三年先を目指して消防音楽隊が編成されたやに聞いておりますけれども、当四日市消防としても、でき得れば消防音楽隊を再編成したいところでございますけれども、県内の各都市に比べて、特に消防業務の負担が増加していることを考えますと、なかなか余裕がないというのが現状であろうと思っております。また、音楽隊の編成には、まず職員の中に音楽隊をつくろうという自発的な意欲、雰囲気が出てこないといけませんし、その上で素質のある若い隊員を確保して、さらにはよい指導者を見つけなければならない。こういった多くの問題点を解決をして音楽隊を再編成をするということになりますので、今申し上げましたように、内部的には精いっぱい努力をいたしますけれども、現時点では残念ながら確約的なことが申し上げられないという状況でございます。ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本 勝君） 鵜飼環境部長。

〔環境部長（鵜飼 滋君）登壇〕

○環境部長（鵜飼 滋君） 第6点目の医療関係廃棄物の処理とリサイクル活動についてお答えをさせていただきます。先ほどもお話がございましたように、医療系の廃棄物につきましては、一つは不法投棄、もう一つは感染性の廃棄物の適正処理ということが極めて大きな社会的な問題になっているわけでございます。そこで、こうした状況下の中で、先般来、国におきましては、医療関係の廃棄物についての処理ガイドラインを示してまいりました。本年の4月からそのガイドラインに基づいて必要な体制の整備に努めるよう、そういった通知が厚生省からなされたわけでございます。

しかしながら、実態といたしましては、全国的に排出から処理に至るまでの管理体制というものが全く確立がされていないというのが全国的な実態になっているわけでございます。

そこで、市内におけるこうした医療廃棄物の処理の状況についてでございますが、まず総合病院におきましては、施設内、つまり病院の中に焼却施設を持っておられるわけでございますので、そうした焼却施設によって焼却いたしまして処理をいたしておるといふ、こういう実情でございますし、診療所等におきましては、従来の商慣習から、薬品納入業者が引き取りまして、さらに薬品納入業者が民間の業者に委託をして処理をしておるといふ、こういう実態に本市の場合になっているわけでございます。

そこで、特に問題がございますのは、先ほどもお話がございましたように、感染性の廃棄物の処理についてが問題になるわけでございます、エイズでございますとかB型肝炎という問題が引き起こされるわけでございます。特に、感染性の廃棄物の中でも、実は一般廃棄物と産業廃棄物があるわけございまして、感染性の一般廃棄物といたしましては、例えば脱脂面でございますとかガーゼ、包帯というのは感染性の一般廃棄物になるわけでございます。ところが、感染性の廃棄物の中でも産業廃棄物といたしましては、例えば注射針あるいはメス、あるいはまたビニールチューブそういったものは感染性の産業廃棄物ということになっているわけでございます。

こうした廃棄物の処理についてでございますけれども、廃棄物の処理につきましては、ご承知のとおり排出事業者が責任を持って適正に処理するということが原則になっているわけでございます。したがって、私どもは先般来、四日市医師会に対しまして、適正処理について要請をしてきたところでございます。しかしながら、今回示されました厚生省のガイドラインの中では、市町村におきましての役割も明らかにしているわけございまして、特に保健衛生の確保、向上、そういった観点から、適正処理につ

いて市町村もこれに協力をするという、そういうことがガイドラインの中で明らかにされているわけでございますので、私どもといたしましては、現在、医師会をはじめといたしまして、関係機関と連携をしながら、どう管理体制を確立をしていくかという問題、同時に適正処理について具体的にどんな対策が必要なのかという、そういったことについて、今申し上げた連携を図りながら現在進めているところでございまして、できるだけ早い時期にそういったことについてのまとめをしまいたい、このように考えているわけでございますので、その点についてのご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、リサイクルの問題についてお尋ねがございました。ご承知のとおり、現在、一つは、大変ごみの量が増えておるといふこと、もう一つは、地球環境の保全という、そういう立場からも全国的に各種のリサイクル運動が展開をされているわけでございます。私ども先ほどお話がございましたように、本年の5月からは再生紙を導入をいたしまして、リサイクル運動を展開をいたしているわけでございます。また同時に、この9月26日からは近鉄百貨店におきましてリサイクル展を開催いたしまして、市民の方々にそういったことについての啓発、普及に努めているわけでございます。また、最近におきましては、老人会が中心になりまして、牛乳パックの回収を始めておるといふ、そういう事例もあるわけでございます。また同時に、一部の大手スーパーにおきましては、消費者協会と連携をしながら、牛乳パックの回収を始めているという、こういう実情もあるわけでございますので、私どもはその他のスーパーさんあるいはまた住民の方々に対しましても、そういったことについて現在、具体的に働きかけているわけでございます。今後、私どもといたしましては、そういったリサイクル運動というものが効果的に全市的に行われるために、現在、具体的に住民の側をお願いをしていかなければならないもの、あるいはまた、行政が実施をすべきもの、そういったことについて総合的に検討を加えている

わけでございます、その結論につきましては、本年度中にその取りまとめを行いまして、ご提言の趣旨も踏まえながら、今後リサイクル運動に積極的に取り組んでいきたい、このように思っておるわけでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（山本 勝君） 野崎 洋議員。

○野崎 洋君 ご答弁ありがとうございます。まず、要援護老人の問題につきましては、いろいろと高齢人口の増加に伴いますご検討をいただいております、ご努力には敬意を払うところでありますが、もう一つ、当市としてハード面も含めた突っ込んだ考え方に欠けるような感じを私は受けるところでございまして、何か施設整備という問題は、民間のそういう意欲ある人に任せるだけなのかというような気がいたしますので、そういった感じを持っている者がいるということをぜひお含みおきをいただきたいというふうに思います。

それから、司書教諭の配置についてでございますけれども、附則に「当分の間、置かなくてもいい」ということがあるというご説明があったわけでございますが、法律とか役所用語は大変難しいなと思うのは、当分の間が36年にもなるというこの実態であるわけございまして、いろいろ調べてみますと、中学校にありましても、全国レベルでいきますと、配置率というのは1%だというようなことございまして、あえて私は、四日市の教育委員会の皆さん方に「おかしいじゃないか」という文句を言うつもりでこれは申し上げているのではございません。が、やはり子供たちの図書館の利用というものについて、そういう配慮がないということは、軽視されているのかなというような気がするわけございまして、そういう意味から、子供たちの読書、本に親しませるということ、また活字を読むということは、教育の一環としては大切なことだという認識をさらに深めていただきたいし、先ほど申し上げた古い法律でありまして、今どうこうというのは申し上げにくいことではありますけれども、やはり私は、必置義

務というのは置かなければならないというのであれば、それだけ必要性を感じているだろう。これが選択ができるというのであれば、「置くこともできる」という法律になってしかるべきではないかなというような気がするわけでございます。そういう意味から、あえて問題提起をさせていただいたつもりでございますので、どうか今後の図書館運営の中で十分考えを取り入れていただきたい。

ただ、法律の中に、司書教諭は教諭をもって充てるとか、講習で資格を取れとかいうようなことがあるわけでございますが、ちょっと矛盾をするわけでございますけれども、そういう有資格者といえますか、勉強をされた方で、あるいは現在は先生ではありませんけれども、部分的な対応というのは実は東京の日野市でもってそういう対応をされていていい成果を上げているという例も聞いております。ですから、そういうことも含めたお考えで対応していただくことも含めながら考えていただければなというふうに思います。

それから、スポーツの振興と体育施設の問題で、霞第1野球場の件を1点取り上げて申し上げたわけでございますが、やはりスポーツの振興につながる大きな要素に体育施設があります。実は昨日も、三泗地区の少年野球をやっている子供たちが中央緑地の陸上競技場を借りまして運動会をやったわけでございます。その集まった子供たちの数人に「どうだ」と言ったら、「すごいや」ということで、「僕も野球をやめて陸上の選手になろうかな」というようなことを言っていた子供がいたわけでございます。まさにこれが、いい施設の中でスポーツのとりこになる第1ステップだろうというようなことをきのうも感じながらいたわけでございます。先ほどのご説明で、いわゆる建ぺい率の問題だろうと思っておりますけれども、そこらにつきましては十分ご検討をいただいて、そして、ただ一つお願いを申し上げたいのは、そういった問題もあるでしょうけれども、公園緑地課との問題で、縦割りのひずみが出るようなことにならないように、ひとつお願い

を申し上げておきたいと思えます。

それから、消防音楽隊の件につきましては、前向きに取り組んでいたくということですが、先ほどの司書教諭のことではありませんが、当分の間というのが、また何年にも何十年にもなっては困りますので、どうかそういった意味で一日も早い設置をお願いしたいと思います。

ただ、ここで一つ関連したことでお尋ねをしておきたいのは、若い隊員の方々が、消防署員というか職員の方々が集まりにくいというようなお話がありましたけれども、詳しいことを調べ上げたわけではありませんけれども、四日市市の消防に対する受験資格の問題で、近隣他都市と比べて制約が厳しいのではないかなというようなことを聞いたことがあります。それがどれほどの厳しさがわかりませんが、1歳なのか2歳なのかわかりませんが、そういったことも若い隊員の集まることへの障害になっているのではないかなという気がするわけですが、これは直接の消防隊の編成とは直接関係はありませんけれども、お差し支えなければ、おわかりであれば教えていただきたいなという気がいたします。

それと、医療関係の廃棄物の処理問題、これはやはり市民全体に大変心配、不安を与える問題の一つでございます。鋭意ご努力をいただいていることにつきましては感謝を申し上げますけれども、これもやはり夜に産業廃棄物処理場にいわゆる不法投棄がされているというようなことも聞いておりますが、それらの実態についてはどうなのか。そういったことがなければよろしゅうございますけれども、そういったうわさも聞いておりますが、もしそらの実態がわかればお教えをいただきたいと思えますし、改善もしていただきたいということを申し上げます。今意見的なことをずっと羅列をさせていただきましたけれども、今の最後の医療問題、あるいは消防の職員の問題等について、お答えがいただけるのであればちょうだいしたいと思います。終わります。

○議長（山本 勝君） 島村消防長。

○消防長（島村 隆君） 職員の採用基準につきましては、他都市と比べて特に厳しいというふうには承っておりません。ただ、実績として、今年の採用予定4名でありましたけれども、応募は6名であったということでございます。本年、現在採用募集をしておるわけですが、若干名ということで予定をしておりますが、現在のところ願書が出ておりますのが10名、あと二、三人出るであろう。若干応募人員が増えておる。いろいろな経済情勢も反映をしての影響ではなかろうかというような見方をしておりますけれども、確かに消防職員に対する希望者というのはそんなに多くはない。しかし、それが採用基準によるものであるかどうかということは断定できませんけれども、他都市と比べてそんなにきついものではないということだけは申し上げられると思えます。

○議長（山本 勝君） 鵜飼環境部長。

○環境部長（鵜飼 滋君） 特に不法投棄の問題でございますが、かなり以前でございますが、新聞紙上にも報道された経緯があるわけですが、本市におきましても、そういった感染性の医療廃棄物が一部不法に投棄された事例がございます。私どもはそういったことに対して、特に不法投棄でございますから、警察側とも連携をしながらその問題について対処いたしましたわけですが、さらに、私どもが管理をいたしております処分場につきましては、現在そういったことについて搬入時の段階で具体的にチェックをいたしまして、そういったことにならないよういたしておるわけでございますので、そのようにひとつご理解を賜りたいと思えます。

○議長（山本 勝君） 野崎 洋議員、時間が残りございませんので、簡潔にお願いします。

○野崎 洋君 先ほどの消防職員の採用に関連しましては、いわゆる受験資格が学校卒業後何年以内という、そういう面での厳しさというふうに承っております。ですから、桑名市とか鈴鹿市は四日市よりも、卒業して間

があいても受けられるという面での厳しさという意味で申し上げたつもりでございますし、そこが若い職員をより多く、いい人材を採用するというごことであれば、そういった面も一度ご検討いただきたいというふうに思うことをつけ加えさせていただきます。

それと同時に、環境の医療廃棄物の問題でございますが、産業廃棄物処理場という問題、確かにいろいろ管理をいただいておりますが、これは産業廃棄物処理場であろうが、一般の道路であろうが、投棄されるのは深夜とかいわゆる人の目につかない時間帯に投棄をされるわけでございます。そういった面で市民が大変困っているということもあります。どうかそういった面もこれからさらにご配慮をいただきたいということを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝君） 水野幹郎議員。

○水野幹郎君 野崎議員の質問に関連をいたしまして、消防音楽隊の再編成でございますが、この件につきましては、私どもの会派はかねて谷口議員も質問をいたしております。消防だけではなかなか早期に実現は難しいと思いますので、全庁的にバックアップをしていただいて、一日も早く編成をしたいとお願いしたい、こういう立場に立ちまして、理事者の方から少しご意見を伺っておきたいと思っております。

○議長（山本 勝君） 片岡助役。

○助役（片岡一三君） 関連で、消防音楽隊の再編につきまして、全庁挙げて支援せよということでございますが、今後そのような方向で取り組みたいと思っておりますので、ご了解賜りたいと思っております。

○議長（山本 勝君） 暫時、休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前11時9分再開

○議長（山本 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

谷口廣睦議員。

〔谷口廣睦君登壇〕

○谷口廣睦君 おはようございます。それでは、通告に従いまして、3点ほど質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず最初に、地域政策の確立について、グランドビジョンあるいはマスタープランを求めてと通告をいたしました。私のような学歴のない者が英語をいわずらに使うことは少しこっけいになるかと思っておりますけれども、よろしく意のあるところを理事者の皆さんお酌みをいただいて、28万市民に向かって力強いひとつ答弁をお願いを申し上げたい、このように思います。

最近、テレビ、新聞、ラジオ等におきまして、マスコミ等の自治体政策論議の中で、必ずといっていいほど、地域コミュニティーあるいはアメニティという言葉が入っているわけでございます。コミュニティー、アメニティということについて、一言に要約すれば、環境保全あるいは快適性、住み心地のよさ、利便性と訳されるのではないかというふうに思うわけでございます。私たちが地方自治体にかかわる者の1人として、今住民の1人1人が何を望み何を行政担当者に期待をしているか、的確に把握し、分析する必要もあると思うわけでございます。

私も昨年12月に、約1,000人を対象として、約20項目にわたってアンケートをとったことがございます。その内容につきましては、昨年12月議会で明らかにし、感想を理事者に求めたところでありますが、少し余談になると思いますが、このような内容についてどういった中身であったのか、私のところにお尋ねになるような理事者は1人もございません。そういった内容については少し寂しさを感じておるところでございますが、総じて住民1人1人が、何と云っても総括的には快適な住環境の中で住み、そ

して雇用の場、いわゆる労働、そして生活の場、そして住環境の整備というものを大きく望んでいるところでございます。そういった生活圏の基本的な考え方に、多くの住民がいろいろ行政担当者に要求し、改善も求めているところでございます。その中身も最近では多種多様化してきております。土木行政に、あるいは教育、環境、福祉に文化にと多種多様であります。それをすべて100%満足にこたえようとするには、これは大変なことであります。財政的な問題もございまして、国庫補助の問題もございまして、そういったことの中から、いろいろ難しい問題はあるにしても、一步一步前進していかなければならない問題もあります。私は、市民とともに歩む行政として、また、市民1人1人に夢を、あるいはまた期待を与えていくためには、行政担当者がしっかりとした総合計画、より具体的なビジョンを確立し、四日市全体のまずグラウンドビジョンを求めて、その中から一つ一つのマスタープランをつくっていく。その内容について多くの市民によりPRをして、文字どおり市民とともに歩む行政を確立したいわけでありまして。

そこで、伺いたい、また提案もしていきたいと思うわけですが、確かに今、四日市市には基本構想、総合計画なるものがございまして。その基本計画あるいは総合計画というものの中で、果たしてあの中身で市民の皆さんが一つ一つの夢を持ち、また将来に向かって期待感が持てる中身であらうかと、私はいささか疑問に思うわけでありまして。私たちもこの質問に立つ以前に、あの基本計画を十分読ませていただきましたけれども、かなり抽象的であるのではないかと、このように考えます。しかし、行政担当者が各部署で一生懸命に精いっぱい努力していただいておりますのも認めていきたいわけでありましてけれども、しかし、市民の個々の1人1人には、やはり道路事情があり、あるいは教育に、環境に、福祉に、いろいろ不満も要望も強いわけでありまして。そこで私は、先ほども述べましたように、だれが見てもわかるように、より具体的な四日市全体のまずグラウンドビジ

ョンをつくって、その中から一つ一つのマスタープランをつくっていただきたい、このように思うわけでありまして。

具体的に申し上げますならば、大きな一つとして、都市地域基盤という観点から見た場合には、四日市全体の総合的な土地利用というものをどうしていくのかという問題もございまして。後ほどまた再質問の中で個々に時間があれば触れてみたいと思いますが、こういった土地利用というものもそれなりのビジョンをつくっていく必要があるだろう。二つ目として、道路問題についても、やはり基幹的な道路についてはそれなりの計画なり建設省との問題等も含めてかなり住民にもPRされておりますが、いざ生活道路となってくると、いつの議会でも問題になる。個々の生活道路には多くの問題がある。例えば一つの例を挙げてまいりますと、東阿倉川の南北の清水町から入ってきた道、あの道についても、私も議員にさせていただいてから7年になりますけれども、7年間の間、一体これはどうなるのか、いつも双方の突っ込み合いによってけんかが起きる。暴力ざたにもなっております。こういった状況の中で、一つの道路という問題についても個々の分析が必要であらう。また、河川、公園、緑地等々についてもそうであります。

大きな二つ目として、産業政策という観点からとらえてみますと、農業政策の現状もどうだ、あるいは商業、工業、観光、労働、こういった問題もございまして。

大きな三つ目として、教育、文化、スポーツ面という点からとらえてみるならば、やはり義務教育、小中学校の現状、あるいは障害者教育、青少年教育、成人教育イコール生涯教育等も含まれますが、あるいはまた市民スポーツ等々、こういう問題もございまして。

大きな四つ目として、福祉問題という問題からとらえてみれば、先ほど来から問題にもなっておりますように、老人福祉対策、あるいは障害者福祉、母子福祉、児童福祉等々でございまして。生活環境面からとらえてみる

ならば、市営住宅あるいは上下水道、環境保全、消防、防災等々。あるいは大きく六つ目として、地域社会と市民生活という面からとらえてみますと、市民コミュニティという問題、あるいは同和対策という問題、あるいは婦人問題等々でございます。

最後に、大きな七つ目としては、財政問題もでございます。財政問題につきましても、後ほどまた詳しく時間があればやりたいと思いますが、そういった大きな問題もでございます。

以上、大きく七つぐらいに分けてみますならば、こういった問題を現状はどうなっておるのか、その現状に対して今四日市市が当面何を早急にやっっていかなきゃならないのか、あるいは中期計画5年として考えていかなければならない問題、あるいはまた長期計画として10年を目途として考えていかなければならない問題、こういったことで、やはりそのマスタープランにおいても実行計画、中期計画、長期計画、こういったものをきっちと深い論議の中でそういう総合計画を確立してもらいたいと思うわけでありまして。私たちも来年は統一地方選挙において改選されるわけでありまして、その中から、住民と多角的にいろんな形で大きなアプローチもしていかなければなりません。そういったときに、やはり理事者の皆さんのつくられたそういった計画をもとにしながら、我々もそこに肉づけしながら大きなアプローチをしていかなければならない、このように思うわけでありまして。いかがですか、そういった総合グランドビジョン、あるいはまたマスタープランというものをつくっていただきたいと思うわけでありまして、いかがか、お伺いをいたしたいと思っております。

大きな二つ目として通告をいたしました市役所周辺の再開発、いわゆる商工会議所の改築移転の問題でございます。

いわゆる市役所は市政の拠点として、その周辺の活性化は大いに注目し、関心を集めてきたところでございます。そこで私たちは、61年の10月には庁舎周辺整備特別委員会を設けて種々検討し、調査研究をしてきたところ

でございます。その時点においても駐車場問題、総合会館の建設、あるいは旧庁舎の市民センター等々の問題、あるいは市民センターの解体の時期等についてもいろいろ調査研究もしたところでございます。そこで、商工会議所の改築移転の問題についても、一つの大きな整合性の中で話題になったのも事実であります。そのうち駐車場あるいは総合会館については既に完成をし、市民に大きく喜ばれているところでありますが、今、商工会議所の改築移転問題が残り、その問題が大きくクローズアップされてきておるところでございます。

そこで伺いたいと思いますが、今、公共用地の活用という面からとらえて、現在、労働会館の跡地あるいは職員駐車場になっておる土地、あるいは本町の婦人文化センター等々でございます。それに加えて、庁舎周辺の、これは民有地になりますが、固有名詞を挙げていいかどうか少し迷うところではありますが、三重機械の駐車場の問題、あるいはその周辺の問題等々、この周辺の市街地の再開発も重要になってきておるわけでありまして。

そこで伺いますが、この商工会議所の移転改築の問題については、直接行政とは関係ないというものの、庁舎周辺の再開発という観点から見れば、それなりの関心を持ち、また商工会議所とのコミュニケーションの問題も出てくると思いますが、現状どのようなコミュニケーションなり、どのような指導を持たれておるのか、お伺いをしたいと思います。

三つ目には、通告には若干の地区問題として通告をいたしまして、具体的な問題を表示できなかったのは、この時点において若干調査中のことでもございまして、具体的な表示はできなかったことについてお詫びを申し上げます。それ以降今から申し上げます質問について関係部局に対し少し私の意のあるところを伝えてはおきましたけれども、いわゆる羽津地区内の米洗川の下にJRの橋梁がございますが、この改修の問題について、平成元年度には3,900万円の予算設定をしたわけでありまして。以後、平成2年度においては3,600万円の予算設定をしておるわけでありま

すが、いまだにして何の工事の開始をする兆候にもないわけでありますが、この平成元年度に3,900万円の予算設定をして以後の進捗状況といえますか、現在の状況についてお伺いをしたいと思います。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長（山本 勝君） 加藤市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第1点について私からお答えを申し上げます。

市政を運営していく上において、基本構想を決定をし、10カ年間ぐらい先を見たまちづくりの基本的な理念とその施策の大綱を、これは自治省の指導で法律によって定めなければならないというふうになっております。それに基づいて基本計画ができておる。これはいずれも市政に関する限りのものがございます。そこで現在、私どもがやっております行政の方向というのは、この基本構想に基づいた基本的な理念、あるいはそこに掲げられました市政の政策の大綱に従って運営をしておるわけでありまして、この基本構想というのは、平成12年を目標にして平成元年度からスタートさせるということになっております。

そこでまず、基本計画が固まっておりますが、これは基本構想に掲げられました五つの都市像に基づきまして、平成5年度までに市が取り組む施策なり事業なりを明らかにしてあるわけでありまして、これらは実は、基本構想については十分市民の皆さんのご意見をちょうだいをいたしまして、昭和62年度の12月に作成を終わって議会にお諮りをしてスタートをさせておる。それに基づいて63年度に平成元年度からのスタートをいたします基本計画が定められて今日スタートをいたしておると、こういう状況になっております。

今申し上げましたように、これらの計画あるいは構想はいずれも市政に関する限りのものがございますが、実際はこの四日市市を住みよい働きがいのある、あるいは学ぶことのできる、さらに市民が憩うことができると

いう都市機能がバランスのとれた状態で魅力と活力に満ちた総合産業都市として成熟させていくといった線に沿って計画をされておるわけでありまして。

しかしながら、これを作成した時点と今日の時点では、社会の経済情勢あるいは社会情勢そのものが随分変わってきておりますし、また、今申し上げたように、市の政策のみに限っておるということから、今日四日市周辺を取り巻く、国あるいは県の上位団体の特に国でございますが、大きなプロジェクトがだんだんに具体化に向かって進んでまいっておりますし、また、市の方におきましても、抽象的な表現でしか述べられておりませんでした、例えば駅西の開発あるいは駅東の既存商業集積地におきます再開発計画や駐車場の整備構想、さらにはJR四日市駅周辺におきます新都市拠点整備事業でありますとか、あるいはJRそのものの立体化交差化事業などというものは、構想として、あるいは計画として、さらに港の方におきましては、来年度から新たに次の港湾計画がつけられようとしております。その中には、ポート・ルネッサンス21構想といったような計画が盛り込まれる予定になっておりますし、また、山麓部におきましては、今申し上げました国の事業としての東海環状自動車道でありますとか、あるいは第二名神自動車道でありますとか、さらには中央リニアエクスプレスの構想計画というものが浮かび上がってまいりましたし、もう一つ言えば、常滑沖におきます中部新国際空港の構想というものもだんだんに具体化をしようとしつつあるわけでありまして。

したがいまして、こういった状況を踏まえますと、四日市市の中におきますまちづくりの方向というものを、これらとの整合性を図って進めてまいらねば、次の時代への対応が困難になっていくであろうし、さらに市民の皆様方にとりましては、それじゃあそういった状況の中で、自分たちの住んでいる地域がどういふふうに変わっていくとしているのか、あるいはどういふふうに変えようとしているのか、自分たちの意見も含めて、そ

これらの問題に関心が注がれますことは当然のことであるわけであり、したがって、私も、こういった状況になっておりますということを全体的に総合的に市民の皆様に見現時点でお示しをするということは、行政をあらゆる責任者として極めて重要な問題であろうかというふうに思っております。

土地利用計画の問題は後で申し上げますが、そういった意味合いにおきまして、私は、この基本構想なり、あるいはそれに基づいた基本計画というもののこの時点での見直しというものは必要であろうかと思っております。しかし、基本構想というのは、これは10カ年を見込んで決めろということになっておりまして、基本構想というのは、いわばまちづくりの理念を述べたものであり、具体的な事業計画というものは基本計画で明らかにすることになっておりまして、基本構想そのものを変えるということではできませんが、基本計画は当然もう一度この辺で見直して、来年度以降にどう対処していくのかということを検討する必要があるのではなかろうかと思っておりますし、それを市民の皆様にお示しをする必要もあるというふうに考えておるわけでありまして。

そこで、もう一度土地利用計画の問題に戻りますが、現在、四日市市内におきまして、県のハイテク・プラネット21構想というのがあるわけでありまして、これは県が多極分散型国土形成促進法に基づきまして、振興拠点地域を、四日市市内では振興地域基本構想というものをつくりまして、国の承認を得るということになっております。その中で、四日市におきましては、重点整備地区というのが3地区あるわけでございます。一つは、中心市街地及び臨海部を包含します四日市みなと交流ゾーンであります。二つ目は、環境技術移転センターの立地というものが予定をされております鈴鹿山麓リサーチパークであり、その三つ目が、四日市東インターチェンジ周辺での県道富田山城線、あるいは東海環状自動車道との計画が位置づけられております鈴鹿山麓ハイブリッド・スクエアということでござい

ます。ハイブリッドという言葉は大変難しいんですが、要するに、いろいろな機能が混ざり合った地域の発展を目指していくと、その中には、ハイテク団地も入っておりますし、今考えられておりますのは、流通団地あるいは住宅団地、公園等々がここに立地をされるであろうというふうになっておるわけでありまして。

こういった用途的に大体土地利用の確定をしているところがあるわけですが、その他、開発可能地域というのが大体四日市市内 5,000ha ぐらい余地があるというふうに思っております。これらの地域をどうするか、土地利用をどうするかということはまだ決定をしているわけではございません。これを決定して動かないものに決め込んでしまうということは、土地利用の弾力性が妨げられるというふうにも考えられますので、現在の段階では、そこまで「こういうふうに全部使うんですよ」ということを決め込んでしまうことは、これほど激しい変化を起こしていく時代に十分対応し得る計画を今の時点から策定することは、私は大変難しいなというふうに思っておりますが、今申し上げましたおおよその見当のついております地域での、あるいはその周辺での土地利用というものを、おおよその、おぼろげながらと言っては大変申しわけないですが、おおよその範囲ぐらいはお示しできるんじゃないだろうかというふうに考えておるところでございます。

こういったようなことも含めまして、基本計画での事業というものを確立をしていく必要がある。そのため基本計画をもう一遍ローリングをする必要が出てきたなというふうに私は思っております。今概略のことを申し上げたわけですが、やはりその間には、先ほどお話のありましたような教育、文化、福祉あるいは環境といったような、どちらかといいますと、それらの事業もソフトな事業だけというわけではございませんで、ハードな事業の面とのタイアップが必要であります。それらのことも考え合わせて、四日市周辺をめぐる今いろいろな動きがあります

のを、ある程度はっきりした形で市民にお示しをする必要があるし、そういった方向で今後のグランドビジョンの策定に向かって努力をしまいたいというふうに考えておるわけでありまして。ソフトな面については、今申しましたような大枠の中で、四日市でどれだけのことが遂行可能であるのか、あるいは遂行しなければならないのかということについて、確定的なものということではなしに、流動的に対処ができるような見直しを行っていったらいかがなものかと、こういうふうに考えておる段階でございます。グランドビジョンにつきまして、大変貴重なご意見を賜りまして、このご意見を参考にして今後精進をいたしてまいりたいということをお誓いを申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

○議長（山本 勝君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） ただいまご質問ございました市役所周辺の再開発についてのご質問にお答え申し上げます。

市役所周辺を含みます中心市街地のまちづくりにつきましては、昨年度取りまとめました地区更新計画の中で中心市街地全体の活性化、商業振興の視点から多面的に検討してまいった次第でございます。その中でご指摘ございました市役所周辺地区につきましては、市役所、商工会議所のブロックをシビックセンターゾーンととらえまして、市役所北側の新道通りまでのブロックを重点整備地区として位置づけまして、D地区、三重機械駐車場周辺地区と名づけているわけでございます。D地区は、ご存じのとおり、旧港に至ります諏訪新道、それから広幅員の三滝通りに面しまして、近鉄四日市駅からは若干距離がございますが、それを逆手に取って、魅力的な施設、雇用吸収力のある施設を導入して、人を吸引することが可能となれば、駅東商業活性化を考える上で波及的な効果が期待できる戦略的なポイントであろうというふうに考えているわけでございます。したがって、地区更新計画の中では、市役所、商工会議所及び総合会館の機能と

も連動させ、まちの中の文化活動のシンボルとなるべく、商業、業務、文化を複合させたまちづくりが望ましいというふうに提案されておるわけでございます。

そこで、ご質問いただきました、現在建てかえを計画中の商工会議所でございますが、これをD地区再開発事業の核施設の一つとして導入することができますれば、地区更新計画の中で提案されております施設の概念にも合致し、この事業の推進に大きな契機となり得るであろうというふうに考えておるわけでございます。そのために、過日、商工会議所にその旨申し入れを行いまして、商工会議所の方のご理解を賜るとともに、地元の皆様に対しまして、再開発の働きかけをいたしているところでございます。しかしながら、この再開発事業といえますのは、関係権利者の皆様が中心になって、お互いの合意を得ながら進める性格の事業でございます。現在、地元に対しましては、市から地区更新計画でのこの地区の位置づけ、再開発事業としての提案の説明を行った段階でございます。議会におきましても、この事業推進のための補正予算を上程申し上げているところでございます。今後の進め方といたしましては、関係権利者の合意形成に向け、勉強会を継続して実施いたしまして、事業化を目指して、関係権利者の研究会の組織にまでつなげてまいりたいというふうに考えております。

以上のような状況でございますので、市役所庁舎周辺の整備につきましては、先ほどご質問の中にもございましたように、昭和61年度にご検討いただきました庁舎周辺整備特別委員会の報告内容を尊重いたしまして、かつこの地区更新計画に基づくまちづくりの進展に合わせて、シビックゾーンの名にふさわしい整備をしまいたいというふうに考えております。また、ご指摘いただきました周辺公有地等につきましては、今後、今申しました都市機能のより一層の充実、地域の活性化に資するよう、有効活用の方策を検討してまいりますので、どうかよろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本 勝君） 竹村建設部長。

〔建設部長（竹村二郎君）登壇〕

○建設部長（竹村二郎君） 第3点目のご質問にお答えを申し上げます。

ご承知のとおり、準用河川米洗川の河川改修につきましては、国補事業といたしまして第1期工事を昭和51年度から実施をしております。事業費が5億8,000万円、事業の区間は河口から近鉄線までの間約1,000mでございます、その大半が現在ほとんど改修済みになっております。ご指摘ございました白須賀地区内にありますJR関西本線の米洗川の橋梁の改築につきましては、運輸省と建設省が取り交わしております運建協定に基づきまして細部協定の締結の上、JR東海に委託して施行をすることになっております。

このため、当工事の施行に当たりましては、昭和62年からJR東海と再三協議を重ねてまいりましたのでございますが、国鉄の分割民営化に伴うそういった新協定がなかなか定まらず、先ほどもご指摘ございましたとおり、平成元年度事業として計画をしておりましたこの本工事を見送った経緯となっております。私どもといたしましては、さらにその後協議を重ねまして、現在、運輸省、建設省との間で新協定が成立をいたしました。これに基づきまして、市といたしましては、費用負担も含めました細部の協定を締結するために、現在、建設省、JR東海と協議中でございます、本年度には工事に着手をいたしたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（山本 勝君） 谷口廣睦議員。

○谷口廣睦君 どうもご答弁ありがとうございました。基本構想なるものは、ひとつ現実的なものに見直してこういう市長からのご答弁をいただきました。ぜひひとつ早急にそのような内容にしていきたい、このように思いますが、いずれにいたしましても、現在の総合計画等の内容は、十分読みましても、かなり抽象的で、我々が見ても、後一つ事業が、あの

計画と相まっていないというような感じもするわけで、よりひとつもう少し具体的な問題を入れていただきたいというふうに思います。

例えば土地利用計画等の問題についても、今市長が、四日市では5,000haぐらいの土地の今後の活用問題についても考えていかなきゃならぬ。こういうふうに申されたわけでありましてけれども、私は一つ残念なことには、四日市の南部ハイテク工業団地の造成について、その誘致企業が決まり、その誘致企業が将来展望として、早急にあの周辺内、あるいはまた四日市市内に、その関連企業の設置もある程度見越した中での四日市への進出を図ったというふうに聞いておるわけでありまして。それに従って、約5,000坪、坪数を言って申しわけないですが、5,000坪程度の中身で南部ハイテク工業団地への進出を希望する企業が早急に県を通じて四日市市に申し入れたと聞いておるわけでありましてけれども、しかし、早急にその答えが出ない。四日市としては受けられないという返事の中から、大安町に5,000坪の関連企業が求められている。本企業の関連企業がそれだけの誘致を図りながら、その内容が四日市市が受けられないということで大安町に向いていく。これは四日市としても少し情けないことではないかなと、こういうふうに思うわけでありまして。今また、ゴルフ場の開発等についても、4カ所、5カ所が計画にあるいはいろんな問題も起こしているわけでありましてけれども、そういったことで、早急にやはり大きなランドビジョンというものを設定しながら、そして理事者の皆さんの頭を同じレベルにしながら物事の対処をしていかないと、このような情けない結果が出てくるんじゃないかと、こういうふうに思うわけでありまして。

土地利用の問題は以上といたしますが、あと道路問題等についても、今四日市市に生活道路の中でここ何年間、この道路は一体どうするんだということが再三指摘されておっても、なかなかその答えが出てこない。あるいは理事者の1人1人によって答えも違う。こういうことになれば、やはり現状、できないは財政問題もございまして、現状どういったと

ころが不具合になっておるのか、それは将来どうしていかなきゃならないのか、あるいは中期計画、長期計画にのせられない理由はどこにあるのか。こういったもう少し具体的なところまで、余り具体的なところというとな難しい問題がありますけれども、やはり長期計画基本構想の中には、もう少し具体性のある問題にしてほしいな。今の状況を見てみますと、何遍読んでも言葉の中に抽象的な言葉で、20年、30年ぐらい前に使ったような言葉もそのまま入っておるといような状況になるのではないかな、このように思います。

以上のような内容でございますが、また商工会議所の改築移転の問題については、まだまだ少し言いにくい問題もあるかも知れませんが、早急にこれもひとつ市のある程度のアグレマンを問いながら、整備を図ってもらいたい、このように思います。

それから、3番目の米洗川の問題については、やはり建設省あるいはまた運輸省との協議の問題、こういう問題は早くからわかっておるわけなんです。それがおくれておるといことの中から、予算設定をしながら2年もおくれておるといことについては、いささか問題も大きいと思いますので、これは今年度中になんらかの工事着工をされるということですので、了解をいたしたいと思います。やはり当面、戻りますが、今の土地の高騰という立場からいけば、早急に土地の問題等については、大きなグランドビジョンの中で整備をされた方がいいのではないかな、このように思いますので、以上申し上げたことについては要望として申し上げておきますが、市長も今三つぐらい書きとめられたので、何か私に、そうじゃないよこうだと言われることがあれば、ひとつおっしゃっていただければ、また私も伺いをしたい、このように思います。

○議長（山本 勝君） 加藤市長。

○市長（加藤寛嗣君） ちょっと私が申し上げたことに誤解を招くような言葉がありましたので、訂正をさせていただきますが、基本構想は変える

ことができないということでございます。したがって、基本計画の見直しでグランドビジョンを策定をしていきたい、こういうことを申し上げたつもりであります。

それからもう一つは、開発余地というのは私は5,000haぐらい全市内であるということを申し上げたんで、5,000坪の話をしたつもりは毛頭ございません。5,000坪の問題は、今のご質問で私よくわかったんですが、そういう申し入れがあったということは実は私は承知をいたしておりませんが、よく調査をいたしまして、5,000haの開発余地があるんですから、5,000坪ぐらいは何とかなるんじゃないかなと、こういうふうに思っておりますので、そのようにご理解を賜っておきたいと、こういうふうに思います。

○議長（山本 勝君） 谷口廣陸議員。

○谷口廣陸君 大変ありがとうございました。私の言葉足らずの問題もございまして、再度市長を煩わせたことについて申しわけなく思っておりますが、今私が申し上げたのは、5,000坪、5,000haの単位の問題は少しあるといたしましても、確かに既に大安町の方へ土地を求めなければならぬという答えを四日市市が出されておることについては、少し情けないなという感じがいたしたものですから、つい申し上げましたけれども、以上をもちまして私の質問をすべて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山本 勝君） 暫時、休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時2分再開

○議長（山本 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

長谷川昭雄議員。

〔長谷川昭雄君登壇〕

○長谷川昭雄君 昼からの1番でございますので、よろしく申し上げます。
通告に従い質問をさせていただきます。

まず1番目の地域福祉の充実についてでございます。

厚生省が提唱する高齢者保健福祉10カ年戦略の中で、市町村における在宅福祉対策、緊急整備の在宅福祉10カ年事業として具体的施策の方針を打ち出している7項目の実践計画はよく承知をするところです。本市においても、63年に高齢者対策中・長期指針が打ち出され、その一部は第5次総合計画に具体化が進められていますが、厚生省のねらう10カ年戦略には、十分と言えない感があります。また、老人福祉法改正案の中では、在宅福祉サービスを市町村の仕事と位置づけ、在宅に関しては平成3年施行とし、在宅と施設の両方を合わせた総合的な福祉サービスの実施に努めるとして

います。
そこで私は、在宅福祉、施設福祉、地域福祉といったもので、地域住民の参加によるサービス機能が発揮でき、複合効果を向上させる施設が必要であると考えます。現在、老人や障害者の福祉向上のため、各種施設がつくられていますが、老人であるとか障害者だけという特定対象者に限定された施設であります。これからの福祉施設は、老人や障害者は当然ながら、健常者や子供に至る3世代交流の場とし、地区社協、ボランティア等とも密接な関係を保ち、子供にも福祉の原点を教え、学ばせる活動の拠点と位置づける必要を感じております。子供の時期より福祉の原則であるみずからのお金でみずからが福祉を受けることを認識する教育、つまり実践活動を通じて体で覚えるためにも、3世代交流の場の必要を提唱するものです。このような将来見通し、目的をもとに、ぜひ複合機能の発揮できる施設の整備をしなくてはなりません。本市では、全国に誇れる地区市民センター活動と同様に、地区単位とした福祉センターとも言うべき施設の構想を他市に先駆け整備することを求めるものであります。実施に当たっては、さしあたり公共の遊休施設あるいは休眠施設等の再利用を検討してはいかが

かと思いますが、お考えがあればお答えをいただきたい。

続いて、2番目の本市における外国人労働者の状況とその政策についてお尋ねいたします。

今、全国的人手不足の最悪状態が続いています。新卒者1名の獲得のため、100万円とも200万円とも言われる宣伝費や高額な準備資金が必要であると報道されているのはご承知のとおりでございます。中でも、特に3K危険、きたない、きついと言われる職種、とりわけ土木建設、地場製造産業等に従事する単純労働者、技術見習いの志望者は皆無に等しく、事業者は経営の継続に危機を感じている現状であります。この状態が続けば、営業の維持は困難となり、閉鎖か倒産の零細・小業者が続出し、産業体系に変化を来し、経済市場に影響を及ぼすことは必至であります。

現在、全国各地で観光、留学などのビザで入国し就業する外国人が多数あるやに聞いています。また、これらのやみルートのシンジケートの有無さえもささやかれておるわけでございます。本市における外国人登録上での違法就業、観光ビザ入国の実態を掌握している限りで結構でございますが教えていただきたい。

これら外国人出入国に関して、国では6月の法の一部改正で就労ビザが緩和されました。今のところ、技術研修、熟練工の限定があり、外国に関連工場または海外工場を持つ企業が短期採用で許可されているそうです。このような制約は膨大な資金や受け入れ施設を具備する大企業向けの処方せんと解しても間違いないと判断すべきでありましょう。四日市に大型企業の誘致が決まり、造成地の作業が進められているとき、これが操業開始の暁には、若者の転職移動やパート要員の募集による労働力配分に変動を来し、雇用問題はさらに零細業者を圧迫し、決定的な打撃となり、一層の人手不足を招来するのは必至の状態となるでしょう。市として、従来より地場産業の育成や零細業者への保護施策、資金の援護等、努力をするとともに、後継者の育成にも配慮と施策を講じていることはよく理解している

ところですが、今の課題として、国内法の枠の中で、外国人労働者の合法的受け入れ、今後の情勢に即応できる体制を先取りした研究を進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。まず、行政で分担できる分野を見極める必要があります。例えば、外国人が即日常生活に必要な日本語会話、文化、習慣等、あるいは日常必須の文字、また場合によっては技術の補習等で、これには定時制の空き教室を利用し、訓練所的機能を策定するのも一方法と考えられますが、いかがでしょうか。しかも、現行法にはかなりの制約がついています。この問題にどのように取り組んでいくか、お尋ねをいたします。

この問題は、さきの3月議会で大谷議員も質問されました。その後の取り組み、経過とあわせて、今後の見通し、対応についてお答えをいただきたいと思います。

今後、本市が発注している公共事業を請け負う事業所で外国人の不法労働就業が発生した場合、本人は法による処分は当然ですが、受注業者で元請け業者、また申請された下請け業者等に対する処置、処分の対応はどのようになっているのか、お尋ねいたします。市としてとる処理手順でございませう。

以上の点について、ご答弁をお願いしたいと思います。

次のコーストゾーン観光への対応でございます。

産業の多様化と企業の増加による人口増と週休制の改善による余暇の増加で、身近な場所で手軽なレジャーを楽しむようになりました。したがって、場所と環境を整備する必要が生じ、市民にサービスしなくてはなりません。本市では、既に伊坂ダム、八郷サイクリングコース、四日市スポーツランド、南部丘陵公園など都市型公園を補完する施設が整備されています。

海上では、四日市港を開かれた港づくりの一環として、平成元年に遊覧船「いなば」が就航しました。「いなば」の運航は時宜を得たもので、加

藤市長のヒットアイデアと高く評価をいたします。私は、就航以来2度の乗船の機会を得ました。ほかに民間船により臨海コンビナート群を望見することがたびたびあります。今回の「いなば」の就航によって、さらに多くの市民は港に親しみ、海に接する機会は多くなるでしょう。しかし、美しい海岸、美しい波打ち際と感じる人たちは、そのうちの何%の人たちでしょうか。港を取り巻くコンビナート群の波打ち際は黒ずんだコンクリートの防波壁が延々と続き、火気厳禁、立入禁止、危険と威圧する文字が並び、美観にはほど遠いものがあります。

かつて四日市の海岸は、北の高松海岸より磯津漁港に至る海辺は、港の出入口、河口を除きますと、白砂青松の牧歌的海岸線であり、夏には海水浴場のにぎわいもありました。戦争を境に産業が優先され、海は埋め立てが進み、いつか海岸線は企業に渡り、現状となった次第です。市民の容易に立ち入ることのできない場所となりました。市民の海への愛着を抑止し、産業重視の政策が今日の姿であります。海岸線を復元させる方法は皆無でございませう。市政概要の観光振興対策の中でもはっきりと宣言されている観光資源の重要な1ポイントでもあります。かつて四日市港先端の三部突堤への立ち入りを求めた入浜権の争いがあったことは記憶に新しいことです。市民の求める美しい水際に整備して提供すべきであります。将来は波打ち際の遊歩道建設も考える時期が来るかとも思います。私はこの際、臨海企業に協力を求めて、「四日市臨海波打ち際美観コンテスト」なんかのイベントを開くのもどうかと思います。一部の企業の中では、施設の一部に彩色がなされ、カモメが湾岸にいるのを道路より眺望しました。このようなことが海上より望見できるならば、素晴らしいことです。文化都市・四日市のイメージもアップします。

以上、私案も含めて申しましたが、市としてどのように取り組んでいるのか、今後どのように進めていくのかをお答えをいただきたいと思います。第1回の質問を終わります。

○議長（山本 勝君） 田中福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 1番目の地域福祉の充実についてお答えいたします。

高齢者保健福祉推進10カ年戦略への対応につきましては、かねてから議会からも高齢者の福祉ビジョンを策定するようご意見をいただいているところでございますし、また、厚生省から指定を受けた健康長寿のまちづくり基本計画策定事業につきましても、本議会に予算を計上させていただいておりますので、現在、本市の高齢者の福祉ビジョンの策定にとりかかっているところでございます。来年中には議員の皆様方にも冊子をお届けすることができるかと存じます。

子供、老人、障害者と地域との交流の施設につきましては、既存の施設では不十分な面もあると存じますので、今後、高齢者、障害者、子供等を対象とした福祉施設につきましては、地域との交流、ボランティアが活動しやすいような施設整備をしたらどうかと考えております。また、遊休施設の活用につきましては、福祉の充実につながるような方向で取り組んでいく所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本 勝君） 佐々木商工部長。

〔商工部長（佐々木龍夫君）登壇〕

○商工部長（佐々木龍夫君） 外国人労働者の雇用に関する問題につきましてご答弁申し上げます。

近年、長期にわたります景気拡大の中で、雇用状況の逼迫は全産業に及んでおりますが、特に中小地場企業におきまして、それは大変著しくなってきました。こうした状況に対処するために、労働力を外国人の受け入れの方に求めようとする傾向が強くなってございますが、外国人の就労問題につきましては、出入国管理及び難民認定法、いわゆる入管法によりまして取り扱われることになっておりまして、本年6月より施行されました

改正された法律では、高度で専門的な知識、技能を持った外国人労働者についての在留資格の枠が拡大されました。一方、単純労働につきましても従来どおり、こういうことになっておりまして、その受け入れを認めない、こういうことになっております。また、今回の法改正では、不法就労者を雇い入れました企業主等への罰則規定を設けたということが一つの特徴となっております。

外国人労働者の実態でございますけれども、入管法によりまして正規の就労が許可されております者のうち、その内訳を申しますと、本市の場合、いわゆる外国人登録法によります平成元年度中のその登録状況に基づきますと、工業目的あるいは企業内研修を目的としている者がおおむねそれぞれ30%、それから、いわゆる日本人の配偶者または子供、孫という身分関係を有する場合、あるいは法務大臣が特に在留資格を認めた者、例えば医師でありますとか語学学校の教師、熟練労働者、そういった方々の就労に属する者が32%で、残りの8%が就学でありますとか親族訪問、そういった格好となっております。

外国人の就労問題につきましては、原則として国及び県の所掌業務となっております。市の施策の内容はこれらを補完するという体制となっております。しかしながら、就労実態やそれに内在する課題への対策等につきましては、私ども市町村が最も身近に把握し得る立場にありますことから、国、県等と連携をとりながら、今後積極的に対応を図っていく必要があると、そういうふうに考えております。

したがって、先ほどお話がございましたように、日常生活上あるいは初歩的な職業技術、そういった訓練施設等の設置を考えたかどうか、こういうお話でございますが、これは大変国籍の異なる人々への包括的な対応、こういったこともございまして、現実の問題としてはなかなか難しいところもございまして、したがって、今後、雇用状況の推移を見守りながら、国、県あるいは企業サイド等とも必要な対応について協議をして

考えてまいりたい、そのように思っております。

それから、不法就労のお話がありました。どれぐらの実態になっておるかということでございましたが、現在、こういった職業についておると一般的に言われておりますのは、土木業者あるいは夜の歓楽街等に働いておられる方でございますが、今回、先ほども申しましたように、法改正によりまして、こういった人々を雇用した事業主に対しては罰則規定が設けられたと、こういうこともございまして、なかなか雇用者がこれを明らかにしたがない、こういう事情がございまして、実態の掌握は実際のところはなかなか困難と、こういうことでございます。また、入管法によりますと、こういったことを職務上知り得た国あるいは地方の職員というのは当局の方へ通報しなければならないと、こういう規定もございまして、なおさら私どもの調査では実態がつかみにくいような状況になっておる、こういうことでございます。外国人労働者に関しては以上のとおりでございます。

それからもう一つ、3番目のご質問でございますが、コーストゾーンのあり方についてのご指摘でございますが、これについてお答え申し上げます。

近年、マリソレジャーが大変人気を集めておりますが、それに伴いまして、水際の景観とか利用ということがいろいろな話題を呼び起こしております。お話にございましたように、昨年11月、本市では遊覧船の「いなば」を就航させました。お陰さまでこの8月26日で乗船者が1万人に達すると、こういうようなことで、好評裏に運航させていただいております。しかしながら、ご指摘のとおり、海上から見ました陸上部の景観は決して良好なものではございませんで、乗船客の方々からもご同様の意見をいただいているところでございます。

したがって、市といたしましても、臨海部の企業群に対しまして、オイル貯蔵タンク等の色彩化でありますとか、工場緑化を海の方も推進し

ていただくように要望をしているところでございます。こういった動きがございまして、同様に四日市港管理組合の方でも、臨海部の景観の美しさを促進するために、今年度、臨海部全域を対象に、色彩化を図るための調査に着手をしております、年度内に色彩化計画をまとめる、こういうことしております。そして、来年度からとりあえず港湾施設の倉庫、上屋を対象に美観事業を実施する予定となっております、また企業に対しても、色彩化計画に沿って美観化を推進していただくように協力を要請していく、こういうふう聞いております。

なお、臨海部の企業用地の開放の件でございますが、このご提言につきましては、安全性でありますとか、企業活動上困難な問題もいろいろございますので、当面は公共用地の中で親水空間を設けまして、市民に提供していきたいと、そういうふうに考えております。その一環としまして、旧港地区の公園化とか運河沿いの遊歩道化を逐次進めているところでございますが、また、大部分が遊休地化している富双地区につきましても、昨年度、再開発構想を策定いたしまして、今後事業化に向けての計画を検討するなど、市民が親しんで憩える魅力あるウォーターフロントの整備を四日市港管理組合等関係機関ともども積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本 勝君） 石川総務部長。

〔総務部長（石川徹夫君）登壇〕

○総務部長（石川徹夫君） 先ほどの2点目の不法就労者に対する問題の中で、市の契約相手の中にそういったことがあればどのように考えるかと、こういったご質問に対しましてお答えを申し上げたいと思います。

契約相手に対しましては、常日ごろ法等の遵守を指導をしてきているところでございますので、もしそういった法等に違反の事実があり、罰せられるというようなことになりましたら、市の条規等に照らし対処してまいらなければならないと、このように理解をしております。よろしくお願

します。

○議長（山本 勝君） 長谷川昭雄議員。

○長谷川昭雄君 ご答弁いただいたんでございますけれども、先ほどの1点目の件につきましては、前向きに検討するというので、実のあるお答えをいただきましたので、早急に進めていただくことをお願いする次第でございます。

2点目の件でございますけれども、佐々木部長の説明では、不法就労は今のところ全く不明だから、なかなか実態がつかみにくいと、こういうような答えをいただいたわけでございます。総務部長の答えと若干ニュアンスが違っているような感じを受けるわけでございますけれども、例えば、不法就労の内容が今のところは全くわからないというような説明の中で、もし今後わかったら、これを一応元請け企業に対して対応していきたいと、こういうようなことでございますが、全く今のところ不明ということでございますので、その不明に対してはどのような手を打つのかということもあわせて聞かせていただきたい。不明だということそのまま済ませていっては一步も前進しないということをもう一度、これは考えをお聞かせいただきたいと思っております。

現在、日本はちょうど労働市場となっておるわけでございまして、この8月の法改正でございますか、それからブラジルなんかの記事もこの間出ておったわけでございますけれども、ブラジルでは日系の二世、三世を含めた人口が120万人ぐらい見える。その中で、法改正が非常に簡易になったので、この8月でしたか、1カ月の間に就労ビザを申請し発行したのが5,000人とも5,500人ともなっておる。こういうような現実の事態になってきておるわけでございますので、こういうような問題についてどのように、やはりこれから対処していくんだというような前向きの姿勢をあらわしていただくことには、「今のところわかりません」とか、「これからいろいろ検討します」ということじゃなしに、今どのように検討を進め

ていくんだというような、もう少し具体的な突っ込んだ答えをいただきたいと思っております。もし部長のところで答えが出ないということでしたら、担当助役でも結構でございますので、答えていただきたい。言わば聞きっぱなしではなしに、やはり質問をした以上は、それに答えるだけの実のある答弁をしていただかぬと、ちょっと納得いかないというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、3番目の海岸の美観でございますけれども、やはりほとんどが企業の所有地でございますので、なかなか難しい点もあろうかと思っておりますけれども、このようにやはり船から見る人口がふえてきたということに対応して、どのようにこれからもっと前向きな形で進めていくのかということまで踏み込んで、そして将来像の計画、そういうものを早急に立てていただきたい、こういうふうにお願ひするわけでございます。

それでは、2番目の件についてももう少し突っ込んだお答えをいただきたいと思っております。

○議長（山本 勝君） 佐々木商工部長。

○商工部長（佐々木龍夫君） 違法就労の実態が大変つかみにくいということをお知らせしたわけでございますが、まずこの問題についてはいろいろ労働環境といいますか、それが逼迫しております、需要と供給がそれぞれ非常に高まっております、こういう実情はよく理解できるわけでございます。しかしながら、違法就業というのはあくまで違法でございまして、この違法を是として行政サイドとしては対策を先に進めるということではできないわけでございます。したがって、法律の内容も先ほど申し上げたように、そういう実態を知った場合は直ちにしかるべき関係機関へ通報しなければならないということでございますので、そういった就労者が違法のままに就労ができる状況を推進するということは行政としてはできないというのが、これが基本的な建前でございます。

しかしながら、需要も供給も非常に高まりを見せておると、こういうふ

うな事情もございますので、今後そういった方面のあり方ということにつきましては、今回6月に法改正がございまして、専門職が17業種から28業種にふえましたように、そういった運用の弾力性というものを少しでも持っていていただくことが現下のあるいは将来の労働環境の好転につながるというわけでございますので、そういった法律の面から、改正等について国、県の方へ働きかけていくということにならざるを得ないと、そういうふうに思っております。大変つれないご答弁で恐縮なんでございますけれども、違法性のあるところへ私どもが手を差し伸べるということにはちょっとできないことでございますので、その辺のことをよろしくご理解いただきたいと思う次第でございます。

○議長（山本 勝君） 長谷川昭雄議員。

○長谷川昭雄君 なかなか対応も難しいと思えますけれども、まず行政サイドとしては市が発注した元請け業者等についてのそういうような状況が発生したということであれば、やはり違法を助長するということに対する一つの抑えにもなろうかと思えますし、一般的にもそういうような環境を与えていくということになりますので、早急に市として、市が発注した業者に対してはどのようにするかということをよくご検討をしていただきたいと、こういうことをお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山本 勝君） 暫時、休憩いたします。

午後1時37分

○議長（山本 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤長六議員。

〔後藤長六君登壇〕

○後藤長六君 「一葉落ちて天下の秋を知る」。いまだ残暑が続いておりますが、まさしく郷愁の秋でもございます。この間、議員生活15年という

ことで同期の皆さんと一緒に永年勤続の市長表彰受賞の光栄に浴したところでございます。振り返ってみますと、長いようで短くもあり、1期生として初めて議会の壇上に立たせていただいたことがこの間のように思えます。その間、大勢の人々にお世話になりました。私事でまことに申しわけありませんが、議員としての誇りを持って情熱を燃やしたこともあり、また、身震いするような嫌な思いを家族とともに味わったこともございました。最近、少々健康を損なったせいかもしれませんが、暗いイメージになりがちですが、それでも同じ会派の皆さんの慰めもあり、つとめて打ち消す努力をいたしております。しかし、さきの句ではありませんが、心に決めた来るべきときが来れば、錦を散りばめ潔く散る覚悟をいたしております。前置きはこの程度にして、本題に移りたいと思います。

通告の第1は、近鉄四日市駅周辺の再開発、まちづくりについて行政の立場のとるべき基本姿勢、対応について、二、三お伺いをいたしたいと思います。

ご承知のとおり、「アミューズフォーラム21」が来年11月の全館完成を目指して順調に着々と建設されていることは申し上げるまでもありません。それに引き比べ、駅東の再開発は行政側の特段の啓発、指導があったにもかかわらず、具体的な内容が見られず、前進が見られないことはまことに残念です。また、このところ行政側の意に反し、都ホテルが駅西に進出を決定し、駅東の実力者もそれに追随するかのように駅西への傾斜の機運が高まっていることは否めません。市長は、工業高校跡地開発の理念について、既存商店街を含め、東西一体化した活性化対策事業であることを強調されたように聞いておりますが、現状を見る限り、残念ながら駅西の部分開発になり、アミューズフォーラムが突出した形になっております。また加えて、皮肉にもコンベのA案に参画していた松坂屋、近鉄がB案の三井不動産に協力するなど、全く意外で、公正を期したはずのコンベの意義が失われ、企業戦略に振り回された形になりました。そこで、この際、過去

の経緯を振り返り、原因を究明するとともに、行政のとり基本姿勢について正すべきは正し、市民のニーズに謙虚にこたえることこそ行政のあるべき姿ではないかと思えます。

そこで、駅東の再開発に関連する早急に対処していただきたい条件整備について、二、三申し上げたいと思えます。

まず第1に、都市景観形成事業であります、恐らく条例化するまでには相当な期間が必要になってくると思えますが、再開発並びに整備上にかかわりのあることでありますために、ぜひとも促進方をお願いをいたしたいと、このように思うわけでございます。

第2に、駅西、駅東との利用客の回遊性を高めるためのデッキ計画であります、以前に地上2階での設計が検討されていたやに聞いておりますが、その後の様子はわかっておりません。

第3には、駅前広場計画であります。バス、タクシーの発着場をどう統合するのか、また、日量十数万人と言われる近鉄利用客を猫の額のような狭い広場でどのように効率よくさばけるかどうか、人の動線、車の動線、これもはっきりしなければならぬと思えます。本市100年の計にもかかわる21世紀に向けての大きな立案でもあります。

以上、地域の再開発に不可欠の問題について申し上げたのでありますが、これはまさに行政側が行う再開発、公共投資に等しいもので、行政主導型と言われる今日、民間に先駆けて早急な対応が望まれるものであります。

また、それと同じことが言えると思えますが、中部電力の配電線地中化事業ともかかわりのある西町線道路の整備事業であります、先ほど申し上げました条件整備がおこなわれている理由で、本年行われる中部電力の事業計画を2年先送りした経緯がございます。その反面、一部地区については計画より2年早く整備され、立派なカラー舗装されておりますために、同じ道路でありながら、明暗を分けた道路はまさに、悪い言葉かもしれませんが、独断と偏見を浮き彫りにしたい例ではないかと思うわけで

ございます。

それから、いまだ発表されておられません、近く建設される博物館下あるいは公園下に500台の地下駐車場ができるやに聞いておりますが、私が以前、工業高校跡地問題について議場で一般質問をした際、ビルが建ち並ぶ駅付近は、ビルはなるべく高層化し、駐車場は地下につくり、地上はなるべくオープンスペースを広くとるよう提言をいたしましたが入れられず、たしか反対の答弁があったような記憶をいたしております。それがためか、地場産の駐車場は附置義務条例ぎりぎりの27台収容できる駐車場で、利用客の台数にはほど遠い駐車台数であります。東京において開かれておりました駐車場整備調査委員会は一応の結論結果を発表されましたが、はっきりしない点もあり、今申し上げている博物館地下駐車場を入れますと、駅西に優に二千数百台もの駐車場ができるわけで、駅東商店街の商業者としてはこれまた頭の痛い問題であり、東西のバランスを崩す大きな問題であり、これも行政の独断と偏見によるものと言われても仕方がないと思うわけでございます。

都ホテルの問題については、私が3月議会におきまして質問した際、「現在の都ホテルは存続させる」と市長の答弁がありましたが、6月議会、川村議員の質問では、それを否定する発言が片岡助役からなされました。民間の問題に行政が入り込めない事情はわからないことはございませんが、おさまらないのは嘆願書を市あてに出してお願いした地域住民であります。現在、営業中の西新地の都ホテルは、まだはっきりした売却先も決定していないようでございますので、市の開発公社において、近鉄より一時譲り受け、信頼のおけるホテルに再度売り渡すという方法がありますが、いかがなものでございましょうか。利益本位のわけのわからない業者に来ていただきますと、地域の発展に大きな影響があることはもちろんのことです。そういったこともお考えいただき、ご所見を賜りたいと思えます。

次に、南部丘陵地に市民の夢を満たしたマスタープランの早急な作成と

いうことでございますが、申し上げるまでもなく、南部丘陵地は以前、海軍燃料廠跡地で、戦後その一部はごみ捨て場として有名で、その後、昭和四十七、八年ごろ、国との間に条件つきで無償貸付を受けたというふうに聞いております。もちろん、戦争当時安い値段で地域の地主から買い上げたわけでありますから、地域に返還されるのは当然のことながら、四郷、日永、内部の3地区に囲まれた約86haの広大な面積を有し、地形は低いならかな稜線が通じ、西は鈴鹿連峰を望み、東は遠く伊勢湾を眼下に見おろすことのできる小高い丘の連続で、かつては日永梅林として有名であったところでもございます。夜は100万ドルの夜景とも言える石油コンビナートが目の前にして楽しむこともできます。

先ほど申し上げましたように、本市に移管されてから約20年経過をいたしておりますが、公園として事業化されたのは総面積の5分の1程度ではなかろうか。他は放置された雑木林が延々と続き、人の手が入ってないため、人を寄せつけないような密林となり、非行の温床になっているのが現状であります。聞くところによりますと、平田市長在任当時、南部丘陵地を市民のための一大公園として計画されたやに聞いておりますが、折あしく公害裁判等出費が重なり、この計画は立ち消えになったと聞いております。いずれにいたしましても、このような広大な用地をこのままにしておく手はないと思います。年間3,000万円程度の事業予算で南部丘陵全体の事業化は問題があると思います。このままでは100年たっても全体の公園化は無理ではないかと思われま。

そこで、この際プロジェクトを編成し、南部丘陵全体、自然を背景とした市民の一大遊園地としてのマスタープランを市民の英知とアイデアを取り入れて作成してはいかかと思ふ次第でございます。ただ、この事業を進めるについては、従来の行政一点張りではなく、民活を入れた市民参加の公園にしてはいかかと思ふ次第でございます。これに対するご所見、ご見解をお示しいただきたいと思ひます。

第1回目の質問を終わります。

○議長（山本 勝君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第1点について私から包括的にお答えをいたします。具体的には助役ないし担当部長からお答えをさせていただきます。

近鉄四日市駅周辺の再開発、駅東の問題と駅西の問題と両方あるわけですが、私は、駅西の開発につきましても、大勢の市民の方々のご意見というものを尊重をして進めてまいり、議会でもご賛同を得たというふうに思っておりますので、基本的にはこれが計画どおり早くできますことを望んでおるわけであります。しかし、駅西ばかりが立派になっても駅東の問題があるわけでありますから、駅東のまちづくりというものを今日の状態ではっておくというのは、東西の回遊性あるいは町の基本的な形状からいって、私はそういうわけにはまいらない。やはり駅東を駅西に対抗できるような立派な街区につくり直していく必要があらうかというふうに思っております。

そこで、これをつくり直す手法といたしまして、現状既に町があるわけでございますから、やり直すための手法といたしまして、この地区を更新をしようということで、その計画づくりを進めてまいりました。7月31日によろやくこの計画がまとまりまして公表をするとともに、関係権利者や商工会議所関係者を対象に報告会を開催をいたしました。四日市市中心市街地区の都市空間ビジョンと重点整備地区及びその基本コンセプトが決まりましたので、今後はこの計画の実現に向けて努力をしてまいり、東西のバランスをとるつもりであります。地区更新計画は単なる再開発の計画だけではなく、今後の中心市街地整備の基本となる計画でありまして、特に重点整備地区の再開発につきましても、都市全体の中での各地区の役割を踏まえつつ、地元の関係者を中心としながら実施に向けて努力をしてまいりますと同時に、それらと整合した公共施設の整備を進め、官民一体で中

心市街地の形成化、活性化を図ってまいろうとする所存であります。

したがいまして、近鉄四日市駅前広場整備計画あるいは四日市中央線あるいは関連道路の整備計画につきましても、それぞれの計画が、ただいま申し上げましたような、中心市街地としての事業効果を上げるように既存計画を見直しまして、地区更新全体計画の中で再開発事業との調和、整合性を図っていく所存でございます。

まず第1に、駅東中央通り地下の駐車場の整備計画につきましては、既に調査委員会の提案にもありましたように、再開発事業との整合性に留意し、かつ四日市全体の景観と調整を図りつつ整備を進めるということになっております。ジャスコ、サンシ周辺地区の再開発ビルの駐車場とこれとを一体的に利用を可能にしようと、そして、再開発ビル駐車場への進入路の確保でありますとか、商品搬入問題を解決するなど、一体的な大規模駐車場の整備をすることによりまして、これをより効果的に運用できるものと考えておるわけであります。

次に、近鉄四日市駅前広場整備計画であります。近鉄線乗降客の流れ、あるいは地下駐車場への動線及び駅東西の回遊性等、種々検討の結果、デッキ方式と地下方式を併用した駅前広場計画が現実的ではないかと考えております。この場合、このデッキ方式というのは、実は近鉄四日市駅の2階から駅東側の南の方に向かって採用をしていくと、近鉄四日市駅を降りてきまして直ちのところは、これは地下方式を併用していかなければならない、こういうような考えでおります。今後は、ジャスコ周辺地域と駅周辺地区の具体的な再開発計画の進展にあわせて、また、駅東の状況や周辺の民間建築物との整合性を図りつつ、この計画を煮詰めていくつもりであります。したがいまして、私は何も駅西だけがよくなればよいというふうに思っているものではないということをご承知おきを賜りたいというふうに思うところであります。駅東西にかけまして四日市の市街地の中心街がバランスのとれた形で活性化されていくように、今後も努力を続け

てまいる所存でありますので、包括的に私からお答えを申し上げ、具体的な問題は助役ないし担当部長の方からお答えをさせていただきます。

○議長（山本 勝君） 竹村建設部長。

〔建設部長（竹村二郎君）登壇〕

○建設部長（竹村二郎君） ご指摘のございました西町線の整備についてお答えを申し上げます。

西町線の整備につきましては、本路線が市の都市景観形成モデル事業区域内にございますことを踏まえまして、良好な都市景観を備えたまちづくりの理念に立ち、官民一体となって整備を進める必要がございます。各種電線の地中化、道路の緑化、また歩道のカラー舗装、こういった街路のモール化を現在計画しておるわけでございます。電線の地中化につきましては、当初は昭和61年から平成2年の5カ年計画で、平成2年度に単独地中化事業として予定をしておりましたのでございますが、本路線には公共下水道管をはじめ上水道、合同ガス、中部電力の電力高圧ケーブル等がメジロ押しに埋設されておまして、地中化事業を進めるためにはあらかじめこれらの占用管の移設を必要といたしますし、また、現在の歩道幅員の中でこれらの埋設管を配置いたしますのには、それぞれの埋設管の維持管理のことも十分考えた上、また、綿密な配管計画を立てる必要もございまして、また、この西町線が駅前広場計画、さらに地区更新計画との関連もございまして、実施上の整合を図らなければなりません。こういったことから、今後もお日時を要するものと考えます。

したがいまして、当面の本路線のモール化の対応策といたしまして、早急に関係地域の皆様と協議をいたしご理解をいただきまして、まず歩道を近鉄駅前と同じようなインターロッキングブロックを使用した歩道整備に着手をしまいたい、このように考えておりますし、同時に街路と植樹の改良もあわせて、この路線のモール化を進め景観整備を図ってまいりたいと、このように考えております。先ほども厳しいご指摘がございました

ように、同一路線、この西町路線の中で道路の構造、景観等に大きな格差があるというご指摘をいただいたわけですが、私ども道路を管理し、また整備をしていく者といたしましては、こういったことはあってはならないことと考えておりますので、今申し上げましたようなことに早急に対処してまいりたいと、このように考えております。

また、電線の地中化につきましては、今後とも関係機関と十分調整を図りまして、基本計画を立てまして進めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（山本 勝君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） ただいまご質問にございました市民公園地下駐車場計画についてでございますが、さきに四日市市駐車場整備調査委員会にて検討いたしましたのは、四日市市の中心市街地におきます駐車場整備の基本計画で、特に駅東の駐車場整備の要請が強い区間についてその報告を得たわけですが、ご指摘ございました市民公園地下駐車場につきましては、駅西の開発動向から見て駐車場の需要が考えられるわけございまして、今後この問題について検討をしていかなければならないと考えておるわけでございます。まず、先ほど申しました四日市市駐車場整備調査委員会の報告にございました駅東の駐車場計画をまず固めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本 勝君） 片岡助役。

〔助役（片岡一三君）登壇〕

○助役（片岡一三君） 都ホテル問題につきまして私からお答えをいたします。

現四日市都ホテル問題、この取り扱いにつきましては、おっしゃるように3月議会では市長が答弁をし、6月には私からお答えを申し上げたところでございます。私どもは一貫いたしまして、現四日市都ホテルが地元へ

果たしてきた役割、現在もそうでございますが、この役割の重要性であるとか、また周辺の飲食店を中心といたしました商店街への影響の大きさ、こういったことから、これまで再三にわたりまして口頭で、また文章で市または地元の意向を十分に尊重するように近畿日本鉄道株式会社、また三井不動産に申し入れをしてきたところでございまして、我々といたしましては、この都ホテル問題の取り扱いにつきましては、行政として最大限の努力をいたしてきたつもりでございますので、この辺のところはぜひご理解を賜りたいと思います。

そこで、6月議会で申し上げましたように、近畿日本鉄道株式会社から新旧両ホテルを近接した地域内で同時に経営するという事は難しいと、その他の事情から、この際売却したいと、こういうふうな意向を正式に市へ通知をしてきたところでございまして、やはりこれは最終的に私どもといたしましては、やれることはやったと、あとは所有者の判断に任せなければならぬのではないかと考えてございます。しかし、近畿日本鉄道は公共性の高い鉄道事業を営む大手の企業でもございますので、市といたしましては、地元の意向を無視した方向にはこれから進めていかないというふうに確信をいたしているところでございます。この辺のところは6月議会にも申し上げたところでございますが、3月29日に近鉄と三井のホテル運営会社設立に関する協定がなされたわけでございます。そして、地元商店街等の方々からの嘆願書の提出などを私ども踏まえまして、5月中旬に近鉄、三井双方に文書でもちましてホテルの近鉄による経営継続ということと、新会社の新しい名称の使用について申し入れを行いました。引き続きまして、7月には両者を市の方へお越しをいただきまして、口頭で申し上げたと、こういったことで、再三地元の意向を尊重するように申し入れをしてきたということでございますが、先ほど申し上げましたように、最終的にはやはり売却をしたいと。しかし、それは新しいホテルとは競合しない、かつビジネスホテルよりはハイクラスなホテル経営が行える

ところへ売却したいと。比較的具体的な回答があったわけでごさいます、その後、我々がつかんでおりますのは、現在適当な売却先を全国的に求められておまして、10月には決定をしたいと、こういう通知を受けております。このことにつきましては、去る8月、それから9月7日に開催いたしました四日市工業高校跡地開発事業に関する協議会におきましてもご報告をいたしましたところでごさいます。我々といたしましては、引き続き近鉄、三井に対して地元の意向に沿った対応を行うよう申し入れをしましてまいりたいというふうに考えておりますし、あわせて地元関係者の方々に対しまして若干おたくておりますが、経過のご報告を申し上げまして、ご理解を賜りたいと、このように存じているところでごさいます。

いずれにいたしましても、現都ホテルと周辺の商店街がこれまで双方一体となられまして、県下随一の飲食商店街を形成されてきたと、こういった経緯はだれもが認めるところでごさいます、市におきましても、そういった実績が損なわれることのないよう、関係方面へ十分な対応を促していきたくておりますし、先ほど来、市長がお答え申し上げましたように、東西商店街の回遊性の維持であるとか、地区更新計画の推進等、できる限りその辺の対応を図ってまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご協力を賜りたい。

そこでまた、都ホテルを市の開発公社等で一時取得をしてまた売却先を探したらどうかという提案でごさいます、これはやはり公社事業としての適合性、公社の事業としては余りふさわしくないと、無理があるのではなかろうかというふうに考えられますので、その辺のところもあわせてご了承、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（山本 勝君） 前川都市計画部長。

〔都市計画部長（前川鉦一君）登壇〕

○都市計画部長（前川鉦一君） 第2点目の南部丘陵公園の問題につきましてお答えいたします。

ご承知のように、南部丘陵公園は本市の都市公園の中でも最も規模が大きく、計画決定されております公園面積はお話のごさいましたように約87haでごさいます、うち約60haは国有地で占められております。大部分が丘陵地で自然樹林に覆われ散策や森林浴のほか、自然学習のできる自然環境資源を活用した日常レベルでのスポーツ施設とか、あるいはまた遊戯施設、休養施設、こういったようなものを配置いたしました総合公園でごさいます、昭和51年より整備にとりかかりまして、これまでに約25haほどの区域につきまして整備を終えたところでごさいます。位置的には、公園内を東西に走っております都市計画道路塩浜波木線を挟みまして南と北のゾーンに大きく分かれまして、南ゾーンについては小動物園やしょうぶ池、それに広場、児童遊園、駐車場のほか、これらを結ぶ遊歩道が設けられておるわけでごさいます。また、北ゾーンにつきましては、芝生広場や展望台、大型遊具、桜並木、そしてマンダリンの森とか梅林、栗の木林、それにしょうぶ池、キャンプ場、駐車場、これらを結ぶ遊歩道、こういったものが整備されておるところでごさいます。これらの施設の中には市民の記念植樹によります桜並木とか、あるいは地元住民の方々の手によります栗の木林、あるいはまた四日市商業高校マンダリンクラブの手でつくられましたマンダリンの森、こういった市民や民間団体の方々とうとい浄財や、あるいはまたボランティアの方々積極的なご協力によるものが数多く含まれておるわけでごさいます。市民の森としてまた市民の公園として年々その利用者も増加をいたしておるところでごさいます、何分大規模な公園でもあり、いまだ整備途上にあるといったことから、ご指摘のように、いまひとつ魅力を十分発揮できるところまで至っておらないといった面もあるわけでごさいます。

したがいまして、公園施設の充実や季節感の漂うゾーンづくりなど、市民の公園に対する新しいニーズや、地区交流懇談会でのご意見なども十分踏まえまして、親子や家族がそろって1日じゅう楽しく遊べるような、そ

んな魅力的な公園づくりを目指す考えでございますが、第1段階の整備がほぼ終了するこの時点におきまして、いま一度整備区域の拡張を含めまして、基本計画の見直しを行う必要があらうかと存じておるところでございます。

したがって、現在、南部丘陵公園の整備の問題につきまして種々ご検討をいただいております市議会レジャー施設整備特別委員会の結論も踏まえました上で、ご指摘の国有地の有効活用とか、あるいは市民参加による公園づくり、民活の導入など、こういった点も含め、十分研究をいたしまして基本計画づくりを進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

なお、第1点目の駅周辺対策の中で都市景観条例の問題にも若干触れられたわけでございますが、今後促進を図れといったご意見かとお聞きしたところでございますが、これにつきましては、去る8月23日、都市景観形成推進協議会から市長あてに条例化の骨子ともなる景観形成の誘導施策につきましてのご提言をいただいたところでございますので、今後この内容を十分検討をいたしました上、具体化に向けて作業を進めてまいりたいというふうにも考えておるわけでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山本 勝君） 後藤長六議員。

○後藤長六君 ご答弁ありがとうございます。私は再開発の話をする際、四日市競輪の話を引き合いにすることが多うございます。落ち込むだけ落ち込んだ四日市競輪は、全国的にも下から3番目という低い売り上げの時期もございました。競輪場そのものが収支償わなくなって初めて気がつき、率直に申し上げ、恥も体裁もなく松阪市へ場外車券売り場をお願いしたり、またファンサービスのために幾つかの合理化、近代化を図ったのであります。その当時、担当は失礼ではございますけれども、今地場産にいる川村君だったと思っております。議会側からも責められて心労が大きかったと思いま

すが、みごと相乗効果も手伝いまして、売り上げ率が全国的にのし上がったことを記憶いたしておるのであります。商業者ものれんを考えている間は再開は本物にならないかなと思ひ、行政も商業者の痛みがわかるようにならなければ商業者の真の理解者にはならないと思ひます。西と東との商売の綱引きがもうじき始まるわけでございます。商業者の方もそういうことでひとつ頑張っていたいただきたいと思います。

都ホテルの問題は、市長さん、助役さんを責めているわけではございません。昔から「去るものは追わず」、こういうこともございます。これにかわる地域の繁栄策になお一層の本腰を入れていただきたい。このことでもございまして、今後に期待をつなげたいと思ひます。

このごろはご承知のように、昔と違って休日が多く、よく言われるようなバカンス時代、昔とは大きく生活環境も変わってまいりました。したがって、個性のある、若い人が好む、またファミリーで健康を保つための自然環境を生かし、またさらに、生きた学習資料のため、また生物保存、鳥類の放し飼い等々、そういったものを備えた公園にしてはいかがかと思ひわけでございます。先ほどの都市計画部長の答弁は私の質問とやや違っておったように思ひわけございまして、視点の相違がございまして。先ほど話がありました南部丘陵の栗林の栗も大きくなりました。どうぞご希望の方はぜひお越しをいただくようお待ちを申し上げます。

ほかに理事者の方でご所見があれば聞かせていただきたいと思ひます。これで質問を終わらせていただきます。

○議長（山本 勝君） 暫時、休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後3時2分再開

○議長（山本 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中基介議員。

〔田中基介君登壇〕

○田中基介君 このたび国際化の波に乗せていただき、伊藤雅敏議員ともども三重県市議会議長会主催による第18回欧州行政視察団員として、今まではテレビか写真でしか見るのでできなかったヨーロッパ5カ国、ロンドン、コペンハーゲン、東西の壁が外されましたベルリン、スイス、パリを15日間にわたって、百聞は一見にしかずのごとく視察、勉強させていただき、大いに見聞を広めることができましたことを喜んでおります。ありがとうございました。

それでは、通告に従いましてご質問いたします。

初めに、「国際社会は共生の時代へ」についてであります。

このたびの訪問で、5カ国を通じて、その国々の思い出になることばかりでしたが、全般的に私が感じましたことは、伝統の中にも自然環境に合わせながら、個人の自由を保ち生活をしている姿を見まして、我々日本人から見ますと、いかにものんびりと人生を楽しんでいるように思う半面、今ベルリンの壁が外された昨年からの東欧の変革の波は、米ソ2大両国を初め、東西ドイツ、ヨーロッパ諸国では、世界の新秩序の形成として、対話と協調が必要になってきたのであります。

わけでも、ちょうどロンドンに到着した7月1日より東西ドイツの通貨マルクが統合開始され、経済社会の変化として、欧州共同市場としてのはしりであると思いました。今や国際社会は、米ソ両大国体制が戦争と革命の時代の幕を閉じ、冷たい戦争に完敗したソ連にとどまらず、勝ったとはいえ、米国自体も極めて深く、かつ深刻な被害をこうむったことは、両大国の経済力の衰退であると感じたのであります。したがって、両大国体制が崩壊した後、世界の政治を安定させる、またその上に経済等順調に成長させるには、米国としては単独で大国としての責任を果たす立場ではなく、経済的に重い負担に悩まされる結果ではないかと思うのであります。

一方、欧州では、東西ドイツ統一後、最大の国力を誇るドイツとの同盟

を強化し、また、急速に経済成長に成功した日本を伴って、米・日・独三極構造を結成する構想ではなからうかと、ジェトロ・パリセンターでの懇談会にて勉強させていただきました。

今や経済大国として、日本を抜きにして世界は存在しないまでの国際的な地位となり、経済的な影響力の拡大をどのようにするかが問われてくるのではないかと思うのであります。世界全体にわたっての平和と安定は、そのまま日本の繁栄、国力の増進、日本国民の生活水準の向上、日本国民の平均的寿命の一段と延長をもたらすと思うのであります。

加藤市長のグローバル的視野に立っての国際交流化として、今後のハード面、ソフト面についてのご所見をお伺いいたします。

連日の報道では、全身に大やけどを負い、ソ連のサハリンから運ばれ、札幌医大で治療を受けているコンスタンチン坊やの件で、ソ連外相が非常に喜ばれ、中山外相に「坊やの生命と運命は両国関係のよりよい将来の象徴です」と感謝状が送られたとのこと。母親タリーナさんの親子の情、救命に対する熱情が、国境を越えて純なる日本人の心をとらえ、多大の募金のもと来日、土産の絵本を携えて、少しでも早く息子にキスしたいとの記事を読ませていただき、感無量でいっぱいでした。今や坊やの一家と日本国は親類となったのであります。

さきに我が市に天津の市長さん一行を迎え、市長を初め議長及び議員、市民による訪中団が、今日友好10周年記念事業で行かれるとのこと、時になかった隣人愛であると思うのであります。さらに国際基金の活用を若い子供たち、未来のある子供たちの活用に心を砕いてくださることを要望するとともに、ご計画があればお伺いいたします。

三重大学小児科櫻井實教室では、小児科の先生方2人を常にアフリカのザンビア国の80万都市、ルサカ市の大学病院に派遣されており、ザンビア国内の医療体制の窮乏を助けようと「ザンビアの子供を守る会」が結成され、近く皆さん方のお家での不用品をいただき、バザーをしてザンビ

アに粉ミルクを送ろうとする運動が起こされようとしております。我が市の国際交流課の考えをお尋ねいたします。

次に、「長寿社会を考える」についてお尋ねいたします。

日本人の平均寿命がまた延びましたと厚生省の発表にありました。平成元年の簡易生命表によりますと、男性が75.91歳、女性が81.77歳だと言われておりますが、その実態とはとなりますと、心から喜べるかどうか、ただ生きているというのでは、数字の上だけの長寿にすぎないと思うのであります。国民生活基礎調査の結果が厚生省より発表され、それによりますと、我が国の全世帯に占める高齢者世帯の割合が初めて10%を突破、高齢化社会が一段と進行し、自宅で暮らしている人の4人に1人、65歳以上のお年寄りの半数強が通院しているといった国民の健康状況が浮かび上がっているのであります。

去る7月4日、地域の高齢化問題にいかに対処するかで、高齢化率20%以上の県下8町村に呼びかけ、自治体としての高齢化問題を考える「高齢化サミット・高齢化先進町村頂上会議」が、津市で田川知事を初め、県下28市町村の首長や助役、福祉担当者が出席され、斬新な地域おこしなどをめぐって活発な討議が行われたと聞き及んでおりますが、我が四日市市はどなたが参加され、どう感じ取られたか、ご所見を承りたいと思います。

三重県地域振興課長の柳瀬洋一さんは、討論を聞かれ、「きょうほど高齢者問題が熱心に討議されたことは県会議でもなかったのではないかと思う。率直に思ったことは、高齢者対策は生きがいが大切だということだ。高齢者が遊ぶばかりの施策ではなく、人のためになるものを考え、結果として収入が得られる方法を探ることが必要」と述べてみえました。

また、三重県長寿社会対策官の春日部英宣さんは、「一つ、自治体がつけることの必要性。現在住む若者の定着化。壮年後期者の雇用の確保。マンパワーの要請が必要であるとともに、住民全員が主役になるようなプランをつくることが行政の役割ではないか」と話されております。担当部

長のご所見をお聞かせください。

私は、病気をして初めて健康のありがたさを身にしみて感じ取りました者の1人です。最も尊敬する医学博士、坂口力先生より健康管理について教わりましたことは、人間の欲望に対する挑戦であり、しかも長期間の連続した挑戦によってなし遂げられ、何と根気の要る難しい仕事であるために、人々は欲望に挑戦するよりも、1本の注射、1錠の薬によって健康を保持しようとするし、好きなものを欲しだけ飲食して、睡眠時間を短くして遊び続け、時には過労になるほど体を酷使したあげく、結果、病気になれば1本の注射で治したいと、それが医師の仕事ではないかと言いつつ切人さえているので、お医者さんだつてたまつたものではないと言われておりました。

さらに、健康は治療もさることながら、予防にあると申され、本当は予防がいかに大事であるかを理解してもらうのが医師の責務であると言われました。しかし、現在の医療体制は、健康な人や病気になった人に時間をかけて話をする仕組みになっていない。3分間治療で説明は省き、注射と薬剤で満足させる習慣が定着してしまい、医師も患者も不満を残したままの現状であると指摘されておられました。

四日市の東洋クリニックの小田慶一先生が、はぐれ医者の方病講座の中で、「病気の現代養生法」として、1、自分の体は自分で守れ。2、女性の肌が薬の2次公害で危ない。3、肩凝りで悩む方々へと題して、西洋医学の功罪を引かれ、東洋医学の「気」を取り入れた「自分が主役」の予防知識を深めることの大切さを強調されております。

健康には、生命の根源として最大要素である自然の大気、酸素、太陽の光、温度、自然の恵みある食物、それは水と栄養素であります。前回私は、「見直そう上水道の大切さを」と題して質問いたしました。その後の経過についてお尋ねいたします。

今回は、私たちの体に対する水との関係をつぶさに、知る限りに発表い

たしますが、今回提案されました水道料金値上げに対して、家庭用水だけに反対であることだけを表明しておきますので、常任委員会で細部にわたりご審議いただきたいと思ひます。

その一つは、利益者の負担の原則はわかりますが、私たちが生きていく上の命の水とも言うべき家庭の飲料水だけに値上げをするより値下げしていただき、消費税が含まれていないと自慢なされておりますが、鈴鹿市、津市さんより10立方メートル単価の高さがいかかと思ひます。四日市28万市民が、加藤市長の「住みたいまちから、ずっと住み続けたいまち」の公約実現のためにも、修正をよろしくお願ひしたいと思ひます。

私は、この壇上に上がるたびに、生活者のための市政と叫び続けておりますので、きょうは水行政を初め、福祉のノーマライゼーション、リサイクル等について質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

地球上には13億7,000 km³という膨大な水がありますが、その中の97.2%は海水だそうす。海水には、ご承知のとおり塩分が含まれており、そのまま生活用水に使うわけにはいきません。あと2.15%は南極の氷、あるいは高い山、アルプスの氷河だそうす。そうしますと、あと私たちが生活用水に使用できる水といひますと、実は地球上の水のうち0.65%にすぎないということになるのです。しかも、その0.65%のうち96%が地下水で、残りの3%が川の水とか湖の水ということだそうす。そうすると、生活用水のほとんどは地下水で賄っていることになります。

総務庁は、水資源の開発、利用に関する行政監察結果報告書を発表しました中で、今夏の利根川水系の渇水など大都市圏での水不足が深刻になっている一方、老朽化した水道管の水漏れの実態が発表され、東京都の年間の漏水が、霞ヶ関ビルを器として420杯分、2億3,000 m³が漏水で失われ、無効率13.6%とのこと、さらに10%以下にするよう指導されおりますが、我が市の状況をお知らせください。

私たちの体と水の関係であります、体重の80%から60%が水で構成さ

れているのです。体内に流動している水は180 lあり、1日に2 lから2.5 lの水を要求というか、補給されて体内を巡回しているのです。1杯の水が口から小腸、大腸に入り、ぜん動し始めて血管から吸収された水は門脈を通過して肝臓へいき、そして心臓を通過して全身に運ばれ、血管を通じて全身の細胞へ、水と酸素と栄養を運び、腎臓で老廃物を取り除き、排尿される。また一方、汗となって老廃物が体液をきれいになって汗とともに出る循環のフル回収が1回45分で、1日6回ほど腎臓を通して繰り返されているそうす。したがって、1日2 lから22.5 lの補給が大切とのことす。

日本は火山国であるがために、他国に比べて水のカルシウム含有量が非常に少ないということだそうす。したがって、カルシウム不足となり、酸性体質になりやすく、おいしいものはすべて酸性食品だそうす。米を主として肉類、魚介類と酸性食品で、野菜、果実、海草類などはアルカリ性食品で、バランスよく食べることが必要だそうす。したがって、日本人のすべての人は酸性体質になる環境にあるとのことす。

次に、PHについてですが、1から14の数字であらわし、数える大小により酸性、アルカリ性の強弱をあらわします。PH7を中性と呼び、7より数字が大きくなるに従ってアルカリ性が強くなり、7より数字が小さくなるに従って酸性が強くなりますとのことす。四日市市の上水道は酸性ですか、アルカリ性ですか、お尋ねいたします。

先ほども申し上げましたとおり、人間が生きるためにはこれだけ多量の水が必要であり、水は私たちの健康を左右するものです。そして体液が酸性に傾いていろいろな病気にかかりやすくなります。アレルギーや成人病など骨にも悪い影響を与えるとのことす。私たちの血液や体液が弱アルカリ性のPH7.35前後のときには最も新陳代謝が活発となり、健康体を保っているとの医師の話をお伺ひしておりますが、いかがですか、お尋ねいたします。

次に、生涯にわたる健康管理をするために、兵庫県淡路島の五色町の保健センターでは、国の援助を受けて、平成元年3月にICカードと専用の読み込み、書き込み機、リーダーライターをワンセットした独自の健康医療カードシステムを開発し、現在1,700人の町民を対象、全町民の約16%に運用されて素晴らしい成果を上げているそうです。メリットとして、医療情報を時系列的に整理保存することによって、必要に応じて情報を引き出せる。二つ目、画面に打ち出されるグラフなどを通して医師が患者に説明でき、信頼関係の醸成に役立つ。3、検査重複、過剰な投薬が避けられるとのことでした。

我が市も立派な総合会館が完成しましたので、ソフト面の充実としてICカードによる新医療システムを採用してはどうかと提案いたしますが、いかがですか、お尋ねいたします。

「リサイクル社会を求めて」についてであります。地球をも破壊する温暖化、酸性雨を生み出した消費文化のツケが回ってきています。ごみがあふれ、河川は汚れ、大気は排気ガスで充満している現状を見ると、私は、リサイクルを前提にせず、消費、ごみ廃棄しか考えなかったために、また一方では限りある資源であるために、リサイクルが必要であるとの意識革命が必要であると思うのであります。

河川や湖沼汚濁の原因となっている生活雑排水の対策として、今大きな期待を集めているのが合併処理浄化槽で、今までのし尿だけを処理するこれまでの単独浄化槽に比べ、10倍の浄化能力があり、水の汚れをはかる目安となるBOD、生物化学的酸素要求量も、単独浄化槽の90ppmに比べ、20ppmにまで抑えられてきたのであります。

昨年の12月、我が会派の毛利議員の「水環境の創造」の立場から、石井式合併処理浄化槽について質問いたしました。環境部長より、「ひとつ今後よく研究させていただきたい」との回答をいただきましたが、いかがですか、お尋ねいたします。

石井勲教授が開発いたしました石井式合併処理浄化槽は、政府が定めております下水処理規制値の20ppmをはるかにしのぐ上級の飲料水並みの1ppm以下の水を再生することができるそうです。石井式合併浄化槽の構造は至って簡単で、浄化槽の中に1万個から2万個の底のついた乳酸飲料容器、ヤクルトの空瓶をぎっしりと詰め込み、これに空気を循環させるだけです。普通の合併処理浄化槽が汚物など有機物を食べるバクテリアに空気を送るだけなのに対し、石井式は適当にくびれた容器を不規則に入れ、空気を送ることによって自然にバクテリアにすみよい環境をつくり、約200種類ものバクテリアを多量に発生させるのです。汚泥も発生せず、清掃の必要もないところまで汚れが分解してしまうので、下水として捨てる水はなく、家からは汚水は一滴も出していないのであります。約5年前から自宅に石井式合併処理浄化槽を設置している柳川市下水課長補佐、広松伝さん宅へ公明党会派が見学、勉強させていただきましたが、「断言する」と前置きされ、「処理した水を庭への散水はもちろん、トイレやふろの水として何度も再利用しております」と言われました。自然からかりた水はきれいにして自然に返すというのが石井先生の持論とのことでした。

石井式合併浄化槽の大きさは、一般的な合併槽より一回り大きい程度でした。価格は処理用水量が大きいほど割安で、他の浄化槽に比べ安価だそうです。現在、福岡県久山町の久原小学校、唐津市のゴルフ場、他に福岡、東京、埼玉の一般家庭に設置されているほか、足立区では石井式の原理を利用して、ことしから毛長川の浄化作戦に乗り出したそうです。

我が市においても、諏訪公園下の貯水槽に活用してはいかがでしょうか。阿瀬知川浄化等、さらに下水道は広域処理中心のため、金と時間がかかりますので、また浄化槽はし尿だけの単独327万円に対して、合併は5万7,000円、平成元年12月現在だそうです。日本列島を汚水の海に浮かばせないためにも、私は、先端的な汚水処理技術を駆使して、分散、小型下水道、高性能の合併浄化槽を設置することが急務ではなからうかと訴えるものであります。

す。環境技術移転センター所在地にふさわしい、見せる施設となると思うのであります。ご所見をいただきたいと思えます。

最後に、我が会派の益田議員が、「ごみ、し尿の現状と課題と共存のライフサイクル」について前回質問いたしました、「検討いたします」と答弁をいただきましたが、どのようなご検討をいただいたかお尋ねいたしまして、第1回の質問を終わります。

○議長（山本 勝君） 加藤市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第1点について、私からお答えをいたします。

お答えをいたします前に、現在の国際関係で貴重なご意見をちょうだいいたしました。私は、今日の世界の情勢をよく見てみますと、確かに東西関係の状況は、かつて冷戦時代と言われていた時代と今日とを比較をいたしますと、対話の時代に入ってきた。いわゆる武力を使ってどうのこうのという時代ではなくなってきたというふうに思っておりますが、ただ、地球上の実態をよく眺めてみますと、あちこちでいろいろな紛争状態が起きておる。最近では中東問題しかりであります、つい最近までは中南米、あるいはその他の地域でも紛争が起っておった。むしろこういった対立は、東西関係というよりも南北関係の対立ではないだろうか。

その原因は何かということを考えてみますと、いずれにしても、地球上で必ずしも各民族が同じような経済的な利益、利便性をこうむっていない、貧富の差がかなり現実に出てきておると、こういった状況からこのような紛争状態が起きているのではないだろうかというふうに思われるわけですが、そういった状況を踏まえましても、最近の交通あるいは情報・通信手段が急速に発達してきましたおかげで、それも今後に向かってだんだんに改善をされていくのではないだろうかというふうに思います。

しかも、そういった状況下の中において、日本が経済成長率世界一番であると、大変な金持ちになっておると、そのことのよしあしというのは別

といたしまして、事実そういう状況になっておるわけでありますから、今後日本が世界平和実現のために、あるいは貧富の格差をなくすために背負っていかねばならない責任というのは、私は極めて大きいものがあるんじゃないかというふうに理解をいたしております。

こういう状況下において、最近では、やはり今までは国際交流といいますが、国と国との関係、それも主として政治経済といった関係に重点が置かれておったわけですが、ただそれだけではなしに、これからは文化、あるいは環境、教育、そういった面にもきめ細かく国際的な交流を深めていかなければならないであろう。そのために自治体が果たし得る役割というものはあるはずでありまして、そういった面で、私は、国際交流というものを自治体の範囲の中での交流というのを努めてまいりたい。

世界あらゆる地域の人々と交流を深めるのは一番よろしいわけですが、小さな自治体でありますから、そう大きく、広く手を広げていくというわけにもまいらないと思っております。したがって、まずは環太平洋地域との各国との交流が望ましいというふうに思いますが、環太平洋をどこまでと解釈するかということにも、実は問題があらうかと思えます。そこで、やはりできるだけ近いところといえますと、南北朝鮮、中国、あるいは極東地域におきますソ連、さらには東南アジアの各国ということに的をまずは絞っていくべきであろうというふうに思っております。

しかし、それとていろいろな意味で国際交流ということは、それなりの負担を要するところでありますから、いきなりでかいことばかり申し上げても、実質が伴わないということではいけないわけでありますから、その面では、私は近いところということをお願いしておきたいというふうに思っておりますし、さらに、文化、社会、環境、経済、いろんな面であろうと思えますけれども、やはり四日市の個性を生かしながら、市民レベルの幅広い参加ができるような地域社会をつくっていかねばいけないと思っております。

具体的な話になって恐縮でございますが、国際交流基金というのは、昭和63年度に創設をいたしまして、平成元年度の残高は6,400万円ぐらいあります。目標額を1億円に置いておりますが、なお3,500万円ぐらい足りませんので、今後これの拡充を図りながら、活用を図っていきたい。

国際交流協会の組織自体も、私は、今日の実態では、今申し上げましたような交流を深めていく上でいささか物足りない面がありますので、特にボランティアの育成等を図りながら、この組織体制と交流基金の整備、充実に努めてまいって、四日市市が国際的にその評価をされるような交流の仕方を続けていくべきであろうと、このように考えておる次第でございます。

いずれにしても、これは相当息の長い仕事でありますので、短期間でどんどん手を広げていくというだけでは、私は、その実を上げることは非常に難しいというふうに考えておりますので、地道に尽くしてまいりたい。そして、世界平和を確立していく上で何らかのお役に立つことができれば幸せだなど、こんなことを思っておる次第でございますので、これからも議会の皆様方のご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、お答えにかえさせていただきます。

○議長（山本 勝君） 田中福祉部長

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 2番目の長寿社会を考えるのうち、福祉関係についてお答えさせていただきます。

初めに、公明党三重県本部主催の高齢化サミット、8月4日に行われたわけでございますが、これには福祉課の西村課付主幹、老人指導担当でございますので、出席をさせていただきました。大変勉強になったという報告を受けております。後日また、毛利議員の方からその会議の様態を報じた公明党の「公明新聞」もいただきましたので、読ませていただきました。今後の施策の遂行に参考にさせていただきたいと思っております。

高齢化の急速な進行は、さまざまな問題を引き起こしております。ご指摘のように、今後だれもが安心して、生きがいを持って暮らすことのできる地域社会の形成は、大きな行政課題でありますとともに、市民的な課題であると存じます。

高齢化対策は、単に福祉行政のみで解決し得る問題ではなく、健康、医療、生きがい、教育、文化、居住等さまざまな分野の問題でありまして、総合的で柔軟、かつ多様な対応が要求されるとともに、家庭、地域、行政の役割分担のもと、全市的に取り組みなければならない課題であると存じます。

とりわけ福祉サイドにおきましては、昭和63年3月、四日市市高齢化対策懇話会の報告を受けまして、四日市市高齢化対策中・長期指針を打ち出しまして、現在、次のような観点から、その充実に取り組んでいるところでございます。

その第1は、生きがいと社会参加でございまして、中でも就労の機会の樹立は重要であると存じます。

第2は、福祉コミュニティづくりの促進でございまして、具体的には、地区市民センターが持っている地域福祉援助機能が大切だと存じます。それは、一つには高齢者及びその家族の生活実態とニーズを把握すること。二つ目は、生活、家族、健康等にかかわる相談援助。3番目は、住民組織や福祉団体等の日常生活の拠点としての役割。4番目には、生活福祉情報のPRや啓発でございます。地区市民センターの機能を充実させるためには、ボランティアの発掘や活動の点から、地区社会福祉協議会との連携が今後さらに大切になってくるものと存じます。

第3は、保健医療サービスの充実であります。それには要介護看護老人の状態を総合的に把握し、対応することが必要であり、そのためには、要介護看護老人の全市的援助システムと地域ネットワークを組織化し、対応することが重要でありますので、昨年4月に医療保健福祉サービス調整

会議、企画会議を発足したところであります。

第4は、在宅福祉と施設福祉の充実であります。福祉施策は、基本的には国、県との調整の上で進めなければなりません。本市としてどうすべきであるか、その方策を検討するため、本年度厚生省より、ふるさと21健康長寿の町づくり基本計画策定都市としての指定を受けましたので、ビジョン策定のための取り組みを進めているところでございます。来年じゅうにはそのビジョンをお示しいたしたいと存じます。

高齢者が住みよい町づくりを行うことは、他のすべての世代にとっても暮らしやすい町づくりを行うことであり、豊かで活力ある地域社会づくりのため、一層のご指導をお願い申し上げます。

○議長（山本 勝君） 奥山水道事業管理者。

〔水道事業管理者（奥山武助君）登壇〕

○水道事業管理者（奥山武助君） ご指摘の、まず博物館の建設の問題でございますけれども、過去の議会におきましてご提言を賜わっておるところでございます。水道局といたしましては、これらのご提言を踏まえまして、これらの博物館の建設についてプロジェクトチームをつくりまして、現在鋭意研究中でございますので、ご了承を賜わりたいと思います。

それから、2番目に水道料金の問題でございますが、63年の4月に重責を拝命して以来、議会あるいは委員会のたびにいろいろご提言、ご質問をいただいております。それらの趣旨を十分踏まえまして、可能な限り対応をして、今議会に提案をさせていただいておりますので、よろしく今後ご審議を賜わりたいと思います。

それから次に、老朽管の問題でございますが、各市におきましても、この老朽管をいかに改良するかというのは大きな使命になっておるわけでございます。

本市の場合、地下水が水源に占める割合は現在63%というようなことで、非常に市内で水源を求めるのは難しいという状況になっております。

こういうことから考えまして、有収率の向上というのは、新しい水源を開発するにも等しいような現況でございます。そういうことで、有収率の全国平均が84.9%ということになっておりまして、厚生省の努力目標としては、90%台に努力すべきだというような方針を出されております。本市の場合91.56%と、全国的にもトップレベルにいておるのは事実でございますが、今後これらにつきましても十分努力をしていきたいと、このように思っております。

次に、水質のPHの問題でございますが、地域によって多少異なっておりますが、最近調べた配水区におきましては、PH値が6.8前後というようになっています。本市の場合、第4次拡張計画によりまして、水質調整装置を設置することにいたしまして、元年度からスタートしております。継続事業として小牧水源池の方から完成していくと、各水源池にそのような施設を設置をしていくことにいたしておりますが、これはある半面におきましては、老朽管、できるだけ管を有効に長く使っていきたいと、こういう半面と、ある半面におきましてはPH値を高めると、こういうような形になっておるわけでございます。

健康の問題につきましては、7.5%を目標にしておるといのは、健康上特に問題はないということになっておりますので、水道局といたしましては、これらの方向により努力をしていく所存でございますので、ご理解を賜わりたいと思います。

○議長（山本 勝君） 鶴飼環境部長。

〔環境部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○環境部長（鶴飼 滋君） 第2点の長寿社会のご質問の中で、健康についての、特に医療情報システムの採用についてのお尋ねがあったわけでございますが、私どもは本年度で、ライフサイクルに応じた総合的な健康づくりを進めていく上から、現在、保健計画の策定をいたしておるところでございます。そうした中で、ご質問のご趣旨も十分勘案させていただき

ながら検討させていただきたいと、こう思っているわけですので、ご理解をいただきたいと存じます。

それから、リサイクルの中での石井式の浄化槽についてお尋ねがあったわけですが、その後検討した結果どうだという、そういったご趣旨のお尋ねがあったわけですが、実は、ご承知のとおり浄化槽につきましても、浄化槽法という法律がございまして、その国の決めております浄化槽法の中で浄化槽についての構造基準がすべてそこで決められているわけですので。したがって、それ以外の浄化槽を設置するということは法的に違反だと、こういうふうに実はなっておるわけですので。

したがって、石井式の、そういった今お話がございましたケースにつきましては、率直に申し上げて、法的には認知がされていないという、こういう状況でございますので、そういったことを直ちに地方自治体の中で採用していくということは、率直に申し上げて大変難しいというふうに思っているわけですので。しかしながら、さっきお話がございましたように、現在国が定めております合併浄化槽の水質の基準が20ppmと、こうなっているわけございまして、そういう意味で1ppmという、そういったお話がございました。したがって、私どもとしては、今後ともそういったことについて、もう少し幅広く水質の浄化についての検討を総合的に進めていかなきゃならぬだろうと、こういうふうに思っておるわけですので、今後ともそういったことも十分踏まえながら、なお一層排水対策についての対応について努力をさせていただきたいと、こう思っておるわけですので、ご理解をいただきたいと存じます。

それから最後に、さきの議会で益田議員らリサイクル問題についてお尋ねがあったわけですが、私どもは、午前中のご質問の中でお答えをさせていただいたわけですが、例えば牛乳パックにつきましては既に住民の自主団体としてのそういう活動も始められておりますし、

あるいはまたスーパー等、消費者協会とが連携をしながらそういった回収事業も進めておるといふ、こういったことをご答弁申し上げたわけでございます。いずれにいたしましても、私どもは、現在、そういったことについて効果的なリサイクル運動が全市的に広がるように、自治体として実施をすべきもの、同時に市民の方々に協力を求めているかなければならない事柄、さらにまた、生産者や販売者の方々に対して協力をお願いをしていかなければならないこと、そういったことを総合的に整理をいたしまして、具体的に効果のあるリサイクル運動が全市的に広がるように、本年度内にはその計画をまとめて明らかにしていきたい。そして、具体的にそれに基づいて取り組んでまいりたい。このように思っているわけですので、その点についてのご理解をちょうだいをいたしたいと存じます。

○議長（山本 勝君） 西田下水道部長。

〔下水道部長（西田喜大君）登壇〕

○下水道部長（西田喜大君） 諏訪調整池の水をリサイクルで有効利用できないかというご質問でございます。

昨年12月議会で毛利議員からもこの問題につきましてご質問いただいたわけですが、この地域は合流式でございまして、汚水が混入しておるといふことでございます。また、貯水量につきましても、2万トンという多量でございますので、遊水効果を最大限に生かすためには、常時雨水を貯留していない状況にしておかねばならないということで、その場所での浄化は非常に技術的にも困難であると思っております。しかしながら、浄化センターでの浄化水につきましては、前回もお答えいたしましたように、機械のシェーディング水とか洗浄水、噴水等に再利用をさせていただきまします。今後とも一層この再利用につきまして検討させてもらいたいと考えております。

○議長（山本 勝君） 時間が来ておりますので、もう一言だけにしてく

ださい。

田中基介議員。

○田中基介君 実は、私が申し上げるのは、やはり1本のパイプで、水を全部そこへ流し込んで捨ててしまうという問題ではなくて、リサイクル、やはり水は土に返すという意味から、やはり資源に乏しいんですから、考えていただきたい。

先ほど浄化槽の、役人さんはいつでも、規則がそうだから、何がそうだからというのではなくして、前向きに検討すると、これが大事じゃないかと思えます。既に地域のそれぞれによりましては、小学校で活用しています。それがそのままではなくして、そのバクテリアを発生させて、きれいにしていくと、これをまた水洗なりに使っておるということであるんで、一応見ていただいて、研究の余地があるんじゃないかと思うんです。

さらに、このハイテクの時代です。どんどん新しいものがそれぞれの民間サイドでも、皆さんのその中でも研究されています。そのための環境技術移転センターですので、そういう先陣を切ってやっていただきたいなと、こういうことでございますので、時間がありませんが、それだけお願いしておきます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝君） 久保博正議員。

○久保博正君 先ほどの田中基介議員の水道料金改定に関して、若干関連質問をさせていただきます。

水道料金改定説明資料というのをいただきまして、若干散見させていただきました。ふと気がついた点がございます。その点についてお尋ねしたいと思えます。

各市の口径別水道料金という項がございまして、四日市に現在。

○議長（山本 勝君） 久保議員、議案に係る部分については、質問はやめてください。

○久保博正君 考え方だけ示したいと思えます。

口径25mm以下、それから40mm以上、こういうふうに分けまして考えましたら、現在は23.4倍でございます。改定後24.1倍ということで、0.7ほど上がっております。そういうことから考えまして、20倍あるいは30倍台、40倍台、60倍台、皆どのようになっているのかと、こういうふうに考えましたら、大体三重県では20倍台、ただし、津が47.5倍ございました。開きがございました。それで、あとは豊田、あるいは沼津、このあたりが30倍台でございます。それから昭島市、高槻市、岡山市、この辺が60倍台でございます。そういうことから考えまして、若干この今回の改定のスタンスというものが、果たしてこれでいいものかどうかということ、ひとつご審議願えれば、質問させていただきたいと思えます。

〔私語する者あり〕

○久保博正君 これは私の個人の意見でありまして、委員会とまた考え方は違うかと思えますが、ひとつどうしてこのような形で大きな開きがあるのかだけ伺いたい。こういうふうに思えます。

○議長（山本 勝君） 奥山水道事業管理者。

○水道事業管理者（奥山武助君） 資料を持参してないこともございますし、委員会での問題でもございます。基本的には、この一般の家庭と申しますか、口径40mm以下、それから40mm以上という形で分けたいしております。それぞれ倍率の考え方は、それなりに水道局といたしましては持っておるわけでございますので、他市の関係についてどのようになっておるかという点は、ちょっとここでご説明できませんので、委員会の方で十分説明をさせていただきたいと思えますので、ご了承をお願いいたします。

○議長（山本 勝君） 本日はこの程度でとどめることにいたします。

次回は明日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後 3 時57分散会

会 議 録

第 3 日

(平成 2 年 9 月11日)

○議 事 日 程 第 3 号

平成2年9月11日(火) 午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(37名)

青 山 弘 忠
小 井 道 夫
伊 藤 信 一
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
宇 野 長 好
大 島 武 雄
川 村 幸 善
喜多野 等
久 保 博 正
小 林 博 次
後 藤 長 六
佐 藤 晃 久
田 中 武
田 中 俊 行
田 中 基 介
谷 口 廣 陸
豊 田 忠 正
中 村 信 夫

野崎 洋
 野呂 平和
 橋本 茂
 橋本 増蔵
 長谷川 昭雄
 古市 元一
 堀内 弘士
 前川 辰男
 益田 力子
 水野 和子
 水野 幹郎
 毛利 道哉
 森 真寿朗
 森 安吉
 山口 孝
 山路 剛
 山本 勝
 渡辺 一彦

○欠席議員（2名）

大谷 茂生
 坂口 正次

○出席議事説明者

市	長	加藤 寛嗣
助	役	片岡 一三
助	役	加藤 宣雄
収	入 役	毛利 道男

調整 監	伊藤 長爾
市長公室長	栗本 春樹
総務部長	石川 徹夫
財政部長	鈴木 一美
市民部長	米津 正夫
福祉部長	田中 昌治
商工部長	佐々木 龍夫
農林水産部長	黒田 昭公
環境部長	鵜飼 滋
都市計画部長	前川 鉦一
建設部長	竹村 二郎
下水道部長	西田 喜大
消防 長	島村 隆彦
消防 次長	浜谷 敏彦
病院事務長	中村 督助
水道事業管理者	奥山 武助
水道局次長	藤田 高司

教育 長	岡田 久江
教育 次長	宮田 勉

代表監査委員 樋尾 裕

○出席事務局職員

事務局 長	長谷川 昭彦
議事課 長	伊藤 千秋
議事課長補佐	福島 和幸

議事係長 玉田 耕 士
主 事 井 上 紀久夫
主 事 水 谷 正 昭

午前10時1分開議

○議長（山本 勝君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、35名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

日程第1 一般質問

○議長（山本 勝君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

大島武雄議員。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 おはようございます。

質問を通告させていただいておりますので、順次お伺いしたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

第1問は、四日市港の整備とJR四日市駅周辺の活性化につきましてお伺いいたします。

この問題は、多くの方々から質問や提言もなされておりますし、私も再三にわたり本問題で意見あるいは提言もいたしてきたところでございます。今日新たに中部新国際空港の建設も話題となっており、またリニア新幹線も順調に進められようといましております。私は、過去にモノレールの試案を提案いたしましたこともございます。将来これらを踏まえた全体的な構想立案が大切となってくるものと思います。したがって、これから最も

急いでいかねばならないことは、いろいろなプロジェクトであろうと思います。

一つは、市制100周年及び四日市港開港100周年を迎えるためにも、また過日の8月21日行われましたウォーターフロントセミナーでの講演の内容がすばらしく、感激いたしました次第でございます。さらに今年の当初予算の説明にもウォーターフロント開発の調査、研究が提案されておりますこと。昨年度富双地区でのレジャーの開発問題などなど、山積いたしております。このようなことで四日市港を大胆に整備する必要がございます。なかんずく四日市旧港には新たな埋め立ても含め、整備が必要ではないでしょうか。四日市港が中部新国際空港への三重県の拠点となるためにも、その受け皿づくりが大切でありましょう。

二つには、最も港と深い関係にありますJR四日市駅周辺の活性化が急務となってきたように思えてなりません。今日、市といたしましては、JRと地元住民によりますJR四日市駅周辺の整備計画につきまして、現在どのような状況まで協議が進められているのでしょうか。四日市港を含めたJR四日市駅周辺の活性化につきましてのご所見をお伺いしたいと存じます。

第2問につきましては、住環境の問題についてお伺いいたします。

皆様もご承知のように、本市における市営住宅は、本年3月31日現在で、大正14年建設の木造第二種住宅3戸を含め、第一種住宅が1,398戸、第二種住宅が1,751戸、計3,149戸となっております。人間の生活には衣食住は欠くことはできません。ただ形があればよいというわけにはまいりません。憲法第25条の中に、「最低限度の文化的な生活を営む権利を有する」との意味がございますように、私は時代の変化、その時代のニーズと文化性や価値観の変化などなど十分考慮しつつ、住宅対策に取り組むことが大切ではないかと考えております。このようなことから次の諸点につきましてお伺いいたします。

第1点は、特色のある住宅建設を目指してでございます。

近年、特に民間におきましては、ユニークなデザインで豊かな文化性を持った建物が散見され、大変好ましい状況にあります。一方、市営住宅では、東新町市営住宅を除いては、好ましい住まいづくりと考えるににくいのでございます。今後その時代に即した文化的で、しかもユニークで、居住する子供たちが大きな夢の中に住んでいるような雰囲気のある市営住宅が望ましいと日ごろ考えております。例えば、福岡市では、節水型都市づくりが推進され、節水型利用等に関する措置要綱や大型建物、大型建築物の建築に伴う節水型対策事務処理要領、また下水処理水循環利用等で、このような全体像の中での市営住宅づくりが行われております。

また、新潟県小千谷市におきましては、冬には大変な大雪となるために独特な住宅対策が行われております。また、前橋市では、朝日第二団地市街地住宅供給促進事業が行われ、公営住宅に民営施設の併設された住宅が建設されております。このように本市におきましては、本市独特の計画はありましよう。したがって、本市における特色のある住宅づくりに対しましてのご所見をお伺いいたします。

第2点は、住宅の結露及びカビ対策、苦情等についてお伺いいたします。

近年の建築技術の進歩には目をみはるものがございます。高層化、地下、さらには文化化などすばらしく、ただ感激をしているものでございます。しかし、このように技術が進みましても、コンクリートの建物には結露がつきものままで言われておりますが、なかなか改善されていないのが現状ではないでしょうか。本市が発行いたしております「住まいのしおり」の中にも、結露についての防止策が載せられておりますが、思うようになっていないのが現状でございます。また、あわせてカビも生えて困っているとの声も耳にいたします。これは通気性が不十分であると言われておりますが、しかし、多くの方々は夫婦共働きの家庭で、窓の開閉を、しおりにあるようなことまでは困難と思われまいます。したがって、私は建築設計

の段階におきまして、十分その防止策をとってはどうかと考えております。ただ、一口にカビといっても大変多くの種類があるようでございます。畳やカーペット、冷蔵庫及びふろなど、至るところにカビが生えてきます。健康上好ましくないカビ、それから食品に必要なカビ、またお酒類等に必要なカビなどなど、さまざまなカビがございまして、このような結露やカビ、さらには苦情等の根本的な解決策につきましてのご所見をお伺いしたいのでございます。

第3点は、高齢化社会を迎えて多世帯住宅及び老朽化住宅の新築、増築、改築、建て替え等につきましてお伺いいたします。

私は、再三にわたりお尋ねし、意見や提言を述べてきたところでございます。本市では60歳以上の方が間もなく約11%になろうとしております。長寿を喜ぶたい者の一人でございます。一方、不幸にして障害や事故による体のご不自由な方々も増えてきております。あわせて核家族から親と子の同居を望まれる方も増えてきているように思います。このような現状を踏まえて、本市では二戸一住宅の推進を行っていただいておりますが、希望者も多く、入居するには大変困難な状況にあります。また、入居者の家族の方々に、子供の成長とともに部屋の狭さや不足により大変困っている方もいらっしゃいます。したがって、一つには、老朽化住宅の改築あるいは建て替え、新築等の場合、また高齢者、障害者、多世帯の居住の方も十分考慮して対応する必要があります。あましよう。

また次に、個人が新築、増築、改築等の場合、資金の一部を貸し付けできる制度を創設することが望ましいと考えまいます。現在、県におきましては、社協を窓口といたしまして、年1回程度の受け付けを行っております。額としましては、120万円を限度とされております。しかし、これは大変利用しにくいとの声も聞いております。したがって、本市におきましても利用しやすいこのような制度を創設して、市民のニーズにおこたえすべきではないかと存じまいます。

それとともに、最近では土地の高騰などから家賃の値上げ等もあり、低所得者、母子世帯の方々、あるいは障害者、高齢者等々の方々に対する家賃の一部を助成する制度の創設も含めて、お考えをお伺いしたいのでございます。

第4点は、宅地確保のための市街化調整区域の見直しについてお伺いたします。

この市街化区域、調整区域の変更や見直しにつきましては、都市計画法によりますと5年に1回程度、必要に応じて市町村が原案を提出して、知事が決定することとございます。1982年に建設省は、保留制度を創設されました。現在では、おおむね政令都市で行われているようでございます。これは大都市などで地価の高騰により宅地を確保することが困難であるため、調整区域に住宅を求める機運が高まってきたことによるものであろうと思われまます。本市におきましては、若干そのような運用も考えられたことがたびたびあるようでございます。しかし、最近市街化区域内では住宅建設が困難であるため、調整区域に住宅を建設したい旨の声を聞くことがたびたびございます。このような意味におきまして、本市も安価な住宅地確保のための施策についての努力が望まれるものでございます。この点についてのご所見をお伺いたします。

第3点は、塩浜地域の諸問題につきましてお伺いたします。

この問題は、田中武議員ともども再三にわたり質問も提言もさせていただいておりますが、若干お伺いしたいことがございます。

第1点は、県立総合塩浜病院の移転跡地の活用につきましては、地元の一人といたしまして大変大きな関心を持っております。昨年7月18日に開催されました市長を囲む地域交流懇談会の席上、多くの方々からの意見、要望などが提案されました。その中で最も大きな問題の一つといたしまして取り上げられましたのが、塩浜病院跡地の活用問題でございました。この回答では、県とも連携をとりつつ、地元の意見も十分聞きながら検討し

ていきたいと述べられております。環境部の中に昨年6月、県立総合塩浜病院移転問題に関する対策委員会が設置され検討されているとのこととございますが、現在どのような状況になっているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

第2点は、近鉄塩浜駅西の整備とエスカレーターの設置についてお伺いたします。

駅西広場の確保につきましては、手続もあり時間を要することでありましょう。できる限り早い時期に広場が完成されますよう、努力をお願いしたいのでございます。エスカレーターの設置につきましては、広場との関連もあろうかと存じますが、駅西のエスカレーターの設置につきましてはいつごろになるのでしょうか。一日も早い設置が望まれております。幸いにいたしまして駅東につきましては、大変皆様は喜んでおられますし、西はいつごろ完成かとたびたびお尋ねがありますので、この点につきましてのお答えをお願いいたします。

第3点は、防災のための地下道の設置についてお伺いたします。

去る9月1日と2日にかけて防災訓練が開催され、多くの皆様暑い日中、熱心に訓練を受けておられました。また、関係者の方々、まことにご苦労さまでございました。この訓練を通じまして感じましたことの一つに、塩浜地域で不幸にして企業における事故の場合、避難するには四日市楠白子線と近鉄線、あるいは国道23号を越えなければなりません。したがって、交通渋滞のときには大変なパニックが予想されるのではないかと考えます。したがって、四日市楠白子線及び近鉄線、さらには国道23号に地下道をつくって、そこを歩いて安全な箇所への避難ができないものかどうか、このようなことを考えた次第でございます。

二つには、大井の川町、海山道町から近鉄西側に新正駅まで避難路がほしいと思ったのでございます。この地域では、中央緑地公園への避難も考えているのでございますが、新正駅への避難路の大切さも痛感したのでご

ざいます。この点につきましてのご所見をお願いいたします。

第4点につきましては、石原産業地先に廃棄物処理護岸の築造が着手されるとのことです。四日市港管理組合の事業ではございますが、どのような内容で廃棄物が運搬され、どのような内容の廃棄物なのか。また、時期的にはいつごろまでかかるのか。また、ダンプ等の一日当たりの交通量はどのくらいかなど、教えていただければ幸いに存じますのでよろしくお願い申し上げます。

第1回の質問を終わります。

○議長（山本 勝君） 片岡助役。

〔助役（片岡一三君）登壇〕

○助役（片岡一三君） 私からご質問の第1点についてお答えを申し上げます。

ただいま、四日市港の整備なりJR四日市駅周辺の活性化についていろいろご提言もいただいたわけですが、これまで多くの議員から、また大島議員からも貴重なご提言、ご意見をいただいているところでございまして、厚く御礼を申し上げます。本市にとってご指摘のように、今後全体的なまちづくりを進めていく上での総合的な方式の立案が必要であると。多くのプロジェクトが必要なんだと。まさにご指摘のとおりでございまして、いろいろ例を挙げてご提言をいただきましたが、既にプロジェクトをつくり発足させているものもございまして、現在検討中のももございまして。したがって、今後ともご助言なり、またご指導を賜りたいというふうに思っております。

この四日市港の整備ということと中部新国際空港についてちょっとご説明を申し上げたいと思いますが、ご承知のように中部新国際空港が常滑沖に予定どおり設置、建設されるといたしますと、海上アクセスの拠点として四日市港が最も有利な条件を備えているのではないかと、このように考えられます。既に四日市港には税関や入国管理事務所等が設置をされてお

りますし、また四日市港の背後地域には中央リニア新幹線、第二名神自動車道、東海環状自動車道など、広域幹線道路網の整備計画がございますし、また在来の近鉄特急、JRの多様な高速交通体系をフルに活用をいたしまして四日市港に連絡し、そしてそこから海上アクセスと連動させていくことが本市にとって非常に重要なことではないかというふうに考えておりますし、現在四日市港管理組合では、次の港湾計画の改定作業の一環として取り組んでまいりました「ポートルネッサンス21」の調査報告もようやく取りまとめをいたしまして、今年度中には平成3年度を初年度といたします10カ年間の新しい港湾計画が策定されることとなっております。この策定委員会のメンバーには市長もお入りいただいておりますが、本市といたしましてこの中部新国際空港へのゲートウェイとして搭乗、出入国手続きが直接できるシティエアターミナルとして位置づけをしてまいりたいと、こんなことで管理組合へ提案をしまいたっていききたいというふうに考えておるところでございます。

また、このように港を位置づけ整備していくことは、産業港湾として、また物流港湾としてさらなる飛躍を目指しております四日市港が、都市の一部として市民に開かれた港になる上でも大きな弾みになるわけでございますし、このことは逆に申し上げますと、JR四日市駅周辺開発整備として今、調査が進められつつあります新都市拠点整備事業の促進にもつながるものというふうに考えております。そしてこの新都市拠点整備事業及びJR連続立体交差化事業は、同時に港とJR関西線に至る区域、いわゆるウォーターフロント開発にも連動をいたしておるところでございまして、今後さらに市街地の中心部の厚みを増すものであるというふうに考えております。近鉄四日市駅周辺、JR四日市駅周辺、そして港という東西の都市軸を形成をいたしまして、複眼的な魅力を有するまちづくりを行うということからも、今後着実に推進をさせていくべき大きなプロジェクトということになるわけでございます。

そこで、ご質問のJR四日市駅周辺の活性化、これについてこれまでの経過、今後の方針についてちよっとご説明を申し上げたいと思います。

ご指摘のように、このJR四日市駅周辺また臨海部まちづくりということは、本市の重要な政策課題となっておるところでございます。それでこれまで昭和62年にはJR四日市駅周辺再開発ビジョン策定調査を実施し、そこで提案されました活性化方策を具体化いたしますために、昭和63年にはJR四日市駅新都市拠点整備事業基礎調査と、JR四日市駅連続立体交差事業の基礎調査を同時に実施をいたしております。

これらの調査の結果、JR四日市駅周辺を活性化するためには、ご指摘のように新都市拠点整備事業と連続立体交差の事業が有効である、このような成果を得ております。そこで、昨年平成元年度には、その実現に向けた計画づくりを行うために、学識経験者並びに関係機関からなる「JR四日市駅周辺活性化委員会」というものを設置をいたしまして、駅周辺地域から旧港に至る一帯の地域の将来像を展望しながら、活性化のための基本方針について検討をいたしました。ただ、これらの計画に不可欠なのが貨物ヤードの移転でございまして、この移転先につきましてもその候補地の検討を行っておるところでございまして、現在もJRとその辺のところの協議をいたしているところでございます。今年度、平成2年度は、これまでの成果を踏まえまして、新都市拠点整備事業のマスタープランでございまして総合整備計画を、学識経験者また関係機関からなる委員会での審議を経て策定をするということになっておるところでございますが、この事業は連続立体交差と密接に関連をいたしておりますので、国の補助を受けまして、そして県の方で調査を実施すると、こういうことになっているところでございます。近く調査に入るというふうにお聞きをいたします。市といたしましても、平成3年度には連続立体交差事業の補助の調査の採択に向けまして、貨物専用船の取り扱いの方法等について調査、検討を進めていきたいと、このように考えておりますので、ご理解と今後ともご指導なりご協力を賜

りたいと思います。

○議長（山本 勝君） 竹村建設部長。

〔建設部長（竹村二郎君）登壇〕

○建設部長（竹村二郎君） 住環境の整備充実、それから塩浜地区の諸問題についていろいろご提言、ご意見を賜りました。一つ一つに十分なお答えにはならないかもしれませんが、お許しをいただきましてご答弁申し上げます。

まず、本市の住宅事情は、昭和63年の住宅統計調査によりますと、戸数的には充足されているのでございますが、質的な面での居住水準はその向上に高い期待が寄せられております。本市の市営住宅は耐用年数が経過した木造等老朽狭少住宅が約3分の1ございまして、これらの住宅の建て替えと住居改善による居住水準の向上が当面の最優先課題と考えられまして、またこれとあわせて周辺地域と調和する町並みをつくるよう、建て替えの整備計画を進めております。

お話にもございましたように最近では、東新町に新しく完成をいたし、現在富田地区の丸の内で18戸の新しい市営住宅を建設中でございます。特色ある住宅建設をとのご提言でございまして、現在計画を進めております西浦団地の建て替え計画の中では、周辺を流れております三滝川の景観と整合を持った新しい住宅建設を考えておりまして、地域の特色を生かした計画を進めているところでございます。

それから、既存団地におきましては、ご指摘もございましたとおり、社会の変化に伴いまして、維持管理上いろいろな問題が提起されてきておりまして、建物の構造の不燃化とか、また気密化によりまして、結露からくるカビの発生という問題もございまして、この防止につきましても、室内の換気等入居者の方々の日常の管理に負うところが多いわけでございますが、市といたしましては、これらの指導とあわせて、今後建設時には窓に換気口を設けたり、また壁に断熱処理をする等の対策を考えております。

また、団地内でのペットの公害とか、入居者の高齢化、駐車場の問題等につきましても、それぞれの団地の現状を踏まえまして、社会情勢の変化にも対応した住みよい団地づくりを進めていきたいと、このように考えております。

次に、急速に進展する高齢化社会への対応につきましては、先ほども申し上げました、現在計画しております西伊倉町団地の建て替え計画の中では、高齢者の方々が地域のあらゆる世代と交流ができる多目的施設の併設、また二世帯同居住宅等の配置をするなど、高齢者の方々にとって潤いのある生活ができる住宅及び住環境づくりを工夫してまいりたいと、このように考えております。

なお、一般市民の方々にはお話もございましたとおり、現在、二世帯の同居住宅の確保を容易にするために、三重県高齢者住宅整備資金の貸付制度がございます。本市の場合、市の社会福祉協議会が窓口になっているわけですが、今後この制度の充実と一層活用のしやすい、そういった働きかけをしてまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

それから、家賃補助のお話もございましたが、本市の現状を考えますと、今後の課題として受けとめさせていただきます。

以上、ご質問のありました住環境の整備についてお答え申し上げたわけですが、続いて塩浜地区の諸問題の中で、私どもが担当しております部分についてお答えを申し上げます。

まず、塩浜駅の西口のエスカレーターの設定についてでございますが、私どもが考えておりますのは、この西口側の現在の駅前広場整備事業というものを進めているわけでございます。これが平成4年度の完成を予定をいたしております。この事業とあわせて西側のエスカレーターの設定につきましても、そういった時期に設置をいたしたいと、このように考えております。

それから、防災避難についてでございますが、地下道の建設をといったご提言もございましたのですが、災害時における避難対策として、まず安全で速やかに避難できる避難路の確保ということは、申すまでもなく必要でございます。私どもといたしましては、塩浜地区内の未整備の道路の整備、これをまず早急に進めてまいりたいと考えておまして、現在その対策も兼ねた事業といたしまして、塩浜街道の西側へ一部区間、約2kmほどでございますが、既設の道路を利用したバイパスを建設中でございます。

○議長（山本 勝君） 前川都市計画部長。

〔都市計画部長（前川鉦一君）登壇〕

○都市計画部長（前川鉦一君） 第2点目の住環境整備のうち、調整区域の見直しについてのご質問をいただきましたのでお答え申し上げます。

住宅用地の確保の問題につきましては、近年の地価の上昇や都市基盤整備のおくれによりまして、ご指摘のように市街化区域内での供給が難しくなっている、そういった傾向にあることは、ご指摘のとおりでございます。したがって、国土法に基づく地価の監視制度の運用によりまして適正な地価水準の維持を図ってまいりますとともに、市街化区域内農地などの利用度の低い地域につきましても、さまざまなまちづくり仕様により宅地化を促進するよう、地域、地元の啓発を行っておるところでございます。

また、市街化調整区域につきましては、お話もございましたように、現行の法制度のもとではスプロール化を防ぐといった観点から、個々の住宅地としての利用は原則としてできないことになっておりますが、良好な住宅地としての基盤整備の見通しのある地域、具体的に申しますと、例えば土地区画整理事業の予定区域でございますが、このようなところにつきましては、自然環境や農業との調和を図りながら、線引きの見直し時点におきまして市街化区域への編入を行っていくよう、国、県の関係機関とも調整を図っておるところでございます。

さらにまた、昭和62年度に制定されました集落整備法によりまして、市

街化調整区域内の農業集落周辺の地域につきましては、集落の整備とあわせまして、新規の宅地を編み出すことができる、こういったことにもなっておるわけでございまして、本市におきましても本制度の活用を検討すべく、昨年度より神前地区、保々地区におきまして調査を実施いたしておるところでございます。

以上申し上げましたようにさまざまな制度や手法を活用しながら、良好なしかも安価な住宅地の確保を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本 勝君） 鵜飼環境部長。

〔環境部長（鵜飼 滋君）登壇〕

○環境部長（鵜飼 滋君） 第3点目の塩浜地区の諸問題の中で、県立総合塩浜病院の跡地活用の経過についてお尋ねがございましたので、お答えを申し上げます。

その前に、県立総合塩浜病院の全体的な状況についてご説明を若干申し上げます。現在三重県におきましては、塩浜病院の建設につきまして、予定地におきまず民地の買収が進められているわけでございまして、ほぼその同意が得られたということでございまして、9月中にも契約の運びになっておるといふふうに県側から聞き及んでいるわけでございます。さらに平成2年度におきましては、用地の造成、さらに実施設計等を行う予定をいたしているわけでございまして、平成3年度には建設本体の工事に着手をする予定になっているわけでございます。

そこで、跡地の活用の問題についてのお尋ねがございましたけれども、さきの議会でお答えを申し上げましたように、県立総合塩浜病院の跡地の活用につきましては、地域住民の方々の福祉的なものとして活用してまいりたいというふうに考えているわけでございます。当面私どもは、その前に、後医療の問題について具体的にその結論を出していかなければならぬという問題もあるわけでございますし、同時にまた予定地での諸問題も

あるわけでございます。現在塩浜病院移転問題対策委員会の中で、一つは予定地についての諸問題について、現在検討を加えているということが一つでございます。二つ目には、今申し上げました後医療の問題についての施設の規模でございますとか、あるいはまた管理運営体制、さらに県の経費の負担問題、そういった問題を検討しているわけでございまして、そのめどがついた時点で跡地の活用について福祉的なものの中身について、具体化について検討を進めてまいりたい、このように思っているわけでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山本 勝君） 栗本市長公室長。

〔市長公室長（栗本春樹君）登壇〕

○市長公室長（栗本春樹君） 塩浜地域の諸問題のうち、石原地先の埋め立て問題に関連いたしましてご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

その前に若干ご理解をいただくために、作業手順等について簡単にご紹介をさせていただきます。石原地先の埋め立て事業につきましては、四日市港管理組合が運輸省の補助を受けて廃棄物埋立護岸事業として実施しておるものでございまして、現在その埋め立て免許の申請に向けて鋭意その作業に取り組んでいるところであるというふうに伺っておるところでございます。そしてその作業手順といたしましては、既に環境影響評価準備書の縦覧と地元説明会を終了いたしまして、現在、環境影響評価書作成に向けて、地元市長、町長及び知事の意見を求めている状況でございます。市といたしましては、環境保全審議会へ諮問をいたしまして、答申を得るということになっております。

また、その次の段取りといたしましては、公有水面埋立法に基づく地元市長の同意ということになりますので、そのために12月もしくは3月議会におきまして、当市議会の議決を得るための作業が現在進められておるといふ状況でございます。

そこで、ご質問の廃棄物の投入についてでございますが、まず埋め立ての全体面積は、約85.6haでございます。このうち実際に廃棄物を埋め立てる区域は、1割に満たない約7.5haの面積でございます。

また、その廃棄物の内容といたしましては、産業廃棄物としては、公共事業関係から排出されます上下水道汚泥のほかは、中小企業から排出される廃棄物でございます、無害かつ安全なものということでございます。また、一般廃棄物といたしましては、焼却残渣となっております。トータルといたしましては約55万㎡ということで、この事業は三重県環境保全事業団の事業ということで、投入作業が実施されるということを知っております。投入年度は、現在の予定では平成6年から10年までということでございます。そしてこれに伴う1日の通行車両数は、約90台と聞いております。周辺住民の方々にはご迷惑を極力かけないように、搬入時間の厳守や環境監視体制の確立など、十分な配慮をしていく予定であるというふうに知っております。

○議長（山本 勝君） 大島武雄議員。

○大島武雄君 お答えありがとうございました。大変いろいろ広範にわたった内容の中でも具体的なお答えもいただき喜んでおりますが、ぜひとも今お答えになりましたようなことが1日も早く実現できるような方向で、ぜひご努力をお願いしたいと思っております。

そういった中におきましても、第1問の四日市港とJR四日市駅周辺の問題につきましては、先ほど助役の方からのお答えいただきましたんですが、もうちょっと突っ込んだお答えがいただけりゃありがたいなと、このように思う次第でございます。それもまあ過去から多くの議員がいろんなことで、この周辺はこういう状態が望ましいんじゃないかというような幾つかのことも提案されております。そういった中で、そういうものも含めてお考えいただいていると思うんですが、その前に高架化の問題とか、あるいは客車と貨物の線路の勾配の問題とか、いろいろあると思いますが、

先ほど申し上げましたように100周年を迎える本市といたしましても、ある程度地元にも具体的なめどによって明るさが取り戻してこれるような、こういうような計画をぜひお願いしたいと思っております。

私も駅周辺におきましては、不特定多数の方々の出入りできる、いわゆる往来できる、そういう施設をどうかというようなことも申し上げました。また、田中基介議員も、水族館を含めた高層ビルをどうかとか、いろいろ提案をさせていただいておりますし、そういった中で加藤市長も東の方のことでしたか、できる限りそういった大勢の方々の出入りできるようなものを考えていくというようなお答えもいただいておりますが、もう少しちよっと具体的な内容で今検討中のものを教えていただければありがたいと、このように思う次第でございます。

それから、二つ目の住環境の問題につきましては、項目も多かったんでございますが、中でもやはり結露の問題について、最近では防止のための設計なりいろんな工夫をなされてるようでございますが、根本的に結露やカビのことについて設計段階、あるいは建築等においてそういう防止ができないものかどうか。先ほど申し上げましたようにしおりの中ではかなり入居者に対しての要請が多いわけございまして、本市として本体のものについてできる限りそういう改善ができるようにお願いしたいと思っております。

もう時間もありませんので、先ほどの1点だけひとつお答えいただければありがたいと思っておりますが、あとはひとつ先ほど申し上げましたように、ぜひ地元の意見あるいは要望、あるいは先ほど申し上げたようなことでお答えいただきました内容で十分ご努力いただければありがたい、このように思いますのでよろしく申し上げます。

○議長（山本 勝君） 片岡助役。

○助役（片岡一三君） JR四日市駅周辺の活性化につきまして今少し具体的なということでございますが、私どもといたしましては、これまでちよっくだいをいたしましたご提言、ご意見、きょう大島議員からもご指摘を

いただいた点を踏まえまして、そういった方向で今後努力をいたしたい、このように考えておりますので、ひとつ今後ともよろしくご指導賜りたいと思います。

○議長（山本 勝君） 暫時、休憩をいたします。

午前10時51分休憩

午前11時7分再開

○議長（山本 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

橋本 茂議員。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 おはようございます。質問をいたします。

水道法はその第1条で、「清浄にして豊富、低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」を目的に掲げています。清浄、豊富、低廉、これが水道事業の合い言葉になっているわけですし、これがまた水道に対する市民の基本的要求であることも明らかであります。本市の水道関係職員の方々が日夜この点を肝に銘じて努力してみえることはよく承知している次第ではありますが、しかし、今日水道をめぐる現実、この市民の要求に反していく傾向が強まっていると言わざるを得ません。8月25日付の広報「よっかいち」8月下旬号では、水道財政に関する特集が組まれました。この中で市当局は、一つは、新たな水源確保が不可欠だとして、三重用水を来年4月から受水する点と、二つには、その三重用水確保には莫大な事業費がかかって、市の水道財政は極めて苦しいと述べています。この広報が発行されてから4日後の8月29日には、市当局が水道料金の値上げ案を発表し、今議会で審議されることになったのであります。私どもは日本共産党北勢地区委員会として、9月3日にこの値上げ案に反対の立場を明らかにし、市長に撤回を申し入れてあるところであります。市当局が提案している水道料金の値上げを、その率、実施

時期などの是非の議論は議案質疑の場に譲ることにしまして、私はここでは三重用水の問題点と水道事業の運営の基本についてただしたいと思えます。

まず第1に、三重用水の安全性の問題であります。

今議会に市民グループの皆さんから、ゴルフ場造成による環境破壊の防止と飲み水の安全を確保しようという請願が提出され、その中で三重用水菰野調整池には、ゴルフ場の水が直接流れ込むことを重視して、警鐘を鳴らしています。また、8月30日に開かれた県議会の水資源対策特別委員会では、四日市選出委員から、三重用水菰野調整池の汚染問題が取り上げられ、「ゴルフ場計画より三重用水事業の方が早かった。なぜ知事は、排水が流入する地域へのゴルフ場開発を許可したのか」と問題になっています。既に私どもは6月市議会において、水野和子議員の一般質問の中でこの問題を取り上げ、農業に汚染された水が市民の飲料水となることの心配をただしましたが、水道局長からは5点の理由が上げられ、安全で、安心して飲める水の供給が必ずできると確信している、こういう旨の答弁がございました。

しかし、私は万全のチェック体制がとられているとは言えないと強調せざるを得ません。私どもは現地調査を重ねました。さきの水道局長答弁では、三重用水からの受水は飲料水として浄化された水だから十分安心できる、こう指摘をしておりますけれども、確かに県の企業庁の菰野調整池から水沢浄水場に原水が運ばれて、そしてそこで浄化される、こういう仕事は、それから送水管で四日市に送られることになります。企業庁の担当者の話では、「浄水場の中には水質検査室を設ける。しかし、農業の検出は難しいのではないかと思う」と。しかも毎日できない。年に数回の検査で、1回数十日はかかるとのこととあります。もし検査から検査の間に流入してしまったらどうするのか、こういう不安が募るわけとあります。科学者、専門家の見解も、私どもお聞きをしておりますけれども、未知の分野でも

あり、短時日で汚染データの検査分析が困難であることなどが指摘されております。

つい先日、ショッキングなニュースがございました。9月8日の新聞報道によりますと、環境庁がゴルフ場農薬を規制する際の指導指針値として決めた新安全基準は、民間の調査機関の調査の結果、魚への毒性基準、これは農薬取締法で定めている基準がございしますが、何とこれの最高12倍も上回っていたことが明らかになり、環境庁幹部もその事実を認めています。世界保健機構（WHO）の水質基準よりも10倍以上高く、人間への影響もあるとされておりますし、この民間研究所は、住民の飲み水にも不安として、厚生省と環境庁に基準の撤回を求めたいとしています。

さきに触れた6月議会の水道局長答弁の5点の理由のうちに、厚生省基準で行政指導ができることも上げられておりましたが、こうした安全性への疑問、不安が投げかけられている以上、汚染された水は水源に、調整池に流させないことが一番であります。市民の不安は募っています。三重用水、これは清浄で安全飲料水という点で問題を重視することは当然であります。私は、来年4月からの三重用水の受水は差し控えるべきだと考えますが、市当局はあくまで受水を強行されるのかどうか、明確にさせていただきたいと思っております。

次に、三重用水は四日市市の当面する水需要において、真に必要なかどうかという問題であります。現在、本市の水道水源は、自己水源で1日当たり13万3,000トン、県水である北勢用水の受水量が1日当たり3万3,400トンであり、合わせて16万6,400トンの能力を有しています。県水の受水実績という点から見てみますと、北勢用水の1日当たり平均受水量は、平成元年度で2万468トンでありますから、まだ1日当たり1万2,900トン余りの余裕があるわけであります。事実、私どもの調査では、県の企業庁の見解として、北勢用水は365日毎日最大の3万3,400トンは供給できると聞いております。四日市市の水需要の展望とかかわって、給水能力のア

ップや新規水源開発に考慮を払い、必要な計画を持つということは重要であります。当面こう数年を考えた場合、北勢用水の活用などによって三重用水の受水は必要ないと言ってもよいのではないのでしょうか。何が何でも受水しなけりゃならぬという状態ではないのではないかと思うわけであります。

さらにもう一つ申せば、三重用水事業は半ば完成した、平成3年度から給水可能だといっても、設備が完成したからといって一度に水需要が降ってわいて押し寄せてくるものではありません。この点からも当面受水は見合わせてよいと思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、三重用水の事業の構想、着工、計画変更にかかわる問題、また随分と長期化してきた問題がございします。半ば完成してきたとはいえ、まだ最終平成5年度完成までに累計で1,000億円という莫大な事業費にふくれ上がってきている問題であります。当初の構想着工時には、工水が1日最大15万7,800トンの供給を予定していましたが、しかし、今日1万6,000トンにしぼんでしまいました。莫大な建設費、経費は、結局上水にかぶさってきているのであります。四日市の水道事業との関連でとらえるならば、第三期拡張事業当初計画によりますと、三重用水は昭和46年以降の水源対策として見込まれていた。しかし、これが大幅におくれたことによってこの間、昭和40年代に市独自の水源開発を多額の事業費を投じて余儀なくされてまいりました。これも調べてみますと、例えば、東員町地内の新規水源開発には約6億円、小牧水源開発には約2億円など、これらの投資は24年の間に水道財政の資本勘定において大きな負担要因になってきております。この責任は一体だれがとるのでしょうか。三重用水の設備がおくれた上に、直ちに受水せよという県のやり方には、大変無理があると思っております。さきに述べた経過に照らして、本市をはじめ、受水市町村に過重な負担をさせない措置を、県に、また国にとらせることが必要ではないでしょうか。年度の立ち上がりは過度な負担になりがちであります。受水

費の算定に当たっては、長期的な算定方式をとって負担を軽減すべきであります。県との交渉をどう進めてこられたのか、また進めているのか、明らかにしていただきたい。

本市の水道事業の運営の基本にかかわる問題に移ります。三重用水事業は、広域上水道事業としてこれを県が押しつけた事業かどうかは別にいたしまして、言うならば近年の水資源とか環境や自然の諸条件の変化、そういうものによって新規水源が個々の市町村独自でできないという実態が進む中で、当然県が広域事業として進行させてまいりました。県の責任が大きく問われる事業であります。

一方、市としましては、新規水源開発事業を受水費として負担しますが、水道料金ですべて賄うというやり方ではなく、一般財源から補助をする措置をとるべきであります。これは地方公営企業法上できるわけがありますし、他の都市で現に例があり、やっています。三重用水受水費は、元年度の水道料金の3倍にもなると言われておりますから、今後の料金にそれをかぶせるのは不合理きわまりないと言わねばなりません。一般会計からの補助は、本市では今までやっておりませんが、事業の運営の基本にかかわる問題として提起をするものであります。

幾つかの点でこの問題を掘り下げてみたいと思います。

一つは、消費税の未転嫁にかかわる問題です。水道財政上、消費税は市民の圧倒的多数が反対していることが考慮されて、料金へは未転嫁でございいます。それは私ども貫いていくべきものだと考えますが、水道財政上収支勘定をはじめとして1億円余りの負担になっていきます。消費税は不当なものでありますが、これを水道財政だけで消化すべき問題ではありません。一般会計から繰り入れるべきものであります。

公衆浴場対策にも触れなければなりません。公衆浴場料金は一般用と区別され、別途体系で軽減され配慮されておりますが、これはその果たす社会的役割や過去の経過的なものもありまして、今後とも必要でございいます。

水道財政面で元年度実績を例にとってみますと、一般用トン当たり110円で試算をしてみますと、公衆浴場使用水量に見合う収益は2,800万円余となりますが、実際の料金体系上の収益は789万7,000円であり、トン当たり31円となっているのであります。明らかに政策的な配慮であり、公衆浴場は全市民が利用していないけれども、福祉的要素で助成策をとっているのであります。この点でも一般会計からの繰り入れは根拠を持つものであります。

さらに、簡易水道統合の問題を上げたいと思います。

これまで本市の水道事業では13の簡易水道を統合してまいりましたが、大事な事業でございました。多くの市民が上水道で、一部の市民は簡易水道で放置される、そういった事態は許されることではありません。しかし、水道事業を企業ベースで見ると、配管などの設備投資で巨額の投資をしても、すぐには回収できない不採算事業であります。しかし、市の政策的見地から統合を積極的に進めたことは必要でありました。これを市の一般会計で負担することは正当であり、必要な措置であります。これまでに必要であったけれども、してこなかったと言えらると思います。ちなみに、他の分野の事業、公共下水道事業や国保事業などでは、受益者が限定されていることになかなか取り組まれなかった経過はありますが、事業を進める上で一般会計から繰り入れをしてきたではありませんか。水道事業の枠を超えた、今申しました幾つかの措置に一般会計から繰り入れることは当然だと考えます。この際、市長、市当局は市財政における水道財政のあり方を、この関係を根本からとらえ直すことを求めたいのであります。

○議長（山本 勝君） 奥山水道事業管理者。

〔水道事業管理者（奥山武助君）登壇〕

○水道事業管理者（奥山武助君） まず第1点目の、三重用水孤野調整池に関する農薬の流入についてでございますけれども、これに対する質問の問題につきましては、6月議会でも答弁いたしましたわけでございますが、先

ほどもご質問の中に触れられておりましたけれども、企業庁といたしましては県議会水資源特別対策委員会で、企業庁はさきに水資源開発公団がゴルフ場業者とゴルフ場等の造成に関する基本協定を結んでおりますが、企業庁も水道事業者として安全な水を供給する立場から、独自にゴルフ場業者と厚生省が示しましたゴルフ場使用農薬に係る暫定的水質目標を遵守した水質保全協定を締結し、二重の監視体制をしく旨の見解が示されております。また、本市におきましても、ゴルフ場と農薬規制等を含む環境保全協定の締結の準備もいたしており、市民の皆様には安心して飲んでいただける水の供給は必ずできるものと確信をいたしておるところでございます。

また、既設水源池の原水につきましても、厚生省が示しました水道水の安全対策に基づき検査を行いました。その結果、現在のところ異常は認められておりません。今後も水質保全の万全を期するために水質検査体制の強化、検査機器の充実を図るとともに、関係機関とも連携を密に深め、いつも安全で良質な飲料水の供給に努めてまいりたいと思います。

次に、2点目の新規水源の問題でございますけれども、新規水源の確保という問題は、過日も申し上げましたように本市の市内の水源確保と申しますか、現在の状況は、63%が市域内の地下水と、残りにつきましては市外と、こういうことになっております。そういうことから現在も今後長期的に見ましても、かなり先を見た展望で、適正な先行性を持って計画をしなければならぬというふうに考えております。今後におきます本市の水需要に対応するために、新規水源といたしまして三重用水に求める計画をかねてより進めておったところでございます。昭和63年12月市議会におきまして議決されております上水道第四期拡張事業の主要な事業として推進をしているものでございます。今年の夏におきましては、猛暑、日照り続き、その他の影響によりまして、配水能力が限界に達しました。そういうことから、局始まって以来初めて給水対策本部を設置し、水源のフル活動や配水区域の調整等に対応して切り抜けたというような状況でございます。

このように既存の水源だけでは今後の水需要に対応できないため、計画どおり来年度には、三重用水を水源とする三重県営用水供給事業からの受水をどうしてもする必要があると考えております。将来にわたって安定給水を確保するためには、三重用水が重要な水源であることをご理解いただきたいと思います。

それから、水源の最大給水能力というような問題でございますけれども、水はいつも最大給水で年間受水するということは、技術的にも不可能な問題でございます。それぞれの水系あるいは水源によりまして負荷率というものがございますので、先ほど申し上げておみえになりました数字には、到底こういう危機的な状況を打開するということではできないというふうに考えておるところでございます。

次に、三重用水の事業はかなりおくれたということは事実でございます。そういうことから事業費が膨大に高騰いたしましたことは、ご承知のとおりかと思うわけでございます。そういうことから水道事業者の負担も増高すると、こういうことから、県、国、水資源公団などに今日まで繰り返して陳情、要望あるいは要求というような強い態度で取り組んでまいったところでございます。そういうことから委員会の資料の方でまたご審議を賜るわけでございますが、そこに詳細記入してございますが、端的に6点ほど申し上げたいと思います。

この水道事業は、原則的には市町村事業ということになっております。しかし、こういうことではなかなか膨大な事業の消化が難しいと、こういうことから、かねてから県営事業で、広域水道をお願いしたらどうかということで、再三2市1町、鈴鹿、菰野でございますけれども、2市1町と県、国、水資源開発公団等に陳情を重ねまして、ようやくにして県営の水道事業として決定をされたわけでございます。そういうことからこれらの事業に対する費用について、3分の1に当たります県費の繰り出しが実現いたしました。また、全国的にそのケースでございますけれども、初期料

金の低減をいかに図るか、年数を長くするかというような問題と重なってくるわけですが、初めて前期4カ年、後期5カ年というような、まず段階的に受水量に見合うような基本料金の支払い方をすると、このようなステップ償還の採択をしていただくことになったわけですが。

次に、国庫補助金の増額の問題ですが、各年度のアンバランスの状況もございました。そういうことから補助金の増額を最終的にはお願いし、なったわけですが。

それから、建設期間中の利率の問題ですが、起債利子の引き上げということで一般的には非常に難しい問題ですが、水資源の関係の分につきましては、利率を一部引き下げていただくことができました。

それから、変更認可等によります農・工・水の事業負担、費用負担のアロケーションの変更につきましても逐一お願いをし、この比率の低減を図ることができたわけですが。

さらに、県の一般会計からの助成につきましても、再三陳情を続けた結果、一般会計からの助成が図られるということになったわけですが。そういうことからかなりの低減ができたというふうに考えております。今後につきましては、広域水道協議会等を通じまして鋭意努力を重ねていきたいと、このように考えております。

次に、一般会計から補助金の導入はどうかということでございますが、これは地方公営企業法に定められております経営の基本原則の趣旨からいたしまして、管理者といたしましてはいかに経済性を発揮させるかが責務でございます。そこで、能率的な経営のもとに健全な財政運営を確保すべく努力しなければなりません。安易に一般会計の補助を求めることは、地方公営企業者として経営理念に沿わないものと考えておるところでございます。なお、内部的には料金徴収隔月制の導入や有収率の向上など、経営

の効率化に努めてまいったところでございます。

また、先ほども申し上げましたように、三重用水に係る受水の低減化につきましても、国、県、水資源開発公団、あるいは県議会等、いろいろなところへ働きかけ、最大の努力をしてまいったところでございます。今後とも北勢の広域水道促進協議会など、あらゆる機関を通じまして活動を積極的に続けてまいる所存でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本 勝君） 鈴木財政部長。

〔財政部長（鈴木一美君）登壇〕

○財政部長（鈴木一美君） 水道財源に関連いたしまして、一般会計からの繰り出し補助についてのご発言がございましたので、お答えさせていただきます。

ただいまも水道事業管理者の方から答弁がございましたように、水道事業といたしましては地方公営企業の基本理念に沿いまして、この収益性を十分に経済性の発揮によって償うということが根本でございますが、ただ、この地方公営企業に關します国の考え方といたしましては、ただいま申し上げましたような経済性の発揮を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進するということを考えておるわけですが、その経営基盤を事情によって弱体化するという場面も出てまいろうかということで、例年、国の地方財政計画におきましては、繰り出しという項目で計上しておる計画になってございますが、この繰り出しができる基準といたしましては、地方公営企業法に定めがございまして、これは第17条の2に規定があるわけですが、この水道事業なりの経営に伴う収入でもって充てることが適当でない経費ということで、具体的には消火栓にかかわる経費についてはこの範疇で、本市におきましても平成2年度トータルで4,500万ほどが繰り出しになってございます。

また、二つ目には、この経営自体を能率的な経営を行って、なおその経

営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に見て困難であると認められる経費について補助の対象にでき得るということでございまして、具体的には高料金対策に要する経費についてもこの一つに当てはまるわけですが、この客観的にということに対しまして、国は一つの基準を示してまいっております。平成2年度の場合におきましては、1家庭当たり通常20㎡、月当たりでございますが、この料金が2,400円を超えるような規定をする場合においては、これらに要する高料金対策としての対応を考えることも可能になっておるような基準でございまして、本市の場合、現行20㎡、月当たり1,230円といったようなことで、基準から見ますと2分の1近いということでございまして、現在までのところ高料金対策に要する経費としての見方はでき得ないというふうに考えております。

また、具体的に消費税の未転嫁が水道事業を圧迫するという点についてはご指摘のとおりでございますが、これにつきましては消費税そのものの議論の中でも対象になってくるわけですが、消費税を一般会計から繰り出すということになりますと、一般会計の財源というのは、別に経営を行って収支を図っておるわけではございませんので、税でもって税を負担するという結果になります。一般会計内におきます消費税の未転嫁分については、やむなくそういう形になって運用はされておりますが、これを改めて水道事業に対して消費税部分を市の一般会計から補てんするという点については、いかがかというふうに考えております。

また、あとは水道事業内での考え方を申し上げるのが至当だとは思いますが、私どものとらえ方を申し上げたいと思っておりますが、公衆浴場についての料金が非常に低廉なものとして措置されておると。政策的な料金であるがために、この差額については補助するのが当然ではないかということでございますが、これは公衆浴場業というものは水需要者であることには変わりがないわけございまして、この水需要者に対する、水の供給における経営者の料金を定めておる一環であるというふうにお受けとめをいた

いたらいかがかというふうに考えております。

また、簡易水道の統合にかかる経費等におきましても、その当時におきまして、第三期拡張事業計画の事業計画に沿ってこれを統合してきたものでございまして、これらの計画に沿っての事業の施行がなされたものであり、今日的にこれに対する補てん的な補助というふうなことは考えられないというふうにご理解を賜りたいと思っております。

○議長（山本 勝君） 橋本 茂議員。

〔私語する者あり〕

○橋本 茂君 安全性の問題でも答弁をいただきましたけれども、納得がいきません。6月議会の答弁の域を出ていないわけですが、先ほど私はわざわざ、民間研究機関の大変ショッキングな調査内容、これは厚生省や環境庁の基準そのものの農薬の使用が問題になってきているところまで調査されていることの報道があったことを上げました。農薬は毎日検査ができるのかどうか。水道局の検査では異常ないということでしたけれども、これは毎日検出できるのか。あるいは企業庁の浄水の際にも毎日できるという、そういう機器を導入してやろうとしているのか、その点を明らかにしていただきたいと思っております。

さらに、新規水源の問題、三重用水の導入はどうしても必要があるという答弁がなされましたけれども、既存の特に北勢用水の水源をいっぱい活用していく、特に三重用水の向こう3年間の受水費が31億円にも上ると聞いているわけですが、北勢用水の大きな活用で必要な設備、配水池の投資、1基10億円ほどかかると聞いているんですが、6,000トン当たりで。その6,000トンの配水池を3基、30億円かけてつくっていったら、北勢用水などの受け入れを一層広くしていけるようにする。場合によっては北勢用水は他の市町村も入れて8万トンの供給をしているわけですが、鈴鹿市や桑名市はまだまだ要らないというような状況で、全体に水余りの状況だと聞いています。3万3,400トンを超えていくようなことも

可能かと、そういうようなことも含めて当面数年間、これは三重用水は要らないというふうに我々は見ているわけですが、この点はいかがでしょうか。

さらに、莫大な三重用水の事業でおくれてきた事実をお認めになりながら、6点ほど上げて、最後に県の一般会計からの繰り入れをいただいていると、こういう繰り入れ問題、県はやっているわけですから、我々はまさに先ほども一般会計の繰り入れ、安易にやることはできないと申されましたけれども、今日水道財政が悪化して値上げまで出てきているという中で、私どもは真剣にこれを提案しているわけです。こういう点で安易な繰り入れなどというような答弁は撤回していただきたい。我々は積極的な提言を申し上げました。

他都市の例という点でも、例えばこの北勢地内、北勢用水及び三重用水の受水を予定している桑名市でも、団地の水道布設にかかわる建設に巨額の出費をしたから市民に負担をかけられないという理由で、63年度 9,630万円の繰り入れ、平成元年度 7,700万円の繰り入れをしています。お隣の菰野町でも、平成元年4月から三重用水受水にかかわって料金改定をいたしましたけれども、その際、安い料金にしていくため、福祉の一環でもあると位置づけて、年間 6,000万円の補助に引き上げました。都市事情が違うというふうに言えない問題があり、そういうふうに済ませるのではなくて、地方公営企業法第17条の2だのを財政部長引かれましたけれども、第17条の3では、地方公共団体は災害の復旧、その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計または他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助することができる。この条項を、その他特別な理由があり必要な場合にはということ引いて、これは水道局長もあるいは議会の産業公営委員会の方々も過日視察に行かれましたが、仙台市では4年間36億円の繰り入れをしている。都市規模、財政事情は違いますけれども、まさに幾つかの角度から私は本市での必要性を明らかにしました。市長のこの問題での見

解を最後にお聞きをしたいと思います。市長答弁を最後に求めたいと思います。水道局長から答弁をお願いしたいと思います。

〔私語する者あり〕

○議長（山本 勝君） 奥山水道事業管理者。

○水道事業管理者（奥山武助君） 質問にお答えいたします。

水質の規制の問題でございますが、厚生省は現在水質暫定基準ということで関係の市町村に指示をいたしております。我々水道事業者といたしましては、安全対策ということは非常に重要な問題でございますので、この暫定基準を法規制にさせていただくように、日本水道協会を通じてお願いをしておるところでございます。そういうことから現在、国あるいは県の指示に基づきました農薬の検査体制をしいておるところでございます。企業庁の方も同じ水道企業者でございますので、同じような観点から安全対策に取り組んでいただいております。今後この問題につきましては鋭意努力をしていきたいと、このように考えております。

それから、新規水源の問題でございますけれども、三重用水が遅延をいたして先の完成が非常に長いというようなことが、昭和40年ごろにそういう機運がありまして、局といたしましても、人口増あるいは経済の伸びから受水量に見合わないということから、先ほどご質問の中でも触れておみえになりました東員町からの受水、あるいはそれを受けて小牧の水源池へ導入して、この給水計画に載せていくということで、第三期拡張事業を46年から50年までスタートいたしましたわけでございます。その事業費は、お話のございましたように東員町につきましては6億円と、こういうことでございます。

それで、この新規水源の受水は延ばしていけないのかというようなお話でございましたが、現在北勢用水をフルにいただいておりますが、いつも満杯を受けておるといようなことではございません。これは年間を通じてそのような形で受けていくというような計画ではございません。これは

負荷率ということを入れて体制を組んでおるとというのが水道の全体的な、常識的な計画でございます。そういうことで万が一の水需要に対しても乗り切っていけるというような自信を持って初めて、水道事業は経営ができるのではなからうかというふうに思っております。

それから、地下水も四日市の場合、かなり枯渇が見込まれてくるというような厳しい状況でございますから、そういう読みも見て第四期拡張事業は議決をしていただいたというふうに思っております。

次に、そういうことから配水池対策でやったらどうかというようなご提言でございますが、1基つくるのに約10億円ということでございます、10億円といえますと新規水源の受水する年間の費用が10億円前後ということでございますから、そういうような配水池で延ばしていても、結果的には三重用水新規水源が必要ということには変わりはないというふうに思うわけでございます。そういうことで当初どおり実行をお願いしたいと思っております。

それから、借入れにつきまして、言葉が適切でなかったという点につきましてははおわびを申し上げたいと思っておりますが、この公営企業の管理者といたしましては、市費の導入ということを直ちに考えるよりも、やはり就任したときからそういう考えで臨んできたわけでございますが、いかに国、県費を導入するかと、これは建設とか下水の責任者も同じことだと思うわけでございますが、いかに大きな財政力のあるところから引き出してくるかというのが最大の使命だというふうに思っております、そういうことで臨んできたということでございますので、ご了承を賜りたいというふうに思います。

○議長（山本 勝君） 橋本茂議員に申し上げます。

発言内容がこれ以上進みますと議案審議に入ってしまうので、注意をしていただきますようお願いいたします。

橋本 茂議員。

○橋本 茂君 私は最初に申し上げましたように、議案質疑については別途議案質疑の場でやらしていただくということを、既に通告もしているわけですが、三重用水と水道事業の根本問題についてお尋ねをしております。そこで、市長にお尋ねを先ほどいたしました。一般会計からの繰り入れの問題、市長の見解をお伺いしておきたいと思っております。

○議長（山本 勝君） 加藤市長。

○市長（加藤寛嗣君） 私は、それぞれ企業会計でございますから、よほどのことのない限り、私は一般会計から繰り入れるべきではない。市民の中の九十数%、100%近い人が上水を受水をされているわけでありますから、その範囲内でできるだけ私は処置をしてほしいなというふうに思っておる段階であります。これが異常にうちの水価が高くなっていくというようなことがあれば、その時点で考えなければならぬかと思っておりますが、今日の時点では、私はうちの水価が異常に高いところまではいってないだろうと。これは水道局の諸君が努力をしてくれた成果だなというふうに思っておるところであります。

○議長（山本 勝君） 鈴木財政部長。

○財政部長（鈴木一美君） 若干補足をさせていただきたいと思っております。

先ほど県が補助ができて市の方でできないというご発言がございましたが、水源開発に関する経費について地方公共団体が公営企業に繰り出すことは、先ほど割愛をしたわけでございますが、通達の中にもそれは定められております。が、ただこの事業につきましては、すべて先行性の高いダム等の水源施設の建設費、あるいは広域化のための基幹施設の建設費等で、いずれも国庫補助対象事業となっておるものについて、地方公共団体の一般会計からの補助ということが認められるわけでございまして、三重用水の場合、県営三重用水事業それ自体が県営でございますので、県としては補助金はルールの中においてできるというふうに、私は承知をしておるものでございます。

○議長（山本 勝君） 橋本 茂議員。

○橋本 茂君 安全性の問題で、私はあくまで疑わしきは受水せずという態度で臨んでほしいと思いますし、毎日検査ができる体制を強く今後の問題としても望んでおきたいし、県関係機関にもそういう体制をひとつしいていただくように、水道局から強く要望をして実現をさせていただきたい。それまで私の立場としては、三重用水の受水は差し控えるべきだということを申し上げておきたいと思いますし、市長や財政部長から、一般会計への繰り入れ、これはほしくないというような非常に残念な、まさに市民がっかりするような答弁であったことを非常に残念に思います。あくまで地方公営企業法の第17条の3でもできる、しかもそれが必要な時期に来ている、こういう点で真剣な検討をお願いをして、私も水道局の皆さんとご一緒に四日市の水道事業のあり方を今後も真剣に提言もし、また一緒によいものにしていくと、こういう立場で頑張りたいと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（山本 勝君） 暫時、休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時15分再開

○議長（山本 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小井道夫議員。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私は、垂坂公園の土取り工事に対する市の対応についてただしたいと思います。

本年6月半ば以来、垂坂公園として、また市道泊鳩線として都市計画決定されている区域内の垂坂山の面積約2万5,000㎡もの土地で大規模な土取りが行われており、これまで幾百年の間緑の樹木に覆われてきた山が、この三月の間に無残な形状に変えられてしまっております。この事業者は

株式会社小山工務店で、その土地所有者は太平洋建設株式会社のほか、清水洋平太氏、清水小弥太氏ら5氏であります。その中には、西松本町19の2の岩名寿美子氏の名もあるわけであります。場所は大字羽津甲字岡山地内、土取り量は約24万2,000㎡で、これを平成2年6月15日から平成4年7月1日までの2カ年の工期で取るということになっております。これは1回6㎡を運搬するダンプカーで4万380台分で、年200日、1日8時間稼働するとして1時間当たり12.5台の2倍の車の、あるいは別の言い方をすれば、2.4分に1台の車の出入りに相当するわけであります。この土取りが始まる前に、立木の伐採が行われたのでありますが、これが昭和47年4月1日施行のいわゆる傾斜地における土木工事の規制に関する指導要綱に定められた協議前に行われました。そればかりか、この工事が隣接地はもとより、相当に広範な地域に影響を及ぼすおそれがあらかじめ十分想定されたにもかかわらず、利害関係者の同意を隣接土地所有者などごく一部に限定し、しかも土取りをする区域を実際より少なくあらわした図面を提示して、あたかもこの土取りが小規模の1カ月ぐらいで終わるものであるかのようにして同意を求めてきたということであります。まして土取り工事による影響や被害、迷惑等の防止策や、実際に被害、迷惑等が発生した場合の対策についてはほとんど何も言及しなかったということであります。

さらに、土取りが始まってからも、狭い道路への大型の土砂運搬車の頻繁な出入りに伴う交通渋滞や危険に対して1人のガードマンも配置せず、この点では、土砂の搬入先の東ソーの出入り口には終日ガードマンを配置しておりました。そして、運搬車に付着した土砂や積載した土砂が土取り現場付近の道路に散乱しても放置したままで、これがほこりとなって舞い上がり、洗濯物は干せないし、ほこりが住家の中に入るので窓をあけることができず、土取り現場に最も隣接した居住者の皆さんは終日クーラーをかけ続けねばならなかったということでもあります。雨が降ったときには土取り現場から汚濁水がどっと細い側溝や道路にあふれて流れ出し、後の清

掃すらしいという状況が続き、たまりかねた住民が6月20日に市当局へ苦情と対策を申し入れ、中には萩原前県会議員にも手紙をもって訴えてこられたのであります。

私もはすぐさま現地等を調べましたが、その時点で工事業者が隣接住民に示した土取り規模とはかけ離れた大規模なものであり、土取り工事の全容を説明していないだけでなく、土取り工事による影響、被害・迷惑等の防止策や、被害・迷惑等が発生した場合の対策についてもほとんど何も説明をしていないこと、いわゆる市長との協議の結果付された同意条件中の安全や被害等の防止策すらほとんど講じられないまま工事が進められていることに驚き、速市当局に対策を強く求めたところであります。

しかし、なぜか市当局の対応は鈍く、その後とられた若干の対策も見せかけだけのもので、効果的な対策は今日に至るも講じられず、住民は被害、迷惑に悩まされております。市当局は周辺住民に対する説明会を業者に開かせることすらかたくなに拒んでおります。これでは何のために傾斜地における土木工事の規制に関する指導要綱を定めているのか、一体この土取り工事に関する協議で何を協議したのかと言わねばなりません。この協議書が市長に提出されて工事施工同意書が業者に交付されるまでに、市当局は合議を含めて関与をし決裁した職員の印鑑が実に四十数個も押されておりますが、その過程で、この工事による影響や被害予測は市当局で十分できたはずであり、したがって、被害、迷惑等の防止策もいかなるものが必要か具体的に指導できたし、それが工事着手時に守られているか、また、周辺住民はもとより、利害関係者の同意が真に納得されて得られたものかなどチェックできたはずであります。実際の当局の対応は極めて事務的、形式的な判こ判この典型的なお役所仕事のなものであったと断ぜざるを得ないと思います。市当局に深い反省と関係住民に釈明するよう求めるものであります。いかがでしょうか。

さらに、この土取り工事に関する今後の問題として、私は次のことを市

当局に求めるものであります。市当局の考えを伺いたいと思います。

この土取り工事は都市計画街路の霞ヶ浦羽津山線の延長線上の市道に面した土地において行われ、土砂運搬車はその道路より出入りしておりますが、この市道は狭い状態にあります。しかも、朝夕はもとより、終日自動車の通行量が多いのであります。土取り工事に当たっては、セットバックして一般の自動車通行に支障がないようにすること。さらに、土取り後に市に寄附させ、市は垂坂町までの間の道路の拡幅を垂坂公園の防災緑地緊急整備事業と合わせて行うこと。2、土取りと運搬車の運行時間を規制すること。これは中学校等の通学路になっていることからして当然のことです。八王子市などは市の環境条例などで明確に規制しております。3番目、土取り現場前の道路や人、自動車の交通量の多いところにガードマンを配置するなど交通安全対策を徹底させること。4、土取りと土砂の運搬に伴うほこりや振動等の被害、迷惑を出させないよう、そのための対策を徹底させること。これまでの被害、迷惑に対する補償措置をとらせること。5、土取り現場から流出する雨水等の排水の汚濁を除去し、流量を調整する対策を徹底させること。6、土砂の運搬ルートになっている道路等破損した部分の即時復旧はもとより、終了時に全面改修を行うように工事業者等に約束させること。7、土取りの休止中の安全確保について万全の対策をとらせること。8、以上のことを業者との間で具体的に取り決め、その結果を隣接地の住民はもとより、運搬車の運搬ルート沿道の住民に文書配付するとともに、説明会を開いて理解と納得を得るようにすること。9、今後の土取り工事に関する協議と指導のあり方を改善すること。その中で、死文化している要綱の土地保全連絡会の規定を実際に活用すること。いわゆる丙決裁、部長決裁にとどまらず、市長決裁とすること。環境保全審議会への諮問をはじめ、公聴会を開くことも取り入れるべきであると考えるのであります。

さて、この土取り工事のより根本的な問題は、この土取り工事が垂坂公

園として昭和44年1月30日以来、都市計画決定されている区域内で、しかも地元をはじめ市民の長年にわたる念願がようやく実り、昭和63年度から着手された垂坂公園の防災緑地緊急整備事業の施行場所と全く隣接したところで行われているところにあります。この防災緑地緊急整備事業は既に63、元年度に用地買収費を中心に約10億円余の事業費が投じられ、整備されつつあるのでありますが、そのすぐ隣で二度と復元できないような根こそぎに形状を変えるような大がかりな土取りをしているわけでありまして。このような土取りを容認してしまえば、ここでの公園整備ができなくなることはだれでも気づくことであります。この土取り工事後の土地は何に使うのか、市はその計画を知らないということでありまして、土取り区域周辺の住民には住宅団地にして分譲するとの話が伝えられているということでもあります。そうなれば、いよいよもってこの場所の公園整備は不可能になることは明らかであります。こうしたことに全く考慮を払わず、部長決裁で事務的、形式的な協議で容認してしまったのは許しがたいとの怒りの声が市民から寄せられているのであります。全くこれでは市の無策を批判されても仕方がないのではないのでしょうか。せめて市は協議書を受け付けた段階を手始めに、工事業者や土地所有者に公園整備計画について理解と協力を求める努力を最大限、最後まで払うべきではなかったのか、市当局はこの問題の対応をどのようにしたきたのか、お尋ねをいたします。持ち時間が15分でございます。簡潔にご答弁をお願いいたします。

○議長（山本 勝君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） ただいまの垂坂公園の土取りについてのご質問にお答え申し上げます。

本市におきましては、先ほどご指摘ございましたように、傾斜地における土木工事の規制に関する指導要綱、これは昭和47年4月に制定し施行しておるものでございますが、これに基づいて行っておるわけでございます。

この要綱では、工事を行う者が市に協議するものとしておりまして、利害関係者及び隣接地権者の同意書をもって確認し、工事内容等を審査の上、条件を付して市が同意する形をとっております。ご指摘の本土取りにつきましても、その手続に従っているのですが、実施に当たりまして、地域住民の皆様にご迷惑をかけないよう施工業者に申し渡しているところでございます。今後とも施工業者に対しまして、周辺住民の方々の生活環境、交通安全に十分配慮して施工するよう指導してまいり所存でございます。

また、この土取りが垂坂公園の中で行われておるのではないかとということでございますが、ご質問の垂坂公園はご存じのように、都市計画決定面積が39.7haの総合公園でございます。ここで防災緑地緊急整備事業を取り入れまして、特に地元自治会との協議を踏まえて昭和63年度からその公園の中心部の約5.1haの整備に着手いたしております。そして、その土取りをしております土地が一部垂坂公園内にございます。現在整備しておるところから非常に近いところでもございます。今後、地権者の協力が得られれば、先行的に買収し、今後の総合公園整備の中に生かしてまいりたいと考えているところでございます。この土地は公園の構想では芝生広場等を考えておるところでございます。施工業者より土取り申請が出ましたときに、この一部が垂坂公園の区域の中でありまして、建物等を建てる場合には、都市計画法上の規制があるということは指摘してございます。先ほどご質問ありましたように、もし開発行為の協議が出た場合には、協力が得られるように指導してまいり所存でございます。

また、ご指摘ございましたように、都市計画決定されている土地であるのにそういうふうな土取りがなされるのはどうかというふうなご質問もございましたが、一般的に買収すればそれにこしたことはないわけでございますけれども、公共側の財源あるいは事業能力というものも限られておりまして、計画実現までにはかなり長い日時を要するわけで、今申し上げま

したように、都市計画の制限を付して、将来用地が取得しやすいようにしておるといのが現状でございます。

また、土取りについて野放しになっているのではないかというご指摘ございましたが、私も、今議員の方から9点にわたってのいろいろご指摘ございましたが、そのほとんどにつきましては、そういうふうな注意を守って土取りをするようにということは、申請書が出てまいったときにも言っておりますし、また、問題が起こり、地元の方から話が参りましたときには、担当員が現地に参加して、その土取り業者の方に指導もいたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、今後とも土取りについての注意を十分遵守するよう、その土取り業者に対して注意を喚起していきたいというふうに考えております。

○議長（山本 勝君） 小井道夫議員、時間がないので簡潔に。

○小井道夫君 今後の土取り工事に関しまして9点ほど申し上げましたが、これはぜひひとつ早急に対策を徹底していただきたい。

それから、こういう公園整備計画との絡みの問題で、部長決裁で済ませておくべき問題かどうか。過去にこの問題が出たときに、そういう責任ある部署の者が連携をしてきちっと調査したり、あるいは検討したり、そういうことをしてきたのかどうかとお尋ねしておるんです。

○議長（山本 勝君） 時間が来ましたので、マイクを切ります。

○議長（山本 勝君） 古市元一議員。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 通告に従いましてお尋ねをいたしますが、その内容はすべて私の地区に関することばかりでお聞き苦しい点があろうかと思いますが、よろしくご理解を賜りたいと思います。

最初の質問の道路整備につきまして、次の3点お尋ねをいたします。

1点目は、市道霞ヶ浦垂坂線の羽津中学校より西へ約600mの間の道路拡幅についてであります。

ご承知のことと思います、この間の東側及び西側の状態を申し上げますならば、東側は都市計画道路といたしまして霞ヶ浦羽津山線の整備は羽津中学校の西まで完了をいたしております。西側は垂坂39号線といたしまして、これまた整備が完了をいたしまして、数年余りをたっております。この間の約600mは普通乗用車の対向もできないまま放置をされております。羽津地区と垂坂町とを結ぶ重要な生活道路でありまして、地区住民はこの間の拡幅を強く望んでいることは申すまでもありませんし、また、この間の両サイドは、先ほどの小井議員の質問にもありましたように垂坂公園造成として一部を除き用地買収も終わっております。したがって、公園の造成と同時に道路拡幅がなされると思っておりましたが、現在の道路幅で公園造成が進められております。せっかく立派な公園を、その中を走る道路が乗用車の対向もできない状態では、利用価値も半減すると思います。この点、建設部と都市計画部とはどのような連絡をとっているのか、また、道路の拡幅をする考えがあるのかどうか、お尋ねをいたします。

2点目は、垂坂39号線の南垂坂町より県道四日市鈴鹿環状線に接続をする約100mの間の道路拡幅についてであります。この間は、地主との関係もあり、舗装もできない状態であったのを、数年前にこの議会で取り上げ、ようやく舗装は完了しましたが、道路の幅員は拡幅されず、その後も依然としてそのままでございます。その後、地主との接触はどうなっているのか、また道路拡幅の見込みはあるのかどうか、お尋ねをいたします。

3点目は、県道四日市鈴鹿環状線の東坂部町より北部清掃工場への進入道路への接続する約200mの間の道路拡幅についてであります。この問題は過去数度にわたって私は一般質問を通じて要請をしておりますので、今さら説明する必要もないと、理事者の皆さんは十二分にご理解願っております。したがって、説明は一切省略いたしまして、いつ道路

拡幅が完了するのか、現在どのような県土木事務所との関係となっているのか、ご説明をお願いします。また、念のために申し上げておきますけれども、以上3点はともに現在進行中のハイテク工業団地への重要な進入道路であるということを念頭に置いてご答弁を願いたいと思います。

次に、富田山城線北側大矢知町より平津町方面にわたる開発についてであります。この件につきましては、私が昨年12月議会で同趣旨の質問をいたしております。そのときの前川都市計画部長のご答弁を要約いたしますと、「この地区は交通アクセスなどから見しても、将来的には利用度の高いところというふうに予想をされておりますので、民間の開発業者からも大規模な開発の相談が参っております。今後、これらの計画につきましては、関係部局とも十分協議を重ねて慎重に対処したい。また、住民の意向を加味できるよう行政指導の強化を図ることについては、開発に伴いまして、交通対策や排水処理、環境保全といった周辺住民の方々の生活に直接かかわりのありますいろいろな問題につきましては、当然のことながら関係部局とも十分な協議を行い、厳しく審査、指導を行ってまいります。地元説明会等を通じて、住民の方々の理解を得るよう、行政側といたしましても開発業者に対しまして十分指導を行っていきたい」というふうにあります。その後、約1カ年を経過しようとしておりますが、依然として土地を求めて業者が入り込んでいる状態であります。したがって、関係住民の困惑は依然として続いております。聞くところによりますと、開発業者の選定と申しますか、何と申しますか、前進を若干しているように聞いておるわけですが、この約1年間の間、この問題についてどのような開発希望業者に行政指導をしたのか、また、どのような方法で行政指導を今後行っていこうとするのか、経過と現状を説明を願いたいと思います。

最後に、大矢知地区の治排水についてであります。

ここ約10年間、四日市市の常時浸水地区の解消について、地味ながらも熱心に取り組んでこられました加藤市長のご努力を高く評価するところで

ございます。北部地区におきましても、新富洲原橋のポンプ場の強化、運河下の排水管の布設工事、雨水1号幹線、2号、3号、4号、朝明都市下水道と重要幹線工事も着々と進み、富田・富洲原地区と大矢知地区の境まで完了に近い状態となっております。したがって、富田・富洲原地区の常時浸水は、昨今の雨量ではほとんどなくなったというように思われます。そこで、取り残されたと申しますか、これからやっていただくであろう大矢知地区の治排水について申し上げたいのであります。

現在、下水道部でお考えの計画を要約いたしますに、基本的には大矢知地区の雨水排水は、北勢沿岸流域下水道関連公共下水道として4排水区に分けて整備を進める計画である。一つは、朝明排水区、これは八風街道以北の排水区で、昭和53年度にJR関西線まで完了、その後は支派線の整備を進めていく。一つは、富田富洲原排水区幹線の延長、すなわち準用河川の十四川以北、茂福用水以東の排水区で雨水1号幹線、雨水4号幹線間の2号、3号幹線を含めた排水計画であり、1号幹線は今年度あさけプラザ東側まで完成予定であり、その後はオープン水路として茂福用水まで整備をする。また、4号幹線を八風街道を沿って大矢知地区へ延長をする。一つは、羽津茂福排水区第1分区として、羽津用水以東の区域で白須賀ポンプ場に羽津茂福雨水3号幹線を延長する。一つは、羽津茂福排水区第2分区として羽津用水以西、大矢知新川、十四川の流域を除いた区域の排水路の整備となっております。この計画に間違いはないか、ご答弁をお願いします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（山本 勝君） 竹村建設部長。

〔建設部長（竹村二郎君）登壇〕

○建設部長（竹村二郎君） ご指摘のございました道路整備についてご答弁申し上げます。

まず初めに、市道霞ヶ浦垂坂線についてでございますが、先ほどもお話しございましたように、公園区域内の道路区間は延長にして550mございま

す。幅員は3mから4mと狭うございまして、それに続きます垂坂地内の50mの区間につきましても幅員が4.5mと、また人家等も沿線沿いに建っております。そういった現状でございまして、この未改良区間の延長にいたしまして約600mの道路整備につきましても、先ほどもお話をいたしましたとおり、ハイテク工業団地への通勤道路網の中の1路線としての考えに立っております。整備を図るものでございます。この区間の大部分は公園決定区域でございまして、また、防災緑地の緊急整備事業の認可区間でございますので、今後、公園緑地課と協議をいたしまして、前後道路と整合いたします2車線道路として整備を図ってまいり、公園内の園路を道路に並行してつくることによって歩道の機能も兼ねた園路として位置づけをいたしたいと、このように考えております。本年度に調査設計を実施いたしまして、地権者の方々のご協力をいただきまして、一日も早く工事を着手いたしてまいりたいと考えております。

次に、第2点目の垂坂39号線、この道路は先ほどもお話ございましたように、南垂坂団地から西へ県道四日市鈴鹿環状線までの間、延長130mの未整備の区間でございますが、この区間の中には海外滞在者を含む2筆が未登記となっております。現在、地権者と交渉に当たっておりますが、寄附の承諾をいただきまして、ご了解をいただきましたら、登記手続を早く完了させまして、本年度完成をめどに2車線の幅員の確保と、現在縦断線形がゆがんだ形になっておりますので、こういった縦断線形の修正も整備してまいりたいと、このように考えております。

第3点目の質問でございしますが、県道四日市鈴鹿環状線の整備につきましては、以前からご指摘を受けております。市といたしましても、県当局に対し強く要望いたし、一部区間については既に完成をし、さらに南側区間の240mにつきましても、用地買収が完了いたしておりますが、ご承知のことかと思いますが、この区間の中に上り釜の遺跡がございまして、この発掘の調査の依頼を県教育委員会埋蔵文化センターに要請をしているとこ

ろでございしますが、現在、県の教育委員会のそういった業務が多忙でございまして、調査の順番待ちといったことになっております。しかし、本路線の整備は急を要することから、上り釜遺跡調査を市の文化課へ現在依頼をいたしてございまして、一日でも早くこの調査を済ませて工事に着手できるように、今後、県、市一体となって進めてまいりたいと考えております。

また一方、北側の区間200mにつきましても、地権者の方と話を進めているのでございますが、公図と現地が符合をいたしません。またさらに、地権者の方々自身の境界が不確定であるために、道路用地として必要な面積の分筆の買収が極めて困難な状況に至っております。県・市といたしましては、この対応策といたしまして、周辺一体の境界確定が可能な範囲の全筆買収によって対処をいたしてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（山本 勝君） 前川都市計画部長。

〔都市計画部長（前川鉦一君）登壇〕

○都市計画部長（前川鉦一君） まず1点目の市道霞ヶ浦垂坂線の整備に関連してご答弁を申し上げます。

垂坂公園は、先ほどもご説明がございましたように、総合公園として計画決定されてございまして、休養、散策、運動、自然鑑賞、レクリエーションのための各種施設を総合的に設けていくといった公園でございまして、市民が自然と触れ合う場を提供することを大きな役割といたしておるものでございます。現在 防災緑地緊急整備事業として国からの補助を受けてまして年次的に進めているところでございます。この間、公園周囲におきましては、大谷台、南垂坂、みゆきが丘などの新興住宅団地が次々と造成をされまして、多数の住民の方々々が居住されるようになってまいっておるわけでございますし、また、周辺地域では、ハイテク工業団地などの新しいプロジェクトも導入されまして、垂坂公園をめぐる状況の変化も著しいものがあるわけでございます。したがって、これらの変化を先取りした

形での道路計画が必要ではなかったかとの反省もいたしておるところでございます。

ご指摘のとおり、この道路は垂坂町と羽津地区を結ぶ生活道路として大きな役割を担っておりまして、車社会の進展とともに、公園周囲の道路も順次整備されつつございますが、公園内につきましては、現状では対面交通がスムーズにできない状況も見受けられるわけでございますので、今後、都市化に伴う通行量の増大も予想されることから、先ほど建設部長からお答えのございましたように、人や車がスムーズに対向できる道路幅員を確保いたしますとともに、これまで先行した事業との整合も十分図りまして、手戻りのないよう事業を進めてまいりたいと考えてございます。今後ともご意見を十分踏まえながら、建設部と連携をいたしまして、この道路の早期実現に向けまして努力を払ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたしますと思います。

次に、第2点目の富田山城線の北側の開発問題につきまして、これまでの経過と今後の進め方につきましてお答えを申し上げます。

昨年12月の議会でご質問をいただいた当時は、当地域での開発の相談が各社から持ち込まれていたピークの時期でもあったわけでございます。その後、本年3月末までの間に各事業者から開発の予備協議書が出されてまいりましたわけでございますが、各事業者の計画がばらばらで、しかも一つのエリアに複数の事業者が競合する、こういった状況があったわけございましたので、このままでは秩序ある一体的な開発、新しいまちづくりはできないと、かように判断をいたしまして、4月以降、各事業者の開発に対するコンセプト、交通アクセス、排水処理及び公共公益施設の設置方針などにつきましての考え方を聞き取りますとともに、当地域に対する本市の土地利用構想をご説明いたしまして、特に道路、公園、排水施設、教育施設など公共公益施設を一体的に整備することによりまして、より効果的なまちづくりができる旨の説明も行い、各事業者で力を合わせて開発に当た

り、21世紀に対応できるまちづくりをしてもらうようお願いをいたしたところでございます。

当地域については、ご存じのように、三重ハイテクプラネット21構想の中の7つの重点整備地区の一つとして、鈴鹿山麓ハイブリッドスクエアと位置づけられておるわけございまして、学術研究機能、物流機能の導入を図りますとともに、研究開発型の企業の立地、住宅開発、こういったものとの調和のとれた複合的なまちづくりの方向が示されておるわけでございます。本市といたしましては、この構想を具現化いたしまして、公共施設の適正な配置、民間活力による適正な開発誘導を行ってまいりますために、当地域を含めた富田山城線の南北、面積約700ha余の区域における土地利用計画を現在策定中でございます。各事業者のばらばらな開発ではなく、この土地利用計画に整合した形で開発整備が進められますよう、行政指導に当たってまいりましたところ、各事業者もデベロッパーとしての個々のノウハウを生かした形で自主的に共同化、組織化を図りつつある、こういった現状にあるわけでございます。今後におきましても、これらの土地利用計画を踏まえながら、開発に関する種々の問題、特に地域の皆様方に影響のある排水や道路問題、教育施設、公益施設、交通問題などにつきまして、より強力に指導を行いまして、当地域の21世紀を目指した快適で住みよい町として地域の皆様方にも望まれるような開発となるよう指導に当たってまいりたいと考えてございます。

なお、市の土地利用計画が固まった段階におきまして、関係地域の皆様方にもご説明を申し上げる予定でございます。今後とも行政とデベロッパー、地元の皆様方が連携をとりつつ、ともにまちづくりを進めてまいり所存でございますので、今後ともより一層のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山本 勝君） 西田下水道部長。

〔下水道部長（西田喜大君）登壇〕

○下水道部長（西田喜大君） 3点目のご質問の大矢知地区の治排水につきましてお答えいたします。

大矢知地区の雨水の排水の問題につきまして、おおむね市街化区域につきましては、北勢沿岸流域下水道の北部処理区の関連公共下水道計画に基づきまして、ご指摘のように、朝明、富田富洲原、羽津茂福の第1、第2分区のそれぞれの排水区によりまして行う計画となっております。また、市街化調整区域につきましては、大矢知新川、十四川、米洗川により行う計画となっております。

○議長（山本 勝君） 古市元一議員。

○古市元一君 ご答弁ありがとうございます。最初の道路整備につきましては、1点目のお答えについて若干理解がしにくいのでございます。何とならば、お尋ねもしない公園の説明等が主体であって、肝心の道路のことについては余り触れられなかったというような感じもいたしますし、また、建設部と都市計画部で連絡をとっておるのかどうかということもはっきりはしなかったけれども、連絡を恐らくとっておるんだろうと思います。ならば、道路拡幅をするというお答えです。公園造成が昨年度より局部的になされているのに、現状道路の路肩から工事が始まっておりますのは一体どういうことかという点、それからまた、公園造成後に拡幅をするというようなことになると、せっかく工事をしたところを取り壊さなくてはならないというようなことになり、全くの経費のむだ遣いと言わざるを得ません。この点どのようにお考えなのか。また、現在の公園造成は道路の南側なので、道路拡幅を北側に一方的に拡幅するというようなときには、東側の霞ヶ浦垂坂線、西側の垂坂39号線に対しまして、現状でも道路の食い違いがあるのに、さらにその食い違いを一層大きくいたしまして、全く道路形態にならないと私は思います。むしろ北側よりも南側に拡幅をする幅をもっていくべきであると思います。なお、北側は先ほどもちょっと説明の中にもありましたように、民家もありますので、拡幅するの

に当たりまして大変困難が予想をされると思われま。この点もあわせまして、いま一度ご答弁を願いたいと思います。

それから、2点目につきましては、遅きに失した感はあるが、関係地主との話し合いも進みまして、今年度中には拡幅のめどが立ったというお答えでございますので、ぜひその線に沿ってご努力をお願いいたします。

3点目については、途中の、待避的な道路拡幅が終わっておるところの西側については地主との話し合いがついたけれども、遺跡の問題が残されて、今後この遺跡の問題を早急に対処していきたいというご答弁でございましたので、早急にこのもろもろの懸案を解決していただいて、西側だけでも拡幅工事をしていただきたいと思。東側については、土地の境界、さてどうも困難な状態であるというお答えでございますので、聞くところによりますと、広範囲に県土木事務所が用地取得をし、その一部を道路拡幅に充てていこうというような考えもあるということでございますので、若干これから月日がかかるということでしょうが、先ほども申しましたように、現在進行中のハイテク工業団地への重要な進入道路でございますので、垂坂の自治会あたりもハイテク工業用地の取得に対する協力条件として、この問題も取り上げております。ぜひ遅くとも団地の造成が完成するまでには道路拡幅ができるように強く要望をいたしておきます。

次に、2番目の開発関係につきましては、市が自分の金で用地買収をして開発をしていくというような性質のものでございませ。大変困難性は私もよくわかります。この1年間、いろいろな業者が申請をしてきておったんだけど、大変ばらばらな申請であった。したがって、その内容を4月以降、査定をして市の行政指導をしたというようなご答弁でございまして、なお今後もそういう指導を強化して、地域住民のいろんな、交通なり、あるいは排水なり、環境保全といったような問題を加味して市のつくったまちづくりの構想に合うように業者に対し行政指導をしていく

というようなご答弁でございますし、なお、その実施に当たりましては、地域住民に対して説明会等も設けて、意思の把握に努めていくというような答弁がございましたので、これ以上は申しませんけれども、ぜひ市の構想、それから業者等に強力な行政指導をしていただいで、先ほど申しましたいろんな住民の方々のご意見を取り入れていただくために、地元の方から要請があったときには、地元説明会に市の方もひとつ出てきていただくということを強く要望いたしておきます。

それから、3点目の大矢知地区の治排水計画については、私の認識に間違いがないという部長のご答弁がございましたので、これから本論の質問に入りたいと思います。

最初の朝明排水区の朝明都市下水路は昭和53年に完了をいたしておりますので、その後10年を経過をいたしておりますが、支派線の整備を進めておると、こういうことでございますけれども、基本的な整備は私は何ら進んでいないというふうに考えております。もちろん素掘りの排水路をU字溝を入れて改良していったというような点は認められますが、肝心のこれらの排水溝を集めて都市下水路につなぐ水路整備がなされておられません。したがって、昨今の雨量でも川北町あたりの中心は浸水をいたしております。この点、これに対する対策はどのようにお考えを持っておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、富田富洲原排水区幹線の延長についてであります。4号幹線を八風街道に沿って西富田町まで延長するという点については大変結構なことで、ぜひ一日も早くこの工事を着工していただきたいのであります。これも先ほどの朝明都市下水路と同じように、この幹線ができ上がっても、この幹線に落とす川北用水なり、あるいは西富田用水の整備計画をあわせて十分にやらなければ、この地区の排水はできないのでございます。この問題につきましては、これから先まだ二、三年かかると思いますので、その間十分ご検討をお願いしておきたいと思っております。

次に、1号幹線のあさけプラザより延長をオープン方式として茂福用水まで延長するとありますが、これについてはぜひご一考を願いたいのでございます。ご承知のごとく、この員弁四日市線は、西の方から富田地区の方へ通ずる富田山城線と同様、重要な道路でございますし、また、現在計画中の北勢バイパスの乗り入れの道路でもございますので、近い将来には幅員の拡幅が必要となってくることは必然でございます。したがって、現状の推進方式の工事をそのまま延長していただいで、現在の用水路は道路拡幅に利用すべきであると思っております。なお、延長を茂福用水までとありますけれども、いま少し延長をして、大矢知興讓小学校までとすべきであります。その理由は、員弁四日市線の地形の関係上、新川なり羽津用水路の西の排水は現状でも受け切れないのでございます。昨今の雨量でも、急勾配の員弁四日市線が川となって東の方に流れていることは関係の職員の方々には、十分ご承知のとおりでございます。

さらに、2点目で質問をいたしましたように、富田山城線以北の開発が進めば、その排水量は大きく増加をいたしますので、新川羽津用水路では対応はできないと思っております。したがって、この延長した幹線と新川羽津用水路と両者で対応すべきではなかろうかと思っておりますが、この点に対するご所見をお尋ねいたします。

○議長（山本 勝君） 前川都市計画部長。

○都市計画部長（前川 鉦一君） ただいまの再質問にお答えを申し上げます。

まず第1点目の垂坂線の道路の問題につきまして、公園との整合性につきましてお尋ねがあったわけでございます。現在進めております垂坂公園の整備につきましては、おっしゃいますような形で、現道の南側を一応境として、それより南側一体の丘陵地の整備に当たっておるところでございます。この道路を今後どうしていくかにつきましては、先ほども両部からお答えもさせていただいておりますが、西側にはご承知のよ

うに修景的池もあるわけでございますし、また、少し離れた西東につきましても、道路沿いに人家も相当密集をいたしておるような状況でもございます。現在公園整備をいたしておりますちょうど中央部の状況は、ごらんいただきますように、南側の斜面は山肌が非常に急傾斜地でございます、その中で許される範囲での施設を整備させていただいておるところでございます。道路を整備するとなりますと、やはり前後との勾配の関係、線形の関係等もございまして、これ以上南の方に寄せることは地形的な問題からも難しい点等もございまして、私どもとしましては、今後建設部と十分調整を図りながら、比較的地形のなだらかな北側の方に拡幅を考えてまいりたいと、かように思っておるわけでございます。

したがいまして、現在事業を進めさせていただいた公園部分につきましては、極力そういったむだな手戻りがないようなことを実施に当たりましては十分検討もさせていただきますし、またそういったことのないようにするのが当然でございますので、そういう方向で今後建設部と調整を図りながら、本年度、先ほどお話のように、この路線につきましても調査、設計に当たるということにもなっておるわけでございます。そういった形で、極力周辺の人家、そういうものをにらみながら、道路の線形、道路計画、こういうものを固めまして、地元の皆様方とも十分ご協議を申し上げながら、今後早期に実施できるよう進めてまいりたい、かように考えておるわけでございますので、ご理解をちょうだいしたいと思います。

○議長（山本 勝君） 西田下水道部長。

○下水道部長（西田喜大君） 治水排水問題につきまして、川北町の雨水排水でございますが、朝明都市下水路に接続いたします朝明排水路によって計画されておるわけでございます。早速地域の方々のご協力を得て、協議しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、富田富洲原排水区の雨水4号幹線の延長でございますが、ご指摘

のように、支派線の整備もあわせて検討をしておるところでございます。また、雨水1号幹線の茂福用水への延長でございます。道路拡幅に支障とならない構造をもちまして、また、大矢知興譲小学校西の県道員弁四日市線を流下します雨水につきましても、それぞれの排水区、大矢知新川、羽津茂福排水区のうち羽津用水の取り入れと工法等を検討してまいりたいと考えております。また、丘陵地の大規模開発に伴います雨水の排水でございますが、排水区域を変更することにつきましては、大変難しいものがございます。今後とも地域の方々にご迷惑をかけないよう、開発者等の指導をしまいる所存でございますので、よろしくご理解を賜りたいと思っております。

○議長（山本 勝君） 古市元一議員。

○古市元一君 垂坂公園の中の道路については、部長、実際あんた現場を見ておりますか。南側が急勾配、これは私も若干それはわかるけれども、北側は谷になっておるんですよ、ごそんと。何もなだらかじゃないですよ。それから、民家の移転とか言うけれども、南側と北側の民家の数を勘定してありますか。

それからもう一つ、北側に拡幅するとおっしゃるけれども、今でも道が食い違っておるんです、先ほどの質問のように。さらにその食い違いをさせて約600mぐらいの間の道路形態をどのようにとっていかうとするんですか。もう一度その点に対するご答弁を願いたい。

それから、下水路関係については、川北町の排水をよくするために、朝明都市下水路に地元の皆さんと話し合いをして工事を早急に進めていきたいということでございますので、ぜひその線に沿ってひとつご努力をお願い申し上げます。

なお、1号幹線の延長を私は、今まで推進方式をとってきたんだから、さらにその推進方式をとっていただいて、オープン方式はやめてもらいたい、そういうふうに申し上げたんですが、推進方式にするのか、あるいは

は開渠を暗渠にするのか、その点のまだちょっとあやが今のご答弁ではわかりかねたというふうに考えられますし、なお、茂福用水までの延長を大矢知興譲小学校まで延ばしてもらいたいということは、いかに今頑張って努力をされようとしても、今の員弁四日市線のあの大矢知の観音さんから平津団地の方の勾配を直さぬ限り、私は不可能だと思う。さらに、大規模な開発がされたときに、それから出る排水というのは相当大きなものがありますよ。これはもちろん調整池をつくって、一たん水の調整をそこでしようという気持ちはよくわかりますけれども、なおそれでも私は対応できない。と申しますのは、その調整池へ入る水よりも、むしろ員弁四日市線へ流れていく水の方が私は多いと思う。したがって、この員弁四日市線を改良せぬ限り、今の問題は解決しない。ところが、今この道路を改良しようとするなら、平津団地は全く出入りができなくなっちゃうわけですよ。したがって、それは不可能だと思う。その点を考えて、もう一度推進方式でやっていくのか、あるいはオープンを暗渠にするのか、その点、わかればひとつご説明を願います。

○議長（山本 勝君） 前川都市計画部長。

○都市計画部長（前川鉦一君） 再質問につきましてお答えさせていただきます。

私も現地につきましては十分見させていただいているところでございます。北側はおっしゃいますような形で、南の方が急斜面であるが、北の方は逆にまた谷に面すると、こういうような地形であることは確かでございますが、比較をいたしまして、より北の方が施工面においていいのではないかと、こういう判断をいたしておるわけでございます。また、今おっしゃいましたように、両方、東西の住宅の建ち並んでおります区域まで約600メートル区間あるわけでございまして、それがちょうど垂坂山の公園で峠のような形になって高低差もあるわけでございます。したがって、私がお答えを先ほど申し上げましたのは、極力こういった西東の家の建ち並

んでおりますところまで大きな支障を及ぼさないような形で、高低差のある地形でもございますので、しかも公園という状況下のところでもございますので 適当なカーブを入れるような形で今の池を守っていくとか、谷合いの状況も十分検討しながら、そこの中で適当な線形を建設部ともどもいろいろ協議、調整をいたしまして考えていきたい、こういう意味でございますので、一度そういった素案ができた段階で、十分地元の方々にもご相談申し上げてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本 勝君） 西田下水道部長。

○下水道部長（西田喜大君） 1号幹線の構造でございますが、暗渠構造で進める予定でございます。工法的には作業ヤードの関係等いろいろ問題がございます。今後、精査した中で工法等を決定していきたいわけでございますが、いずれにいたしましても、暗渠構造で進める予定をしております。

また、開発に伴います排水の問題でございますが、この排水区域を治水上変更することは大変難しい問題であるわけでございます。今後、開発計画が整理された中で、それぞれを受け持つ排水区の具体的な抜本策につきまして調査、検討をしてみたいと考えておるわけでございますが、河川、下水道の建設には莫大な事業費と長い年月を要するわけでございます。今後とも下流に対します安全性の確認と、抜本策を確立した中で、暫定的なことにつきましても考慮してみたいと、さよう考えておるわけでございます。

○議長（山本 勝君） 古市元一議員。

○古市元一君 垂坂公園の中の道路につきましては、国の補助事業費をもらって公園造成も局部的ながら始めてしまった。これを今さら壊して計画変更するということは、市長なり部長の立場もあるということもよく理解できますけれども、ぜひこういうような問題、今後各所にあるかもわか

りませんので、そのときは、両部局が十分な連絡をとっておればこんな問題は私はなかったと思う。したがって、これ以上追及はいたしませんけれども、その点十分加味して、でき得るならば格好のいい道路をつくっていただきますことを要望いたしておきます。

それから、下水ですが、今1号幹線の延長を、開渠を推進じゃなくして暗渠とおっしゃったけれども、現在のあさけプラザまで来ておる推進方式をそのまま茂福用水へ推進方式で持っていこうということに対して、何か支障があるのですか。それから、そのまま暗渠で持ってきたときには、茂福用水から大矢知興譲小学校までの延長はできませんよ。両サイドずっと家が建っているんだから。そういう点も考え、なおかつ、茂福用水のところに先ほど申しました北勢バイパスの計画があって、そういう点も加味して全部考えられておりますか、もう一度ご答弁を願います。

○議長（山本 勝君） 西田下水道部長。

○下水道部長（西田喜大君） 1号幹線の構造でございますが、私今、暗渠と申しましたのは、暗渠にも円形並びに四角いのがあられるわけでございます。工法的には推進工法並びにシールド工法等考えられるわけでございますが、いずれにしても、作業ヤードと付近地の皆さんのご迷惑の度合いの問題も考慮して決定してまいると、ちょっと舌足らずがございまして、申しわけございません。

○議長（山本 勝君） 古市元一議員

○古市元一君 よく理解できました。私の考え違いであったかもわかりませんが、暗渠というのは推進も暗渠だというふうに解釈をせよと、こういうことだと思っておりますので、その点を理解いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（山本 勝君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は、明日午前10時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

会 議 録

第 4 日

(平成 2 年 9 月 12 日)

○議 事 日 程 第 4 号

平成 2 年 9 月 12 日 (水) 午前 10 時開議

第 1 一般質問

第 2 議案第 77 号ないし議案第 103 号 …………… 質疑・委員会付託

第 3 議案第 104 号及び議案第 105 号 …………… 説明・質疑
委員会付託

議案第 104 号 工事請負契約の締結について

－ 養護老人ホーム増築工事 (建築工事)－

議案第 105 号 工事請負契約の締結について

－ あさけが丘既設公営住宅改善工事－

○出席議員 (37名)

青 山 弘 忠
小 井 道 夫
伊 藤 信 一
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
宇 野 長 好
大 島 武 雄
大 谷 茂 生
川 村 幸 善
喜 多 野 等
久 保 博 正
小 林 博 次
佐 藤 晃 久
田 中 武
田 中 俊 行

田中基介
 谷口廣陸
 豊田忠正
 中村信夫
 野崎洋
 野呂平和
 橋本茂
 橋本増蔵
 長谷川昭雄
 古市元一
 堀内弘士
 前川辰男
 益田力子
 水野和郎
 水野幹郎
 毛利道哉
 森真寿朗
 森安吉
 山口孝
 山路剛
 山本勝
 渡辺一彦

○欠席議員（2名）

後藤長六
 坂口正次

○出席議事説明者

市助	長役	加藤寛嗣
助	役	片岡一三
収入	役	加藤宣雄
調整	監	毛利道男
市長公室	長	伊藤長爾
総務部	長	栗本春樹
財政部	長	石川徹夫
市民部	長	鈴木一美
福祉部	長	米津正夫
商工部	長	田中昌治
農林水産部	長	佐々木龍夫
環境部	長	黒田昭公
都市計画部	長	鶴飼滋
建設部	長	前川鉦一
下水道部	長	竹村二郎
消防	長	西田喜大
消防次長		島村敏彦
病院事務	長	中村督
水道事業管理者		奥山武助
水道局次長		藤田高司

教育	長	岡田久江
教育	次長	宮田勉

代表監査委員	樋尾裕
--------	-----

○出席事務局職員

事務局 長	長谷川 昭彦
議事課 長	伊藤 千秋
議事課長補佐	福島 和幸
議事係 長	玉田 耕士
主 事	井上 紀久夫
主 事	水谷 正昭

午前10時2分開議

○議長（山本 勝君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は35名であります。

本日の議事については、お手元に配付いたしました議事日程第4号により取り進めますので、よろしく願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（山本 勝君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

宇野長好議員。

〔宇野長好君登壇〕

○宇野長好君 おはようございます。

それでは、通告に従いまして3点ほどお伺いいたします。よろしくお願います。

まず第1点、都市景観についてでございます。

私たちの会派は、総合会館の竣工式が終わって8月1、2、3日と会津若松市と山形市へ視察に行っていました。1日は往路だけで日が暮れ

ましたが、2日、市役所を訪れました。

会津若松市で思いがけない話を聞きました。それは、四日市市の職員日下部さんが「ごみとモラル」について講演されたという話です。こんなところでこの話を聞いて、私は私ごとのように誇りを感じたのであります。四日市は公害という悪名が流れておりましても、こんないい話はなかなか聞けるものでもありません。

3日に山形市へ参りました。山形市は、人口24万5,500人で、四日市より少し小さい都市ですが、市制は明治22年に開かれており、四日市より8年古い都市です。

昨年、市制100周年の記念式があったということです。事務局で、8月1日、四日市の方へ山形市の市議員の方が行っていると聞きました。失礼とは思いましたが、「何の目的で来ていただいたのでしょうか」とお伺いしましたら、「四日市大学を見学に行った」ということでもあります。山形市と県が協力して工科系統の大学を設立したいと計画中ということでありました。皆様もご存じのように、四日市大学は公私協力型の、いわゆる第3セクター方式であります。こんな大学は日本でも数少ないので、文部省でもこの大学に大きな期待を持っているということでもあります。大学設立以来、30数都市から見学に来ていることを、四日市大学の関係者から聞いております。

先ほども触れましたように、四日市は公害が発生して以来悪名が流れておりましたが、この悪名もいつしか消え、こうした話題のある四日市に推移しているのだと感じ取ったのであります。

四日市も、平成元年3月に計画作成いたしました第5次基本計画では、公害と一線を画した魅力と活力に満ちた産業と文化のまち四日市を標榜したのであります。現実的には、東芝が四日市に進出して半導体の製造を開始するということを取り上げましても、空気のきれいな、水のきれいで豊富な地区でなければ半導体の製品ができないのです。その製品の製造を四

日市で始めるということは、四日市の空も水もきれいになったという一つの証拠でもあります。私たちは昨年の秋、東芝の大分工場を見学してまいりましたが、東芝の大分工場も水と空気のきれいなよい環境の場所であったと感じました。

また、ご存じのように、八幡和郎先生が書かれました「東京集中が日本を減ばす」という本の中に、政治の中枢を四日市に移せと書かれています。そのための条件をいろいろ詳しく書いてあります。リニアモーターカーの中央新幹線ができれば東京へ1時間、都会生活も工業生産にも必要な水は木曾三川にたっぷりあるということだし、この本1冊で全国の心ある人々の目は四日市に注がれているのであります。私たちは、過去の四日市でなく、公害を克服して新しく立ち直った四日市の未来へ目を注ぎたいと、生意気な言い方ではありますが、考えるのであります。

山形市では、私たちの伺った翌日に生涯センター「遊学館」が開校いたしました。「遊学」とは、遊び、学ぶ、館と称しています。この遊学館は、普通の講座であれば行政志向型で、教育、教養型の講座が多いのでありますが、山形市の講座は教養型から未来生活志向型で、言いっ放しではなく、住民参加重視のもとであり、だれでも、いつでも自発的に学べるということを目標にしたものであります。また、施設の豪華さも売り物の一つであります。総工費62億円かけた立派なものであります。生涯教育の場としてこんな豪華なものは日本一だろうと私は思います。1階にはからくり人形時計の塔が2階部分まで伸び、階段や壁には中国、スペイン、イタリア、韓国などからの大理石がふんだんに使われているのであります。

さて、山形市の都市景観の中では、「山形うるおい百景」に興味を感じました。四日市はお客さんが来ても、観光地もなく、港を案内するぐらいでございます。議会事務局に他都市の議員視察団が来市されたときどこに案内するのかを聞きましたら、まず四日市大学が断然多いと。その次は青山里会、四日市港、文化会館などの案内が多いと聞いております。四日市

の自然景観、伊坂ダム、山村ダム、水沢の溪流などは案内していないということで、他都市の視察目的のほかにこのような自然景観を見学していただくのもよいのではないのでしょうか。

家族連れで一日ゆっくり遊ぶところもないのでは、「潤いのある生活、住みたいまちより住んでよかったまち四日市」と言っても、現在の四日市では潤いのある、ゆとりある豊かな生活はほど遠く感じます。私たちは、山形市の景観がどのように取り扱われているかを視察してきましたので、参考までに申し上げます。

環境美化を推進し、清潔で明るい豊かな郷土づくりを目的として、昭和38年に山形市を美しくする運動推進委員会を組織され、活性化を目指し、四つの部会を置き、民間組織代表者及び市職員で委員会を組織しています。1番目に「心の部会」、民間から6名の委員、職員3名。目的は、公德心の高揚運動をねらいとした広報活動を展開し、市民運動として盛り上げている。事業としては、新しい山形の絵、写真展、環境美化奨励ポスターの作成、親と子の写生の集い、山形うるおい百景、広報活動。2番目が「花と緑の部会」、民間が6名、職員3名。目的は、市民に花を愛し、花と木を植える心を養い、家庭、職場を初め、広く地域での花木植栽及び緑化を推進する。3番目の「町を美しくする部会」、市民が6名職員、4名。目的は、清掃週間を設定し、全市民の協力のもとに、生活環境を美しくする運動と、平常ごみを捨てない運動。4番、「自然を美しくする部会」、市民6名、職員2名。目的は、観光及び自然公園等の美化清掃運動を展開する。

その中で、第1「心の部会」の事業の中にある身近な自然や景観を見直すため、昭和60年に選定した「山形うるおい百景」がございます。「今あなたが住んでいる地域の身近な自然や景観を見直し、将来に残していきたいものを選び出し、潤いのある快適な美しい山形づくりのかなめとさせていただきます」と市民に参加を呼びかけ、百選選びのもととしました。

対象として四つに分けてありまして、自然景観として、例えば山岳景観、田園風景、寺社林、雑木林、河川、湖とか沼。2番目に歴史的景観として、歴史的建物、町並み、城跡、由緒ある樹木、庭園。3番目に季節的景観として、例えば〇〇の桜並木とか、〇〇のもみじ、〇〇の冬景色、蛍飛ぶ風景、果樹の花咲く風景。4番目に都市景観として、景観のすぐれた建物、緑のある道路、町並み広場公園、都市の中の生産緑地、水辺景観。推薦する景観について、景観の写真や絵、場所を示す略図をつけて提出していただいております。

また、市民への「山形うるおい百景」の普及を図るために、「山形うるおい百景マップ」の作成をしております。私いただいてきましたので、ここに山形百景の100図が、写真と説明がありまして、山形市の中にその番号が全部振ってあります。こういうマップがつくってあります。このほかに、このマップの中にはハイキング、サイクリング等のモデルコースも設定して、市内の小中高校生、タクシー、地区広報委員長、関係機関等に配布するとともに、公民館を窓口にして市民にも無料配布したということです。

2番目の事業として、百景めぐりの実施。平成元年10月15日、貸切バス1台で実施し、参加者を公募により市民49名が参加し、百選選定の意義を目で確かめてもらうため、毎年行っており、今回で4回目で、車中より望見を含めて23景を回り、参加者から、「初めて訪れた」「住まいの近くに気づけなかった」など、参加者は山形のよさを改めて認識したと聞いております。

また、この百選の中から市街十選を特に選びまして、タクシーとかハイヤーで大体3時間半コースを実施していると聞いております。

3番目に、テレビ手法による広報。市の広報番組「市政の窓」で2年間にわたり紹介、広報「やまがた」の毎月1日号で、3年間にわたり各地区ごとに紹介しております。

4番目に「山形うるおい百景集」の発刊。百景を将来の町づくりの基礎

にするとともに、市制100周年を記念し、末長く記録をするために、こういう本をつくってあります。すばらしい本でございます。この写真撮影とか文章執筆とも、市民の手による手づくりの今の本でございます。

以上、山形市のうるおい百景を述べましたが、四日市もこのような事業があってもよいと思い、自分なりにまとめてみましたところ、8月7日の新聞に、「魅力ある都市景観を形成するため、よっかいち50景の選定委員会をつくり、本格的に取り組んでいく」と書いてありました。大変すばらしいことだと感じました。同じ風景でも、暗いイメージで見れば暗く、明るく楽しい、うれしい目で見ればすばらしい景観を感じます。写真家の田村正衛さんの写真の中に、なぎさの水の引いた後のぼつんとした1個の石、また田んぼの水の引いた土地の割れ目とか、五百羅漢の春夏秋冬、晴れた日、雨の日、雪の日、朝昼夕などが写っております。その中で、自分の頭の中に美しいもの、悲しいものがなければ美は見出せないと言っております。

我々にも、毎日見ているが、気づかず、見過ごしていることが多くあります。例えば私の住んでいる地区でも、富田一色、東富田の町並みは、三菱総研の専門家が、全国でも数少ない、昔ながらの町並み大集落は珍しいと報告しております。また、富田の国道1号にある一本松を見ましても、昔は大きな木だなど、最近大分枯れてきたなという感じで見過ごしてきました。お年寄りに聞いてみますと、海に行く船が、あの一本松を目指して、向かって運航したと聞いております。昔は、あの辺は海だったのだなど、1本の松でさえも歴史を教えてください。

よっかいち50景を選定するだけでなく、50景の意義を認識するPR、また行事、その他いろいろと将来に向かって考え、残していってほしいものと思います。写真、文章など参考にして、現地を実際に見学することにより、四日市の歴史、文化を改めて見直し、勉強することができると思っておりますが、このよっかいち50景を実施するに当たり、どういう考えである

か、お尋ねしたいと思います。

2番目に、地産マンションのその後の経過でございます。

昭和63年3月議会で同じ会派の伊藤信一議員が質問いたしました。富田、富洲原地区の副都心構想の中で、平田紡績跡地に計画されました地産マンションの31階建て5棟という超高層建物が計画され、日照権、電波障害、道路、下水道、消防、教育等のいろいろの諸問題を提起いたしました。当時坂倉助役でございましたが、答弁の中で、「地産から出された計画概要は、場所、四日市市天カ須賀五丁目富洲原中学の南側、敷地面積5.1ha、計画戸数300戸掛ける5棟で1,500戸ということになっています。着工予定は、順調にいきまして昭和64年2月に着工いたしまして、7年間の計画をもって完成させるということです。62年12月に計画書が決定されました。市の関係部局でそれぞれ検討しているところです。日照、あるいは電波障害、あるいは集会所、学校、保育園、ごみの処理の問題、その他道路、下水道、消防についていろいろ問題が起こってまいります。この点、今後事業者と各部局で十分協議を推し進めまして、問題点をクリアされた段階におきまして、地元説明をさせていただくということを含めて、設計の許可手続をとらすことになるわけでございます」と、概要の答弁がございました。

しかるにその後2年6ヵ月が経過してまいりましたが、地元住民に対して解体工事をするための説明があっただけでございます。話し合いの中で、富洲原中学校の南側に通学路がございますが、非常に狭く危険なので、地産所有の排水路を暗渠にして道路を広げてほしいと、地元より事業者に要望いたしました。また、いまだに何の返事もございません。

昨年だと思いますが、第1回目の計画変更があったと聞きました。31階建て2棟と14階建て6棟1,116戸。また、最近第2回目の計画変更があったと、32階建て3棟、17階建て一部8階建てと思えますけれども、1棟、計916戸、高さ100mとかに変更するということでございます。昭和62

年12月に計画書が提出されながら計画が中断されているのはなぜでしょうか。悪く言えば、開発予定地周辺が下水道とか道路などの工事が行われているので、その整備が整うのを待っているのでしょうか。また、事業者と住民が話し合いの中で事業を進めていくとの約束になっているのに、計画変更のときも何ら話もなく、地元住民無視で行われております。

地産マンションの予定地は、北勢沿岸流域下水道の関連公共下水道天カ須賀処理区の中にあります。本年度より天カ須賀地区の流域下水道の污水管の布設工事が始まりました。高層マンションの建設により、下水道施設に与える影響といたしましては、局地的な汚水量の増大によりまして、污水管の計画排水能力を上回る事態が予想されます。当初の計画設計より污水管を太く設計変更して工事に着工したと聞いております。天カ須賀污水1号幹線の地点より地産の計画予定地までを平成3年12月末までに事業者が責任を持って工事費を負担をして污水管の工事を完成するという念書が入っていると伺っております。900戸以上の戸数ともなれば、3,500から4,000人の人たちが住むことになるわけです。諸問題は先にしてでも、天カ須賀地区は下水工事が始まったばかりで、地産の問題で地区の工事計画の変更や、工事がおくれるようでは困ります。念書が入っている以上、下水工事を先に行うよう、また来年いっぱいに行うよう、計画性のある指導を行ってほしいと思います。

それというのも、平成3年度中に完成するには、もう現在工事が始まっていなければ間に合わないと思います。なのに、いまだに污水管工事の地元説明も行っておりません。本当に期日までに間に合うのでしょうか、お伺いいたします。

また、前都市計画部長の東さんの答弁でも、「本市においてこのような大規模な高層住宅は初めてのケースでございますので、地区への影響及び地域の発展等を十分考慮しながら、地区の皆さんと十分話を聞き、慎重に取り組んでいきたい。また、開発行為に準ずる指導をしていく」と言って

いましたが、当然都市計画が窓口になっていると思います、先般都市計画課の方にお伺いしたところ、計画変更で2度ほど来ただけで、まだ決定していないので、いましばらく待ってくださいとのことでございました。

先ほども申しましたように、解体の説明のみで、その後2年半、一度も地元の説明がなく、うわさばかりで、地元といたしましては、静かな湖に大きな石を投げて、その波紋を見ながら笑われているような気持ちでございます。地元の人たちも、もう中止になったんだなということで、ほっとしたとか、いろいろな話をうわさしています。計画を推進するのであれば、行政も地元住民に対する対策も真剣に取り組んでいただきたいと思います。私自身も、地産の対策の姿勢には納得がいきません。こんな状態が続いている限り、地元の同意はなかなか困難ではないでしょうか。地産マンションはその後どうなっているか、できる限りお答えいただきたいと思います。

3番目に、人手不足についてでございます。

この問題は、一昨日の長谷川議員の質問と重複します。長谷川議員も質問いたしましたが、私なりにちょっと質問させていただきたいと思います。

人手不足は、今日の日本の経済界に大きな痛手を与えているばかりでなく、高齢化社会を迎えようとしている日本の将来に大きな影を落としているのであります。2020年には我が国は世界一の高齢化社会になると言われている今日であります。英知にすぐれた日本人でございますから、これにどう対処していくかは必ず開発してくれるであろうとは信じておりますが、難しい問題であります。

四日市は、9月2日を防災訓練日として、どの地区でも訓練が実施されました。皆様もご存じのように、松原町には東洋紡績富田工場がございます。寮に住んでいるフィリピンの若い女性がこの訓練に参加いたしましたので、富田工場も人手不足なのだということがわかりました。フィリピンの女性たちも、初期防火の粉末消火器の取り扱いや応急救護などを物珍しそうに一生懸命練習しておりました。また、市内で私の知っている会社

に、ブラジルから20名ほど働きに来ております工場があります。ここは男性ばかりです。どうして外国人を使っているのかと聞きましたら、こんな中小企業で3交代の仕事を行っていると、日本人労働者はなかなか集まらないので雇用したと言っています。この会社の男性は、学校の先生とか役所に勤める人たちが、休暇を取って日本で働いて、お金をためてブラジルへ帰国するという話です。ブラジルの知識人が多いというわけでございます。また、四日市の飲食街では、フィリピン、タイなどの女性がたくさん働いていることを耳にいたしておりますが、どれほど働いているかは、私にはわかりません。

外国人登録の窓口を主管している市民課長にお聞きいたしますと、四日市には3,000名が外国人登録をしているという話であります。登録者については、国籍及び勤務先は把握しており、勤務先の変更についても届け出るように指導しているそうでございます。しかし、それ以外に短期滞在を理由として入国している人たちの状況はつかめないのでございます。わかればそれに対応することも考えられますが、わからなくては手の打ちようもありません。

ただいま計画中の環境技術移転センターが桜地区に設立されますと、多くの国の方々が研修に参加して四日市に集まります。先日、四日市で働いているドイツ人の技術者の方とお話する機会があり、四日市のことをいろいろ尋ねましたら、買い物に行くにも遊びに行くにも、道路標識とか案内板が少ないので、1人でなかなか歩けないとのことでございます。外国人専用マップなどの作成をはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

労働の問題は、職業安定所や労働基準局の仕事であろうと思いますが、市としてもこんなにたくさんの外国人が四日市に在住する以上、いろいろなことを処置しておく必要があるのではないかと考えるのでございます。外国人の実態すら十分把握できないのに、行政として具体的な対策の立てようもございません。と、放っておける問題でもありません。水

商売に働いているだけでも数百人いると言われておりますが、それがどんな形で指導されているかといった問題だけを考えましても、冷や汗の流れる思いがいたします。市の行政範囲ではないかもわかりませんが、市として外国人登録の窓口だけで十分と言いつけるのでしょうか。その対応策について、お考えがあったらお教えいただきたいと思っております。

以上、第1回の質問を終わります。

○議長（山本 勝君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） ただいまの都市景観についてのご質問にお答えいたします。

本市の都市景観行政に対しまして貴重なご提言をいただきまして、どうもありがとうございました。先般、精力的にご調査いただきました「山形うるおい百景」の成果を、今後本市の景観行政の展開に活用させていただきたいと考えております。

ご質問の中で触れておられましたが、四日市の都市イメージは、確かにかつては公害の町として語られることが多かったように思います。そうしたイメージを払拭すべく、総合計画で上げられている都市像、魅力と活力に満ちた産業と文化のまちの魅力こそアメニティであり、景観であると考えているわけでございます。

景観に配慮したまちづくりの展開のために、さまざまな取り組みを既にいたしておりますが、一昨年5月には、建設省から都市景観モデル都市の指定を受け、10月には景観施策のあり方などを検討する四日市市都市景観形成推進協議会を設置いたしました。先ごろの協議会から提出されました「四日市市における都市景観形成誘導について」の提言によりますと、本市の都市景観形成をさらに進めるためには、公共事業を行う場合の景観的な配慮だけでなく、民間の建築物等に対しても景観的に誘導を加え、長期にわたり連続的に町並み形成を図っていくことが大きな課題である。こ

のためには、市民の景観についての意識の醸成を図り、できる限り市民の合意に基づいたルールをつくることが重要であるというふうな提言を受けているわけでございます。このためには、先ほどご指摘いただきましたように、景観への意識としての、市民の方1人1人がまず身の回りの環境や地域の特性を理解していただくことから始めなければならないというふうに思っておるわけでございます。

景観の持つ本来の意義は、ご質問にもございましたように、建築物や工作物、あるいは緑や水などの自然、山並みなどの目に入るもののほかに、歴史、あるいは伝統文化など人々の生活の中での心象風景にまで至る、非常に広く、かつ極めて複雑な意味合いを持った言葉でございまして、市民の方にとっては、どちらかといえばわかりにくい言葉であろうかと考えます。例えば、地域の景観のよさは、ふだん目につかないものでありますが、なくなってみるとそのよさに気がつくというようなことが多々ございます。すなわち、景観は本来日常的なものでありながら、余り意識されていないものじゃないかというふうに考えるわけでございます。

よっかいち50景選定事業は、こうした身近なところにも景観にすぐれたところがあるのではないかと、そういうふうなところを市民みずから推薦いただくことで、まず景観について関心を持っていただき、景観についての意識を高めていくことを目的に実施したわけでございます。今年度は、この50景の市民公募の選定作業を行います。選定後のPRにつきましても、本日ご提案いただきましたように、来年度におきまして、写真などを織り込みながら楽しく紹介できるような冊子を作成して、市民の用に供したいというふうに考えているわけでございます。

またこれとは別に、観光行政として、この50景をもとに観光ガイドマップを作成する予定になっております。先ほどお示しいただきました山形のマップよりも見劣りのしないようなものをつくりたいと、そのように努力してまいる所存でございますので、できました際には議会の方においても

ご活用賜れば幸甚でございます。

なお、良好な都市景観の形成を目標に、公共による努力はもとより、景観づくりの主人公は市民であるとの意識に立ち、市民の皆様、事業者の皆様などに対して、今後景観行政の意義の理解、景観形成の積極的な参加意識を定めるための啓発活動、広報活動に努めてまいり所存でございますので、どうかご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本 勝君） 前川都市計画部長。

〔都市計画部長（前川鉦一君）登壇〕

○都市計画部長（前川鉦一君） 第2点目の地産マンションのその後の経過につきまして、お答えいたします。

地産マンションの建設問題につきましては、ご質問の中にもございましたように、昭和63年3月議会で最初の建設構想案につきまして概要を申し上げ、そして翌平成元年12月議会におきまして、当初計画構想案の変更についてご報告を申し上げたところでございます。その後今日まで流域下水道関連公共下水道の実施に関しまして、下水道部を中心に協議が進められてきたところでございますが、他の部門につきましては、具体的な協議の進捗はほとんどございませんでしたので、事業の推進につきまして、地産側に再三にわたり強い申し入れを行っておりましたところ、ことしの8月になりまして、再度計画構想案の変更を行いたいとの申し出があったわけでございます。

それによりますと、32階建ての超高層住宅が3棟、14階建て一部8階建ての高層住宅が1棟で、総戸数は916戸ということでございまして、前回の計画案より約200戸ほど減ってまいっておるわけでございます。その他の施設といたしましては、多目的ホールを有したコミュニティーセンターとプール、テニスコートなどの屋内スポーツクラブ棟及び立体駐車場2棟が配置されておりまして、今後基本設計を行い、本市との協議をいたしまして、実施設計、防災評定、構造評定を行いますとともに、地元の皆様方

のご理解をいただいた上で、第1期として平成3年10月より着工し、平成5年11月に完成の予定をいたしたい。全体計画につきましては、第1期を含めまして約6カ年間で必要とするというような予定で、段階的に建設を進めていきたいということでございました。

このようにたび重なる計画の変更につきまして、地産側責任者に事情の説明を求めましたところ、最近のマンションにおける都市型住宅需要の動向、不動産市況の趨勢、事業展開の見通しなどに基つきまして、計画規模、施設構成を多面的に、かつ慎重に検討をいたしました結果、前回の計画案を再度修正したと、こういったことでございました。

その間の地元への対応につきましては、市から地産側に説明要請をいたしましても、地元へなかなか赴いていただけないという状態が再三見られましたので、その都度地元との連携を密にし、事業に関することはすぐに説明できる態勢をとるよう強く要請をいたしたところでございます。

以上の経過の後、去る8月30日に地産の責任者が来庁されまして、ようやく新しい計画案につきまして、来る9月下旬ごろには概要説明をいたしたい。また、10月の初旬ぐらいには、市の関係部局への説明もできるようにしたいとの申し入れを確認いたしましたところでございます。なお、地元の皆様方へは、私どもへの説明と並行して行うよう強く指示をいたしたところでございます。

いずれにいたしましても、建設戸数が916戸という大規模なマンション団地でございます。周辺に与える影響も大きいものがございまして、高さ60mを超えます超高層建築物につきましては、耐震性などの問題から、特に建設大臣の構造認定が必要となってまいりますし、また、火災など防災の観点から、日本建築センターの防災評定の認定を受けるよう定められてもおります。また、本市の中高層建築物指導要綱に基づく諸手続、これら一連のものにつきましてもこれからといった状態でございますので、今後詳細な計画書並びに設計図の提出を求めまして、関係部局とも十分に内容

の検討をいたしますとともに、地元に対しましても随時説明会を持つなど、開発に準じて強く指導に当たってまいり考えでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（山本 勝君） 西田下水道部長。

〔下水道部長（西田喜大君）登壇〕

○下水道部長（西田喜大君） 地産マンションに関連いたしました公共下水道につきましてお答え申し上げます。

富洲原、天カ須賀地域の公共下水道の計画につきましては、北勢沿岸流域下水道北部処理区に関連公共下水道として、汚水と雨水とを分けました分流方式により計画しておりますのでございます。

汚水につきましては、天カ須賀地区の北側の都市計画街路でございます川越高松海岸線に三重県により布設されました川越幹線に接続する計画でございます。ご指摘の地産団地の排水も、支派線の関連公共下水道を通じまして、この川越幹線に流入することになっております。

また、天カ須賀地区の下水道事業を遅滞なく進めるためには、汚水管の口径の変更の要素となります発生汚水量の把握と団地計画の意思の確認をするために、下水道工事の一部を地産が施工する旨の覚書を交換いたしまして、昨年度から天カ須賀汚水1号幹線工事に着手したところでございます。現在、地産が行います下水道工事につきましては、地下埋設物、道路使用などの協議を関連機関と行っておりまして、近日中に関係住民の方々に説明会を行いまして、工事を着手する運びとなっておりますのでございます。この工事が順調に進むことによりまして、天カ須賀地区の下水道計画がより推進できるものと期待をしておりますのでございます。

一方、雨水につきましては、現在、住吉運河内で施工中の雨水5号幹線と、既に完成しております雨水1号幹線を通じまして、新富洲原ポンプ場で排水する計画でございます。来年度以降には、通称大川の改修も予定しておりますが、その支線となります富洲原中学校南側の水路につきまして、

下水道計画に整合した工法をもちまして、上部が地区の準幹線道路となりますよう、覚書の中で施工をお願いしておりますところでございます。この雨水管渠につきましては、延長がおよそ300 mもございまして、雨期を避けての工事の施工も必要かと思われましますので、若干おくれることが予想されますが、これによりまして、四日市市の下水道計画に支障とならないものと考えております。

今後とも下水道事業の促進につきまして一層努力してまいり所存でございます。よろしくご理解をお願いしたいと思ひます。

○議長（山本 勝君） 米津市民部長。

〔市民部長（米津正夫君）登壇〕

○市民部長（米津正夫君） 3点目の人手不足に関連して、外国人労働者についてでございますが、3部に関連しておりますが、お許しをいただきまして、私からご答弁を申し上げたいと思ひます。

外国人労働者が増加している背景等につきましては、一昨日ご答弁を申し上げたとおりでございますが、外国人登録法によりましますと、日本に90日以上在留する外国人に対し登録が義務づけられておるわけでございまして、国籍、出生地、居住地、勤務先等20項目にわたって登録することとなっております。しかしながら、90日未満の観光など短期滞在者は登録を義務づけておりませんので、現行法上、市町村におきましては、その実態を把握することは難しい状況下にあるわけでございます。

ちなみに、8月末現在の登録者数は、28カ国3,058人となっております。前年同期と比較いたしますと、244人の増加となっております。これを国籍別で見ますと、韓国及び朝鮮が2,411人と全体の78.8%を占めておりまして、次にブラジルが221人、中国が104人、フィリピンが93人、インドが53人と、このような順になっておるわけ

でございます。最近1年間の特徴として、ブラジル、インド等からの入国者が急増しているのが目立っております。これは、日系2世、3世や企業内研修による増加でございます。

今後本市におきましても外国人が増加する傾向にありますので、これら外国人が生活する上で住みよい町でなければならないことは当然のことでございます。そうした面での環境整備を図ることは、国際化を目指す本市にとりまして大変重要なことであろうと考えておるところでございます。このような観点から、近鉄四日市駅からJR四日市駅までの中央通りや四日市港に至る主要道路には、英語、中国語で標示した道路案内板を設置しておりますほか、JR四日市駅前には、英語、中国語、日本語の3カ国語で標示した市中心部の案内板を設置しております。また、市内案内用といたしまして、ご指摘もございましたイラストマップ等を含めたパンフレットや絵はがきの英語版、あるいは中国語版の案内パンフレットを発行しておりますし、またご承知のとおり、昨年7月には近鉄四日市駅高架下に国際交流サロンを設け、外国人に対する各種のインフォメーションサービスを提供しているところでございます。

また、昨年度は法務局と人権擁護委員会と連携いたしまして、国際化の進展の中、人権問題も国際的視野からとらえる必要があるとして、啓発重点目標といたしまして、「世界の国際化と人権、国際化時代にふさわしい人権意識を育てよう」というテーマで啓発に努めておるところでございます。その一環として、昨年11月には本市で初めて外国人のための人権相談を実施し、英国、フィリピン、韓国の方々から相談を受けておるわけでございまして、本年も11月中旬に実施する予定をいたしております。

また、広報「よっかいち」におきましても、在日韓国人など外国人に対する差別問題を課題として、人権尊重、差別意識の撤廃など啓発に努めておるところでございます。

次に、人手不足に関してでございますが、国の人手不足に対する基本方

針は、安易に外国からの出稼ぎ労働者に依存することなく、まずもって今後急増する高齢者や女性の労働市場での活用を従来以上に図るとともに、省力化、合理化に努力を注ぐことが先決であるとしております。したがって、本市といたしましても、この国の方針に基づき、雇用対策協議会等と連携いたしまして、高卒者等の若年労働力の確保、中高年齢者、女性、障害者の雇用促進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

ご指摘のとおり、環境技術移転センターの事業開始とともに、より一層諸外国からの来訪者が多くなり、今後とも国際化社会に対応した施策を検討していく必要があろうと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山本 勝君） 宇野長好議員。

○宇野長好君 ご答弁ありがとうございます。

都市景観づくりで、主人公は市民だという助役の説明、非常にうれしく思います。ぜひとも市民中心のよっかいち50景づくりをやっていただきたいと思っております。また、都市景観の基本方向で、「さわやかで潤いのある都市景観をつくり出すため、緑化の推進、建設物等の周囲との調和、地域の特性を生かした一体的な景観の創造及び自然的、歴史的背景の保全、修復に努めます」と書いてありますが、先般智積養水が全国名水百選に選ばれましたが、名水百選という自己満足だけで、その後何の手も加えることなく、そのままになっております。

先月、朝明衛生組合で伊豆長岡の方へ行きました。そのときの、帰り道、名水百選の一つであります柿田川の名水がございまして、茶店で、そこで我々みんなで抹茶をいただきました。聞くところによると、今度桜の駅の北側に智積養水公園の計画があると聞いております。四日市はお茶の産地でもあり、名水もありますので、公園の一角にそういう茶店をつくりまして、お茶とか抹茶を出し、見学に来る人に利用してもらおうとか、その一帯を整備し、名水百選にマッチした建物を加えれば、名水百選に恥じないよ

りよい環境になるのではないかと。また百選についても、少し手を加えれば立派な50景の一つになるんじゃないかと考えております。これは要望としてお願いしておきます。

また、2番目の地産マンションの件につきましては、地産からほとんど協議がないという都市計画部長のお話でございますが、地産としては、果たして開発行為は関係ないと考えているんじゃないかと思っております。市から地元説明を要望しても、何も話もないわけでございます。このままの状態では、非常に地元としても納得いきかねないと思っております。

まあ地産マンションの建設がおくれようが中止しようが、我々地元には何ら関係ないことでございます。地元民としては、先ほど申しましたように、下水工事がおくれちゃ困るということで、この問題を取り上げさせていただいたわけでございます。答弁で、約束事が守れるということで、一安心した次第でございます。道路の南側、富洲原中学校の南側の工事がちょっとおくれるということでございますが、通学路でもあり、ぜひとも一日も早く下水道工事が進むことをお願いしておきます。

3番目でございますが、外人労務者の件はきのう長谷川議員が申しましたので、カットしますけれども、人手不足のために、市では国の方針に基づき雇用対策協議会と連絡し、高校生等若手労働力の確保とか、中高齢者、女性、障害者の雇用促進を図るとありますが、現在、ミスタードーナツとかロッテリアとか、いろいろな業種に学生が働いておりますが、それでも人手不足だと。まして中小企業の商店街では、特に店員の不足を嘆いておるわけでございます。現実の問題で、果たして雇用促進を図るといっただけで解決できるんでしょうか。再度それだけご答弁願いたいと思っております。

また、外国人の住みよいまちづくりで、環境整備を図り、国際化の中、道路標識とか、いろいろ3カ所ほど立っていると思っておりますけれども、果たして3カ所でいいのかなという気がするんです。例えば、先ほども申しましたように、外国人の方に、工場から行くのに、大体まず駅へ行かなけれ

ばわからないというように感じるわけでございますね。そういうところぜひとも、これから四日市にどんどん外国人が集まると思っておりますので、そういう実のある行政をしていただきたい。ぜひとも一日も早く、そういう講習会とか、それから道路の案内のマップをつくっていただいて、国際化を目指していただきたいと、以上、要望します。ただ最後の1点だけ、よろしく申し上げます。

○議長（山本 勝君） 佐々木商工部長。

○商工部長（佐々木龍夫君） 市がとっております雇用促進事業の内容について、今議員さんのお話がありましたような、特に高校の方につきましては、高校の就職担当の先生方と毎年就職懇談会というのを、企業者側との接触の場を設けております。北勢地区の全部の学校とか、あるいは北勢地区の企業担当の方々がたくさん出てみえまして、現実に四日市内の企業を見て歩いていただくと、こういうふうなことも織り込みまして、やっております。

それから、特に今年は、有効求人倍率が、北勢地方は大体2.0前後と、こういうふうに変雇用状態がきつくなっております。ところが、南勢の尾鷲、熊野の方は1.0ぐらいと、こういうふうな非常に大きな違いがございましたので、私の方から担当の職員が南勢の方へ出向きまして、各高校を、あるいは職安等を回りまして、北勢地方への就職の依頼と、こういうことも行っておりますし、それから企業サイドも同じような、南勢の方へ出かけて、就職案内をしまいりました。そういったことをやっておりますので、来年はさらにこういったことをもう少しきめ細かに進めたいと思っております。

そういった事情でございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（山本 勝君） 暫時、休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時12分再開

○議長（山本 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中 武議員。

〔田中 武君登壇〕

○田中 武君 田中でございます。通告に従いまして、4点について質問をさせていただきます。

第1は、韓国との交流拡大について、どのように考えるかをお伺いするものでございます。この問題につきましては、一昨日田中基介議員より、私よりも一層広い視点から国際交流全般についてのご質問がありまして、加藤市長が答弁の中で日韓の交流についても言及をなされ、基本的な考え方は既に明らかにされております。一部重複することとなりますが、恐縮でございますが、最近この問題で特に強く感ずるところがございましたので、これを申し上げまして、韓国との交流拡大について、一昨日に加えてのご所見があればお聞かせいただきたいと、そのように考えますので、よろしく願いをいたします。

改めて申し上げるまでもなく、我が国が経済大国と言われるようになりました今日におきましては、さらに引き続いて21世紀にもその繁栄を続けていくためには、国際社会におきまして、日本がよき一員として理解をされ、信頼される存在になることが必ず必要であると考えます。一つでも多くの国とよい関係を持つことができるよう努力していかなければなりません。とりわけ韓国は、一つには最も近い隣の国でありまして、古来文化的なつながりも深い。また一つには、お互いに足らざるところを補い合い、協力し合うことによりまして、両国の発展にとってともにプラスとなる面がたくさんある。また一つには、過去におきまして、日本が国際社会では許されない、過った行動をとった歴史がある。そういった幾つかの理由から、特に日本の側から積極的な努力を払い、できるだけ早くもっとよい関係を築かなければならない、そういう国の一つであると考えます。

ところで、日韓関係の現実はどうかと考えてみますと、実情は問題点が極めて多いと思われれます。去る5月末、韓国大統領が来日されまして、かねて両国間の大きな懸案でございました謝罪問題と日本に住む韓国の人々の扱い方につきまして、政府間では一つの決着がつけられましたが、国民感情はとてすっきりしたとは言えない状態のようでございます。来日後3カ月を経ました8月に、朝日新聞と韓国の東亜日報、この両社でそれぞれ日韓において行われました同じ項目につきましての日韓共同の世論調査、この結果を見ますと、日韓双方ともに、お互いの相手国を見る目は必ずしも好転していない状況が読み取れます。

注目すべきポイントを幾つかご紹介いたしますと、まず第1に、例の謝罪問題につきましては、「十分行われた」という見方が、韓国国民の間では8%、日本では52%、「不十分である」とするものが、韓国では79%、日本では30%。それから日本における処遇問題につきましては、先般の決着が「十分なものである」とするのが、韓国では4%、日本では30%、これを「不十分」とするものが、韓国では80%、日本では47%といったぐあいでございます。この二つの問題につきまして、いずれも両国民の間には受けとめ方に大きな開きがございます。

それからまた、国に対する印象という項目がございまして、いろんな項目があるわけでありまして、大体いい国だというような項目に丸をした人、よい印象を持っておると、そういう人が韓国では、日本に対してということでございますが、58%でございます。同じ項目で2年前に行われたのが46%ということになっておりますので、12%よい印象を持つ人たちが増えておると、そういう感じでございます。日本におきましては、2年前の48%が、本年8月には51%と、こちらの方も3ポイントばかりよい印象を持つ人が増えておるといふ状況でございます。

その次に、お互いの国民をどのように見ておるかという国民に対する印象でございます。勧告の人たちが日本国民を見る印象でございまして、い

ろんな項目に分かれておるわけですが、大体悪いイメージを持っておると、そういう人が2年前は43%でございましたのが、ことし8月には46%。それから日本では、韓国の人たちを見る目でございますが、22%でありましたものが25%と、いずれも3ポイントずつ悪い印象が増えておると、そういった状況でございまして、国に対する印象とは逆に、お互いに国民同士相手を見る見方は、不信感を、わずかでございますが、増しておると、そういった状況でございました。日韓両国の関係は、理屈の上からいいにしても、事実の上からいいにしても、日本の側からよい方向に持っていく努力を早急に行う必要があると思えます。

それでは、どのような努力が必要かということでございますが、国政レベルでの問題解決の努力に加えまして、これを補うものとして、自治体レベルでの国民同士、市民同士の触れ合いを中心とした交流、これによりまして、国民同士の理解と友情を深め合うと、そういうことが極めて有効でもあり、大切でもあると思えます。世論調査結果の国としての評価はお互いによくなっておるのに、国民に対する見方は不信感を増しているということは、理性では相手を評価できるのに、過去の日本の行いとその処遇の仕方をめぐるということが大きな問題になっておるのではないかと推測されるのでございますが、感情的に相手を信頼できないと、そういうところに一番大きな原因があるように思われます。したがって、一層自治体レベルでの市民同士の触れ合いを中心とした交流が有効であり、必要であると考えられるわけでございます。

こういった考えは、ことしの大四日市まつりに初めて韓国の人たちが参加されましたのを目の当たりにいたしまして、私は強く実感をいたしました。祭り当日の韓国代表のパレードも四日市市民に好評でありましたが、私はたまたまその前夜祭に参加する機会をいただきまして、そこでより大きな、強烈なインパクトを受けました。ミス韓国を迎えまして、大学生による郷土芸能でございまして、あるいは女性の韓国の踊りや歌の披露が

ございまして、四日市の周辺に在住される大勢の韓国の人たちとともにそういったものを聞きまして、かつ楽しんだわけでございますが、演じられます内容のすばらしさとともに、演じる人と一体となりまして心から楽しんでいる大勢の人たち、この様子に大変深い感銘を覚えまして、このような人たちと本当に心の通うおつき合いをしていきたいものだと強く感じた次第でございます。

そういたしまして、これらの企画を実現されました関係者の皆さんに深い敬意を払いますと同時に、このような交流の積み重ねが日韓両国民の相互理解、相互信頼を培うのに大きな役割を果たし得ると確信をしたわけでございます。

以上申し上げましたような考え方と、わずか1回の乏しいものではございますが、体験も踏まえまして、今回行われましたような交流を単発のものとしなくて、さらに一步踏み込みまして、一つには四日市からも何らかの形で韓国へ出かけての交流に努めるとか、また一つには、それを市民同士の触れ合いを中心とした交流、そういった方法をとるとか、また継続的な交流とするとか、こういう方向で四日市市が、四日市に在住される韓国の人たちとの相互理解を深める努力に加えまして、韓国に住む韓国の人たちとの交流にまで努力を広げることは、両国のよい関係の構築に極めて意義の深いものであり、実行する必要があるのではないかと考えます。

国際交流につきましては、既に積極的な施策がいろいろ四日市では行われておりまして、そのあたりは十分理解もいたし、常々敬意を表するところでございますが、これらに加えまして、韓国との交流拡大について、一昨日に付加してのご所見がございましたら、お聞かせいただきたいと思えます。

質問の第2は、四日市市の将来の全体像づくりを行うことにつきましてのご所見を伺うものでございます。

四日市の将来に向かってのまちづくりは、長期的理念であります基本構想のもとに、現在、平成5年までの具体的施策として、第5次基本計画が実施に入り、2年目を迎えており、取り進めが行われておるところでございまして、関係者のご努力に敬意を表するところでございますが、将来に向かってのまちづくりを間違いなく取り進めるためには、最初に申し上げました将来の全体像づくりが必要となってきたのではないかと考えます。

ここで将来の全体像と申しますのは、基本構想のハード面に具体的な姿を与えたもの、いわば将来の四日市のハード面の理想像とも言うべきものでございます。そしてこれを何のためにつくるのかと申しますと、基本構想に示されました五つの都市像が実現された、理想的なハード面の姿はこのとおりだと、その全体の姿を示しまして、今後行われます新しいまちづくりの計画や、現状のまちの改善、再開発、これを将来のあるべき姿に整合する方向に誘導をし、また将来あるべき姿を実現するための計画につきましまして、将来に備えて、今必要な準備を行ったり、また将来障害となるものを今から除去しておく、そういった準備のための努力を行う、そういうことによりまして、その結果、将来四日市のまちが、全体として基本構想の理念を実現したすばらしいものにでき上がっていくことを目的とするものでございます。

したがって、その中に盛り込む必要があると思われる項目は、主なものを例示いたしますと、まず第1に人口でございます。一番基本になる人口でございます。これは、スペースでございますとか地形、あるいは水資源、そういった四日市に与えられました条件のもとで、五つの都市像が実現されるのには、何十万人の人口が最も理想的なものであるか、そういった観点からはじき出して、理想とされる人口、そういったものを策定する必要があります。

2番目には、地域別の土地利用計画といったようなものが挙げられます。これは、一つにはどこにどのような性格のものを配置するか、そういった

ことを明らかにする必要があると思うわけでございます。それからまた一つには、現在の用途地域指定、こういったものを理想的なものはどうなんだろうかという見地から、思い切った見直しを行う。そういう絵を描く必要があるのではないかと考えられます。それからまた、現在の用途地域区分、これをさらに一步進めまして、もう少し具体的に住宅地、あるいは商業地などでは、高層のものはこのあたり、低層のものはこのあたりと、そういった区分も必要ではないかと考えられますし、住宅と工場、事業場との分離、こういったものもさらに明確に行う必要があるのではないかと考えられます。

また、もう一つの大事な要素は交通体系でございます。各地域をどんな交通手段で、どのように結ぶのか。道路計画やその他の交通手段のあり方を明らかにする必要があるのではないかと考えられます。少なくとも、こういった項目は可能な限り盛り込むことが必要と考えます。

このような将来の全体像をつくりまして、市のまちづくりの実施に当たっても、また民間から提起されます個々の計画につきましても、この全体像との整合を常に照合、チェックを行いまして、民間の計画につきましても、現在の法体系では極めて大きな困難を伴うものと思われませんが、可能な限りの手段を用い、また工夫を凝らしまして、全体像の中におさまるように、また全体像にできるだけ近づくように誘導する努力を行うことが大切と考えます。そのような努力を重ねることによりまして、北勢バイパスの問題でございまして、住工混在によりまして生活環境の悪化でございまして、激しい交通渋滞でございまして、こういった今日の四日市におきます悩みを解消し、あるいは将来のまちづくりにおきまして、同じ悩みを繰り返すことを避けることができるのではないかと考えられます。

そういたしまして、21世紀には基本構想の実現された四日市のまちができて上がることも可能となってくるのではないかと考えられます。「言うは易く行うは難し」と、まさにそのとおりでございまして、このような全体像の作成は至難のわざと考えますが、一昨日市長が谷口議員のご質問への

答弁の中で申されておりましたように、四日市周辺におきます国や県の大型プロジェクトの行方にある程度が目鼻がついてまいりましたこと、また、当四日市市の大きな計画づくりも進展を見てきております現在の段階では、多少の空白部分は生じましても、実行計画ではなく、まちづくりの指針としての理想的な全体像ということでございますので、かなりの部分まで作成できるのではないかと考えられますし、また、このような段階に至りましたからこそ、ますますその必要性が増してきたと思われまします。この点につきましてのご所見をお伺いいたしたいと思ひます。

次に、第3の項目といたしまして、研究学園都市構想の推進についてお伺いをいたします。

この件につきましては、一昨日資料を配付していただきました。それによりますと、ことし3月末に設立されました財団法人環境技術移転センターからさらに一歩進めて財団法人国際環境技術移転研究センターの設立構想がまとまりました。その実現に向けて具体的に動き始めたとのことでありまして、ご同慶の至りに存じますとともに、そのご努力に深く敬意を表します。

このセンターは、資料によりますと、当初は18人の常勤職員と2,500㎡の施設でスタートする案となっておりますが、やがては地球環境の保全の面で大切な機能を持つ、日本を代表する機関として大きく発展することを期待いたし、そのために必要な協力を惜しむものではございません。そのような見地から、このセンターと、先般新聞紙上に報じられました国連環境計画の、仮称でございますが、地球環境保全技術センター、これとの関係につきまして、幾つかの点についてお伺いをいたします。

その新聞報道によりますと、技術センターは、途上国への環境技術移転を進めるための初めての本格的機関として注目され、設置場所は大阪になる見込みとなっております。そこで、お伺いする第1点でございますが、この技術センターと我が方の移転研究センターとの間では、その事業内容

にどのような関係があるのか。例えば競合関係があるのか、重複関係があるのか、密接な関係、あるいは補完関係、いろいろな関係があると思ひますが、どんな関係があるのか、教えていただきたいと思ひます。

二つ目には、この技術センターも四日市に立地してもらおうといったようなことは考えられないものかどうかということでございます。

それから第3には、環境技術の移転研修におきまして、あちらの技術センターが日本におきます中心的なセンターとなりまして、我が移転研究センターの方がこれを補完するローカルな機関というようなことになってしまわないためには、まずは我がセンターが懸命の努力を行ひまして、日本における中心的機関としての実力をつけることが先決と思われましますが、国の位置づけ、指導・支援のあり方、これにも影響を受けるところは極めて大きいと思われまします。所管省庁も異なっておりますところから、微妙な難しい問題とは思ひますが、四日市に立地しますセンターが、環境技術の移転研修につきましては日本を代表する機関として、その地位を確保するために必要な国のバックアップがいただけますよう最大限の努力が必要と思われましますが、この点についてのご所見をお伺いいたしたいと思ひます。

質問の最後の項目は、塩浜病院移転後の跡地の活用についてでございます。この問題は昨日大島議員がほかの諸問題とともに塩浜地区最大の問題として取り上げていただいたところでございますが、事柄の性格から、この問題についてのみ、私からも一言申し添えさせていただくことをお許しいただきたいと思ひます。

昨日の質疑で明らかにされましたとおり、塩浜病院の移転は、本体の建設工事も具体的なスケジュールに上りまして、移転全体の時期が読めるようになってまいりました。改めて申し上げるまでもなく、移転後の跡地にどんな診療施設ができるか、跡地全体がどのように利用されるのか、この1点に塩浜地区全体の大きな関心が集まっているところでございます。

一方、診療所にいたしましても、跡地全体の活用にいたしましても、県

市の間で基本的な方向につきましての合意はいただいておりますが、具体的な計画はこれからというところでございます。

いずれの問題につきましても、県との折衝におお多くの日時を必要とするであろう問題がたくさんあると思います。したがって、市当局におかれましても、地元とのコミュニケーションを一層密にさせていただきまして、また具体的事項の検討にも着手をしていただきまして、塩浜病院の移転、跡地の更地化、これが終わり次第順次新しい施設の建設にスムーズに移行できますように、格段のご努力とご配慮をいただきますようお願い申し上げます。この点につきまして、何かご所見がございましたらお伺いいたしたいと思っております。

以上によりまして、私が予定いたしましたすべての事項について質問申し上げます。ご答弁をよろしくお願いたします。

○議長（山本 勝君） 加藤市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 最初の2点について私からご答弁を申し上げます。

まず、韓国との交流拡大に関係をいたしましてでございますが、地方レベルでの国際交流ということの一番いいことは、一つにはイデオロギーでありますとか、あるいは政治、社会体制でありますとか、そういうことを乗り越えまして、人と人との交流と、個人同士の、個人あるいはそれぞれの地域にある団体同士の交流が可能であるということでございます。そういった意味では、友好交流、あるいは親善を深めていくために柔軟に対応できるということであろうかと思っております。同時に、異文化の交流ということは、お互いの理解を深める上におきまして、極めて大切なことでもありますし、このことから、文化交流を深めていくことによりまして、それが次第に経済でありますとか、そういう方向にいい影響をもたらしてくるのではないだろうかというふうに思っております。

私は自治体の責任者ではありますが、やっぱりまずこういった意味合い

での交流というものが深まっていくことによって、その輪がだんだん広がって行って、日本全体が世界平和に貢献ができると、大変大きなことを申し上げるようになりますが、そういった意味で地方自治体としての国際交流を各方面にわたって深めていきたいというふうに考えておるところであります。

とは申せ、今日自治体主導型になっている面と、自治体の関係を離れた、この地域にありますいろいろな民間の団体が、自治体とは直接関係なしに交流を深めておられる。その関連で、世界各国といえましても、幾つかの国であります。ドイツ、フランス、オーストラリア、あるいは韓国、台湾等々の国々からゲストを本市へお迎えをすることができておる。これがだんだんに広がっていきまして、そのこと自体が今度は自治体同士の交流を促してくるというような傾向も、今日いろいろと、まだ芽が出たというところではないかと思うんですが、そういう形があらわれつつあるということは、私は大変結構なことだろうというふうに思っております。

その一つのあらわれが、せんだって大四日市まつりの際に、韓国から友好親善の方々がお見えになられた。そして大四日市まつりにご参加をいただいたということは、私としては大変すばらしいことだったなというふうに思っております。この大四日市まつりは、韓国の方々を初めといたしまして、アメリカからもご参加をいただきましたし、中国からもご参加をいただいた。だんだんにその輪が広がりつつあるし、根つきつつあるということで、私は大変いい傾向が出てきておるなというふうに思っております。

そこで、韓国との関係であります。先ほどいろいろご指摘がありました過去の日本と韓国との関係を見てみますと、必ずしもいい関係があったというよりは、むしろ私は、戦国時代当時から、あるいはそれ以前からの交流を振り返って見ましても、好ましくない状況というものがあった。したがって、今日両国民の間には依然としてそのしこりのようなものが残っ

ておるといふことでありまして、これは私は大変残念なことだといふふうに思っておりますし、そのしこりを解いていくためにも、我々としては積極的にお隣の国との友好交流の輪を広げるべく努力をしまっている必要があろうかといふふうに考えておるところであります。

そういった意味合いで、今後いろんな場面で、韓国の方々と交流を深める方策を立ててまいりたいと考えておりますので、これは皆さん方のまたご協力もお願いを申し上げたいと考えておる次第であります。さようご理解をいただいておりますといふふうに思います。

次に第2点であります、四日市の全体像ということ、できれば全体の姿を市民の皆さん方にお示しを申し上げまして、四日市地域の四日市地域と私が申しますのは、単なる四日市市内だけでなしに、三重郡4町も含めました四日市地域であります、将来像を描いてみる必要がある。確かにおっしゃるとおりだといふふうに思います。

まず四日市の人口であります、これは四日市市に限るわけですが、私は、今の基本構想、あるいは基本計画の基本になっておりますのは、人口35万ということで基本計画になっておまして、それを目標に四日市の人口構成をはかっていく必要があるだろう。そのためのいろいろなプロジェクトが私は必要だといふふうに思っております。積極的にそこへ持っていくための施策というものをこの基本計画の中で作り上げていかなければいけないだろう。

ただ、基本計画だけでは私は不十分だろうと思っております、今日高齢化社会が急激に進展をしておる。あと10年たつと、今、生産年齢人口と高齢者の人口比が6.6対1ぐらいでございますから、多分そのぐらいになっておると思っております、子供さんの数が非常に少ないということでございます、自然増が非常に少ない。これは将来の四日市にとって大変心配なことでございます。高齢者の方々、いわゆる老人年齢の方々と生産年齢の方々の数はそれなりに増えていっておりますが、子供さんの数は増えていっ

ていない。これが10年たつとどうなるのかということ、大変私は心配をされるところであります。これは、単にハード面の整備だけでは、解決困難になってしまうんじゃないだろうかという心配をいたしておりますが、それはともかくといたしまして、やはり35万の人口であれば、住宅戸数はこれぐらいは必要だという、逆に計算をしていくことができるわけですから、そういったものに基づいた、いわゆる住宅建設計画というものをまとめしていく必要があるんじゃないかなと。

今、具体的に計画としてありますのは、緑地のマスタープラン、その中でも都市計画決定されているところと、都市計画決定されていないところがありますが、大体緑地のマスタープランというのではできているわけございまして、建設省の認定をいただいておりますということでもあります。そのほか決まっておりますのは、農業振興地域がここここここであるということが決まっておりますということだけでありまして、都市計画的に、じゃ市街化区域、調整区域は決まっておりますが、今後それをどう整えていくのかというような形は、全体として決まっているわけではありません。

ただ、今、国や県の大型のプロジェクトが大体、おぼろげながらも明らかになってまいりましたので、そういったものを踏まえて、それじゃ県のハイテクプラネットの構想に基づいた重点整備地区はここここここというふうになっているわけですから、そういったものを取りまとめまして、さらにそこに不足をいたしております、先ほど申しました住宅計画でありますとか、あるいは市街地と、市街地の中に混住をしている職場との分離も必要であるでしょうから、そういったものを含めた一つの絵をかいて、皆さんにご理解をいただいております必要があるんじゃないだろうか。そうしないと、土地の利用計画がばらばらになっていく心配があると私は考えておまして、全体をきちっと決め込んで動かないものにするというのは大変危険であります、またそうあってはならないと思っておりますが、大体こんなようなことで進めてまいりますよという方向づけだけは

皆さんにご理解をいただく必要があると。そのための作業は、基本計画の5カ年の中でやっていかなきゃいけないかなというふうに思っておるところでありまして、そういった意味合いで今後努力をしまいいりまして、皆さん方のご理解をいただけるようにいたしたいと思っておるところであります。

以上で第1点、第2点についてのお答えとさせていただきます。

○議長（山本 勝君） 栗本市長公室長。

〔市長公室長（栗本春樹君）登壇〕

○市長公室長（栗本春樹君） 研究学園都市構想の推進について、私の方からご説明をさせていただきます。

財団法人国際環境技術移転研究センターの設立につきましては、その骨子につきまして、実はきのう、県と歩調を合わせまして、その資料を送付をさせていただきました。この件につきましては、先般の代表者会議等でもご意見ございましたように、後日議員説明会等で詳細についてのご説明をさせていただくと、こういうことになっておりますので、その内容につきましては省略をさせていただきますが、先ほどご指摘にございました、いわゆるUNEP等々との関係につきまして、若干コメントをさせていただきたいと思っております。

UNEPの地球環境保全技術センター、これ仮称でございますが、これは先ほどもご指摘のとおり、新聞で報道されたところでございます。この機能といたしまして、私どもが今伺っておりますのは、環境関連技術等に関するデータベース機能及び研修機能等があるというふうに伺っておるところでございます。地球環境問題に対する先進国と発展途上国との技術格差を埋めるための、いわゆる中核的な機関が構想されておると、こういうふうに伺っておるわけでございます。

したがって、このUNEPのセンターと本市に立地予定の国際センターにつきましては、ご指摘のとおり、研修面という観点から見ますと、

若干類似したところがあるかというふうに思います。しかしながら、そのUNEPのセンター設立につきましては、現在外務省の国際連合局が中心となっておるわけでございますが、これに環境庁の地球環境部、さらには通産省の立地公害局、この3省で検討、協議していく、こういうふうに伺っておるところでございます。

先般、8月9日、中日新聞の報道によりますと、UNEPにつきまして、外務省が平成3年度の概算要求の中で調査費を1億5,000万円要求する方針が明らかにされております。したがって、このUNEPのセンターにつきましては、まだまだ内容等について具体化しておるものではございませんで、これから具体的な検討調査がされると、そういうことで、今後明らかになってこようかというふうに思っております。

それともう1点ご指摘のございましたこのUNEPのセンターにつきまして、四日市市の方というふうな話がございました。

これにつきましては、私どもは、従来県市ともども協議する中で、1点集中主義で、通産省との関係を重視しながら運動展開を図ってきたところでありますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。そしてその環境に関する類似施設の機能分担につきましては、通産省もその所管となる予定の四日市の国際環境技術移転研究センターと、さらには京都の方に立地が決定いたしました、いわゆる財団法人の地球環境産業技術研究機構との機能分担を含めて、十分に意識しておるところでございます。

UNEPの地球環境保全技術センターとの機能分担をより明らかにしていくためにも、通産省におきましても、今回この通産大臣認可の法人として、これを早く認めていきたいというふうに伺っておるところでもございます。その方向で、今現在鋭意努力をさせていただいておるところでございます。

今後は、いろんな形で県や関係省庁との連携をより密にしながら、当然必要があれば、関係省庁等への働きかけも行っていく必要があるかとい

うふうに思っております。私どもといたしましては、これらの類似施設というものは、むしろ競合するというよりも、積極的な意味で機能分担が図られ、お互いに連携をとりながら、お互いに地球環境問題について貢献できれば一番望ましいのではないかというふうに考えておるところでございます。

関係機関との連携につきましては、先ほど申し上げました、関西文化学術研究都市に設立されたいわゆる地球環境産業技術研究機構、これを初めとして、いろいろほかにもそういう機関がございます。いわゆるその主な研修機関といたしますのは、例えば国際協力事業団とか、あるいは海外技術者研修協会とか、国際連合地域開発センター、さらには産業公害防止協会、いろんなそういう組織があるわけでございます。したがって、今後におきましては、これらの機関と、現在でも連絡をとりつつあるわけでございますが、四日市で受け持つ環境問題に関連する研修、あるいは技術開発等の事業を実施をしていくと、こういうことになるわけでございます。特に京都府に立地の財団との棲分というものは、京都の方は基礎分野ということでございますし、四日市の方は応用分野と、こういうことでの棲分が通産の方でもきちっとされておるということでございます。

いずれにいたしましても、このUNEP等の問題、あるいは各省庁で行う問題につきましては、いろいろと今後議論がされてくるという過程の中で、十分に私どもも対応をしていきたいというふうに思います。

それから、国の方の支援の内容等についてのご質問がございました。平成2年度、既に事業が始まっておるところでございます。その中で、一つに確定いたしておりますのは、これもあるいはご承知おきいただいておりますけれども、研修という事業につきましては、来年の1月から3月でございますが、その間約2カ月の間でございます。メキシコの方からテクノクラートの研修生を受け入れる。こういうことになっておまして、これも先ほど申し上げましたJICA、いわゆる国際協力事業団事

業の委託を受けて行うということでございますし、さらには研究面におきましては、すでに三つの研究テーマ、CO2の抑制に関する三つのテーマが一応確定いたしました。これは3カ年間の事業ということで、これが一つの事業が約2億円でございますから、6億円というものが事業費としての配分といたしますか、6億円より少し下ですが、丸い数字で申し上げましたが、約6億円ぐらいが事業費として確定をしております。これは国の、いわゆる地球環境予算の中から補助を受けると、こういう形になっておるわけでございます。さらには、この9月から、下旬だと思っておりますが、これは調査ということで、インドネシアの方に、いわゆる環境面の総合計画の策定を行うというふうな事業がございます。これに本財団、現在の財団からも1名そこに派遣をするというふうな形になっておまして、平成3年度以降におきましても、さらにこの事業の拡大につきまして、通産も十分に意識をさせていただいておるということにつきまして、ご報告をさせていただきます。

○議長（山本 勝君） 鶴飼環境部長。

〔環境部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○環境部長（鶴飼 滋君） 第4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

塩浜病院の跡地の活用につきましては、昨日の大島議員さんのご質問にもお答えを申し上げましたとおり、市といたしましては、その活用について、地域の住民の方々の福祉的なものとして活用していくという、そういったことをお答えをいたしましたわけでございます。当面私どもは、昨日も申し上げましたように、移転後の医療対策、そういったことが極めて重要でございますので、現在、その具体的な内容について検討を加えているところでございます。特に、診療施設の規模、その内容、管理運営体制、さらに県市の経費の負担、そういった問題等について、現在検討を加えているわけでございます。

昨日も申し上げたとおり、新病院の本体工事の建設着手が来年の秋というところで予定がされているわけでございます。したがって、私どもといたしましては、今申し上げました後医療の内容について、その辺の時期を一つのめどとして一応のまとまりができるような、そういった努力を今後してまいりたい、こう思っているわけでございます。したがって、全体的な跡地の活用につきましては、それ以降におきまして、県とも十分連携をいたしながら、また地元の皆さん方のご意向も十分拝聴いたしながら、その具体化に向けて努力をしてみたいと、こう思っておるわけでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（山本 勝君） 田中 武議員。

○田中 武君 ご答弁をいただきましてありがとうございます。

第1点につきましては、いろいろな場面で交流を深める方策を考えていきたいというお話でございましたので、ぜひ積極的にお取り進めをいただきたい。私もできる限りの協力はさせていただき所存でございます。

それから2番目の全体像づくりでございますが、これにつきましても、その必要性につきまして私などが申し上げるまでもなく、その必要性を感じておられるということがうかがえまして、安心と言っちゃ失礼でございますが、ぜひそのお取り進めをさらに全体に広く広げていただきたいと、そのように思うわけでございます。

過去、現在の流れから、予測できる将来を見まして、問題点の解決、それから将来のニーズに対する充足、こういったものを着実に取り進めていくということも必ず必要でございますが、全体のでき上がりの姿からチェックしてまいりまして、その解決の仕方、ニーズの充足の仕方が、将来全体として見て間違っていないのか、そういう見方もあわせて行うことが大変必要じゃないかと思われるわけでございまして、そのためには、将来の理想像とも言うべきもの、これがなければどうしようもないと、そういうことでございます。それからまた、おっしゃっておられましたように、決め

込んで動かないものにするのは危険だというお話がありまして、まことにそのとおりでございますし、それからまた動かないような、そんな将来の実行計画ということは、これは現在の法体系からいきましても無理な話でございますので、そのようなものが要するというふうには私も考えておりません。できるかできないかは、これはみんなの協力次第ということもございますので、みんなが協力すればこんないいまちができるよと、そういう姿を示していただきたいと、そういうことでございますので、ひとつこれのお取り進めにつきましても、今後さらにご努力をいただきたいとお願いを申す次第でございます。

それから3番目の鈴鹿山麓研究学園都市構想の点でございますが、申し上げたかったのは、要するにせっきくの立派な立地を提供するわけでございますので、これが本当に四日市市民にとりまして期待にこたえるような立派な機関に成長していくこと、これ一つでございますので、大変ご努力いただかなければならない、ご苦労な点が多いと思っておりますけれども、どうか常にそういう観点からのご努力をお願いをいたしたい、そのように思います。

それから最後の4番目の問題でございます。

これにつきましては、いろいろご努力いただいております様子はよく理解できるところでございます。一方、地区の皆さん方のこれにかけます期待と申しますか、これも切実なものがございまして、どうぞ今後の取り進めにつきましても、コミュニケーションを密にさせていただくことをひとつよろしくをお願いをいたしたいと、そのように思います。

以上、各点につきまして改めてお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（山本 勝君） これをもって一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時6分休憩

午後1時3分再開

○議長（山本 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第77号ないし議案第103号

○議長（山本 勝君） 日程第2、議案第77号平成元年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第103号四日市市水道事業給水条例の一部改正についての27件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

橋本 茂議員。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 私は、議案第103号水道事業給水条例の一部改正について、2点ほどお尋ねをいたしたいと思います。

まず1点目ですが、市長の議案説明によりますと、給水原価に見合う料金の負担の適正化として、平成2年12月から実施したいという水道料金値上げが提案をされております。説明資料によりますと、値上げ率は平均22.23%であります。また、給水原価に見合うという内容、これは平成3年度から三重用水の受水に伴って、向こう3年間で30億円を超える巨額の負担を受水費に投じなければならない、こういうことを反映しているわけでありませう。

私、改めてこの三重用水の第4期拡張事業が採択された62年12月議会などの資料を見ますと、計画で、平成3年度は9,195トン日量、そして契約いっぱい2万900トンというのは平成6年からという計画として提案をされております。ところが、この今度の受水を実際に県当局と交渉をされている中で、料金改定の基礎になるような平成3年からの受水量は、どうもこの計画とは違うというふうに聞いているわけでありませう。そうい

う意味で、この実際の平成3年4月からの受水量、4年、5年、6年というのを示していただきたいと思います。

現在受水をしております北勢用水は、昭和52年の受水開始以来、受水計画と実際に受けてきた受水量は、随分と低い実績で推移をしております。こういう意味では、第4期拡張事業の三重用水受水の計画と、それから現実に受水をしようとしている契約内容、これが随分差があるように思いますけれども、この点を一つはお答えをいただきたいと思います。

第2点は、説明資料に掲載をされております現行料金体系と改定案を比較してお尋ねをしたいと思ひます。

改定に当たって、水道料金一般用は、大部分が一般家庭用または小規模事業者であるということを配慮していると説明をされておりますが、口径25mm以下の中身を比較してみますと、基本料金で、例えば20mmは820円が1,020円に、これは24.39%増になるわけです。25mmの場合は23.8%ほど。従量料金も見てみますと、20㎡まで65円から80円にということで、23.08%、30㎡までは23.53%というアップになっております。いずれも平均の22.23%を上回った増加率になっておりますけれども、この点を低く抑えることができなかったのかどうか、この点をお尋ねをしたいと思ひます。

以上2点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（山本 勝君） 奥山水道事業管理者。

〔水道事業管理者（奥山武助君）登壇〕

○水道事業管理者（奥山武助君） まず第1点目の三重用水の受水に関するご質問でございますけれども、最終的には、現状の経済の状況、あるいは人口の伸び等を勘案いたしまして、県企業庁と最終的な詰めの中で、それから2市1町の関係とも調整をいたしまして、実数といたしまして平成3年には2,000トン、それから4年には7,800トン、5年には1万トン、6年には1万4,980トンと、こういうような数字でございますが、契約の基本水量は、過日一部ご説明申し上げましたが、全体のトン数といたしま

しては4万1,800トンでございまして、これにつきましては2段階制ということで、7年度までは2万900トンで基本料金を支払うと、こういう形にいたしまして、全体的に水価を逡減させていくというような方策を県当局に再三お願いいたしまして、そのようになったわけでございます。これらは責任水量制の中で、平成3年度の2,000トンは受水をしていくということにいたしております。

それから、北勢用水の関係でございますが、53年度から受水をいたしております、当時は年間で約100万トンというようなことでございましたが、平成元年度には738万1,000トンというような伸びをいたしております。これらにつきましても、水需要に見合って進展をしておるわけでございますが、平成2年度には満量受水というような運びになっております。

ちなみに北勢用水は、受水単価は、当時はトン当たり188円ということで、当時の給水の原価、市の全体的な水道料金は64円31銭ということでございまして、約3倍というような受水単価でございましたが、満量受水という中で、全体的な関係市町村の方も受水量が増えてきたということもありまして、受水単価は、現在市の方は、元年度でトン当たり113円42銭ということでございましたが、県の方は96円69銭というような形で下回ってきたというのが実情でございます。これらは今年度、渇水状況の中で貴重な水資源であったというふうに思っております。本年は、特に干ばつ、高温ということが連続で続きまして、異常事態になったわけでございます。そういうことから、市内の60%に当たる地下水は逡減を来しまして、最後にこの2,000トン近くの余裕をここで求めたというような現状でございます。

それから、水道料金の改定の考え方でございますけれども、水道法でも示されておりますように、一般家庭と申しますか、そのような関係の方々に低廉で清浄な水を供給するということも大きな使命でございます。しかし、全体的には経営の中で考える問題でございます。そういうことから、

勢い口径別、あるいはトン数の使用量によりまして従量料金を課していくということでございます。そういう中で、部分的にはアップ率だけ申し上げますと、平均22.23%がその水量区画によりまして一部上がっておるといところもございすけれども、これらは全体的にその逡減逡増度合いを一部調整をさせていただいたというような状況でございます。いずれにいたしましても、一般用で口径が25mm以下の場合は採算割れをいたしておるといような状況でございます。これのカバーは大口径、大使用量のところで補っていただくといようなことでございすますが、この考え方は、平均的に料金を支払っていくということ以外に、それにある程度加味をかけておるのは、水源開発に非常に多額の資金が要ると、こういうことから、それが一方的に一般家庭の方々に影響するということを避けるということから、こういう逡増式をとっております。それと、口径別にいたしておりますのも、そういう状況の中でさせていただいておるわけでございす。それから、一部用途制を併用させていただいておりますのは、公衆浴場と、こういうような関係で、これらにつきましても一般家庭と同じような配慮をさせていただいております。

○議長（山本 勝君） 橋本 茂議員。

○橋本 茂君 三重用水の平成3年度、少なくともこの計画を決めた段階での平成3年度の予定が9,195トン日量だという点をこのとお受けするんじゃないくて、県との交渉の中で、平成3年度は2,000トンと。そうしますと、この当初の計画と実際に今受水を予定をしている、この差は一体どういうふうに理解したらいいわけでしょうか。すなわち、当初計画とかけ離れたこの2,000トン受水は、本当に水需要があることを前提として決めたというよりも、むしろ県との話し合いで、使っても使わなくても、責任水量として引き受けたということだとしか思えないんですが、いかがでしょうか。

さらに、私は2点目の問題も、本当に市民にとって安い水道料金を維持

していくということになれば、当然この点はいじらずに据え置くということもあったわけですが、この点がいじらざるを得ないというところに莫大な受水費、30億円にも上るといようなことが説明資料に出ておりましたけれども、こういったものの負担を受けざるを得ないという、こういう矛盾が出てきているんじゃないでしょうか。

この2点を改めて質問をしたいと思います。

○議長（山本 勝君） 奥山水道事業管理者。

○水道事業管理者（奥山武助君） 基本的には、三重用水の総量は4万1,800トンという中で、長期の見方の中で計画を立てておるものでございまして、その実績を一部見直しまして、このようにさせていただいたわけでございます。単純にそういうぐあいに持っていったということではないに、水の需要につきましては長期の展望に立っていかなければならないということから、総体の契約量4万1,800トンには変りはないわけでございます。そういうことで、そうした場合に、契約水量4万1,800トンは、これを県に、公営企業の広域水道行政の中で受けていただくという中で、こういうような問題が起こってきたわけでございます。

そういうことから、県といたしましても、引き受ける以上は、向こうの方も企業会計ということでございますから、当然責任水量制ということは起こってくるわけでございます。そういうことで、使用量としては、支払いは日量2,000トンということでございますが、基本料金につきましては半量受水の2万900トンと、こういう形で受水をしていくということでございます。

それから、30億円ということにつきましては、基本料金も含めた総体の中で、この受水をしていくにつきましては、水資源の開発の費用等もすべて加味をされておりますので、このことから引けますということは至難でございますし、水の現況の枯渇状況から見ましても、この問題は当然解決していくことだというふうに思っております。

○議長（山本 勝君） 橋本 茂議員。

あらかじめお願いしておきますけれども、残り時間がありませんので、早急にまとめていただくようにお願いします。

○橋本 茂君 私は、市民にとって安い料金を維持するということからお聞きをしました。今後の議論の中でぜひ深めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（山本 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3 議案第104号 工事請負契約の締結について及び議案第105号 工事請負契約の締結について

○議長（山本 勝君） 日程第3、議案第104号工事請負契約の締結について及び議案第105号工事請負契約の締結についての2件を一括議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第104号及び議案第105号は、いずれも工事請負契約締結議案でありまして、養護老人ホーム増築工事及びあさけが丘既設公営住宅改善工事について、それぞれ指名競争入札により請負契約を締結しようとするものであります。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 勝君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件を総務委員会に付託いたします。

なお、各常任委員会は明日午前10時から開会されますので、念のため申し上げます。

○議長（山本 勝君） 次に、今定例会において受理いたしました請願はお手元の文書表のとおりであります。本件をそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

陳情につきましては、4件提出がありました。お手元に文書表を配付いたしておりますので、ご了承願います。

○議長（山本 勝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は9月20日午後2時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後1時21分散会

会 議 録

第 5 日

（平成2年9月20日）

○議 事 日 程 第 5 号

平成 2 年 9 月 20 日 (木) 午後 2 時開議

- 第 1 議案第 77 号ないし議案第 105 号 …………… 委員長報告・質疑
討論・採決
- 第 2 委員会報告第 4 号 請願の審査結果について …………… 採否決定
- 第 3 発議第 11 号及び発議第 12 号 …………… 説明・質疑
討論・採決
- 発議第 11 号 精神薄弱者（児）に対する運賃等割引制度適用に関
する意見書の提出について
- 発議第 12 号 介護手当制度の確立に関する意見書の提出について
- 第 4 発議第 13 号 極左・極右暴力集団の排除に関する決議について…
説明・質疑
討論・採決
- 第 5 常任委員会の閉会中の継続調査について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (36名)

青 山 弘 忠
小 井 道 夫
伊 藤 正 教
伊 藤 雅 敏
宇 野 長 好
大 島 武 雄
大 谷 茂 生
川 村 幸 善

喜多野 等
 久保 博正
 小林 博次
 後藤 長六
 佐藤 晃久
 田中 武
 田中 俊行
 田中 基介
 谷口 廣陸
 豊田 忠正
 中村 信夫
 野崎 洋
 野呂 平和
 橋本 茂
 橋本 増蔵
 長谷川 昭雄
 古市 元一
 堀内 弘士
 前川 辰男
 益田 力子
 水野 和郎
 水野 幹郎
 毛利 道哉
 森 真寿朗
 森 安吉
 山口 孝
 山路 剛

○欠席議員（3名）

山本 勝
 伊藤 信一
 坂口 正次
 渡辺 一彦

○出席議事説明者

市長	加藤 寛嗣
助役	片岡 一三
助役	加藤 宣雄
収入役	毛利 道男
調整監	伊藤 長爾
市長公室長	栗本 春樹
総務部長	石川 徹夫
財政部長	鈴木 一美
市民部長	米津 正夫
福祉部長	田中 昌治
商工部長	佐々木 龍夫
農林水産部長	黒田 昭公
環境部長	鶯飼 滋
都市計画部長	前川 鉦一
建設部長	竹村 二郎
下水道部長	西田 喜大
消防長	島村 隆彦
消防次長	浜谷 敏彦
病院事務長	中村 督
水道事業管理者	奥山 武助

水道局次長	藤田高司
教育長	岡田久江
教育次長	宮田勉
代表監査委員	樋尾裕

○出席事務局職員

事務局長	長谷川昭彦
議事課長	伊藤千秋
議事課長補佐	福島和幸
議事係長	玉田耕士
主事	井上紀久夫
主事	水谷正昭

午後2時2分開議

○議長（山本 勝君） 台風19号の関係でお疲れのところ、ご苦労さんで
ございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、36名であります。

○議長（山本 勝君） 会議に先立ちまして、市長から発言を求められて
おりますので、これを許します。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 昨日から本日未明にかけて本市に來襲した台風19
号の被害状況の概要をご報告申し上げます。

このたびの台風は、大型で非常に強い勢力で、しかもその勢力の衰えな
いまま北上いたしました。本市に最も接近をいたしました昨日午後11時から
12時の間に、消防本部の調べでは、最低気圧 965ミリバール、瞬間最大
風速37mを測定しております。この台風19号による被害状況について、現
時点で災害対策本部に通報されたものをご報告申し上げますと、家屋の一
部損壊2件、道路障害となる街路樹等の倒木多数、床上浸水3戸、床下浸
水20戸のほか、富田、富洲原、内部地区等で約5,000戸の停電がございま
した。なお、この被害状況につきましては、今後の調査により多少変動す
るものと思われまます。また、道路、河川等、土木災害につきましては、現
在各関係部局において調査中でございます。いずれにいたしましても、今
回の台風が大型台風の割に被害が小さく、特に市民の皆様に人的被害がな
かったことを幸いに思っております。

また、被害とは別に、万一に備えて小・中学校等を避難所として準備い
たしましたところ、14カ所の避難所に64人の方が自主的に事前に避難をさ
れましたので、あわせてご報告申し上げます。

このたびの台風は、大型で勢力が強く速度が極めて遅いことと相まって、
本土に接近するに伴い秋雨前線に影響を与え、本市におきましては、9月
16日から9月18日までの3日間での総雨量が300mmに達していることから
地盤の緩み等による被害の発生を強く警戒し、暴風雨波浪警報が発表にな
った昨日午前6時10分に災害対策本部を設置して、厳重な警戒体制をしき、
さらに台風の接近とともに体制を強化し、本庁職員754名、消防本部、水
道局の職員203名を動員したほか、消防団員400名についても配備し、河
川、道路等の現場状況の把握や応急対策に努力したところであります。今
後とも情報収集体制の整備をはじめ、防災体制の充実に一層の尽力をして
まいり所存でございますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りますよう
お願いを申し上げ、台風19号に関する報告とさせていただきます。

○議長（山本 勝君） ただいまの市長の報告に対し、ご質疑がありまし

たらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝君） 別段質疑もありませんので、これをもって市長の報告を終了いたします。

本日の議事については、お手元に配付いたしました議事日程第5号により取り進めますので、よろしく願います。

日程第1 議案第77号ないし議案第105号

○議長（山本 勝君） 日程第1、議案第77号平成元年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第105号工事請負契約の締結についての29件を一括議題といたします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長に願います。

伊藤雅敏議員。

〔総務委員長（伊藤雅敏君）登壇〕

○総務委員長（伊藤雅敏君） 昨日の台風が、今、市長のお話のように中心が三重県を通った割には、被害が非常に軽微だったこと、ご同慶の至りと思えます。

それでは、総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第79号平成2年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分についてであります。

歳入につきましては、歳出各科目に対する特定財源を充当するとともに、一般財源として市税を計上して収支の均衡を図ったものでありますが、一部委員から、霊園使用料について反対意見がありました。歳出については、別段異議はありませんでした。

次に、議案第85号四日市市霊園条例の一部改正についてであります。

本件は、北大谷霊園の墓地使用料を改定しようとするものでありますが、条例改正による霊園使用料の引き上げ率が最大で37倍にも及ぶことから、理事者に対して改定の根拠等について詳細な説明を求めたのであります。

理事者からは、「近年の生活並びに経済的環境の向上、あるいは核家族化の進展に伴い、墓地需要は年々増加の一途をたどっているが、交通の利便性や市の中央霊園としての位置づけなどから、北大谷霊園を希望する声が強いため、今般、未使用のまま残されていた39区画を市に返還させるとともに、新たに敷地内に69区画を造成し、合計108区画を供用に付すものである。使用料の算出根拠については、本市並びに他都市の公営墓地や民間墓地の実態を精査した上で、現時点における土地価格に工事費を加算した結果、1㎡当たり14万円と決定した」との説明がありました。

当委員会は、改定後の霊園使用料は、従来のそれを大幅に上回るものであるが、条例制定以来20年間改正されなかったことに加えて、その後の都市開発で周辺の地価が急激に高騰したことなどから、今回の募集に際して使用料の相応の引き上げはやむを得ない措置であると判断し、今後の霊園・駐車場整備に当たっては、可能な限り緑の確保を図るなど、周辺環境整備に意を用いるよう要望した上で、これを了いたしました。

なお、本件については、一部委員から、公営墓地の価格の平準化を図るべきとの反対意見がありました。

議案第86号四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額及び葬祭補償額を引き上げようとするものでありますが、非常勤消防団員の士気の高揚を図るため、有能な若手団員を積極的に責任ある地位に登用していくべきであるとの意見がありました。

また、関連して、救急活動における救急率をさらに向上させるために、救急車への携帯電話の設置を早急に実現させるとともに、いわゆるドクターカーについても、既に導入している他都市の例を参考にしながら、検討

を行っていくよう要望いたしました。

議案第84号四日市市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例等の一部改正について、議案第99号動産の取得について、議案第100号四日市市と鈴鹿市との境界の一部変更について、及び議案第101号字の区域の変更について、以上4議案については、別段異議はありませんでした。

次に、工事請負契約の締結・変更議案11件についてであります。

地方公共団体が締結する工事請負契約については、機会均等の原則から一般競争入札が基本となっておりますが、事務手続が繁雑になるなどの理由から、他都市と同様に本市においても、指名競争入札が採用されております。しかしながら、指名競争入札には、発注が特定の業者に固定化したり、談合の温床になりやすいなど、欠点も少なくないことから、本市の契約事務のあり方について理事者の考え方をただしたのであります。

理事者からは、「指名競争入札には業者の持つ技術力や過去の実績を踏まえて指名業者を選定できるという大きな長所があることから、現在のところ最も合理的ですぐれた入札方法であると考えている。また、万一談合等の不正行為が明らかになれば、指名停止基準等の関係規定に照らして、厳正に対処していく」との説明がありました。

当委員会は、今後とも公平で公正な契約事務を遂行していくために理事者のさらなる努力を喚起するとともに、業者指名に当たっては、手持ち受注高を的確に把握することにより、業者間における機会均等の確保や工事の円滑な推進に努めていくよう要望いたしました。

また、議案第92号の雨池10号幹線水路築造工事については、施工場所が民間企業の敷地内であることから、工事の施工に当たっては、特に安全面において万全の注意を払うよう指摘いたしました。

そのほか、一部委員から、工事請負契約の変更については、原則として当初の設計段階で予想ができなかった場合に行うものであり、安易な工事

内容の変更は避けるべきであるとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもって総務委員会の審査報告といたします。

○議長（山本 勝君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

久保博正議員。

〔教育民生委員長（久保博正君）登壇〕

○教育民生委員長（久保博正君） 教育民生委員会に付託されました議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第79号平成2年度四日市市一般会計補正予算（第1号）のうち、歳出第3款民生費につきましては、身体障害者療護施設小山田苑、第2小山田特別養護老人ホーム及びショートステイ棟の施設整備等に対する補助金のほか、精神薄弱者通所更生施設「たんばぼ」の通所バス運行経費、健康長寿のまちづくり基本計画策定にかかる経費の追加計上であります。

歳出第10款教育費につきましては、常磐小学校及び東橋北小学校の改築等にかかる調査設計費の追加計上であります。

議案第80号平成2年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、ヘルスパイオニアタウンの指定を受けたことに伴う国庫補助に対し、健康フェスティバルの開催、健康管理のため大腸がん検診の実施、健康づくりスポーツ等に対する事業費の追加計上であります。

当委員会は、理事者から詳細な説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

簡単ではございますが、これもちまして教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（山本 勝君） 次に、産業公営企業委員長にお願いいたします。

小井道夫議員。

〔産業公営企業委員長（小井道夫君）登壇〕

○産業公営企業委員長（小井道夫君） 産業公営企業委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第77号平成元年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてであります。

理事者からは、「平成元年度事業においては入院患者数の減少や消費税の導入等による影響があったが、外来患者数が伸びたことにより、収益的収支において2,123万4,235円の当年度純利益を生じた。しかし、国においては薬価基準の引き下げなど、医療費を抑制する傾向にあり、医業収益の増収が期待できない上、高度医療機器の導入や施設の整備、医療システムの導入、人件費の増高など経費の増加が予想され、病院を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあるので、今後とも新しい環境の変化に的確に対応しつつ経営の健全化に努めたい」との説明があり、当委員会はこれを了といたしました。

なお、審査の中で、これまでも再三指摘されてまいりました患者の待ち時間の短縮について、理事者から、「当初予定した総合医療システムの規模を縮小し、患者の待ち時間短縮にのみ焦点を絞った医療システムを完成させ、来年度実施の努力をしているところであり、これにより大幅に改善できる」との説明がありました。

当委員会は、その実現とともに、総合医療システムについても早期導入を図り、診療体制及びもろもろの患者サービスの充実を一体的に推進して、市民に信頼される病院づくりに一層努力するよう要望いたしました。

また、駐車場不足につきましては、患者の待ち時間短縮のための医療システムの導入により相当の改善が期待されることとありますが、既存駐車場スペースの合理的な活用や新規借用地の確保に努めるとともに、これらの用地の買収を積極的に行う必要性を指摘いたしました。

さらに、胸部外科の充実や集中治療室の整備等により、従来にも増して看護要員等の大幅な増員に迫られている中で、これを確保することはもとより、現に在職する看護要員の定着を図ることが重要であり、そのためのPRや研修指導を積極的に行うとともに、待遇、福利向上を図るなど、労働環境改善の措置を講じるよう要望いたしました。

また、高度医療機器導入の一環として計画されてまいりました結石破砕装置の設置が来年1月に県の許可を得られる見通しとなったこととありますが、機種選定に当たっては、患者ニーズを十分配慮するよう要望いたしました。

次に、議案第78号平成元年度四日市市水道事業決算認定についてであります。

平成元年度事業におきましては、収益的事業収益52億3,745万6,036円、同事業費用51億4,913万2,417円、差し引き8,832万3,619円の純利益を生じております。これについて理事者からは、「水道料金にかかる消費税の未転嫁による影響など厳しいものがあったが、水需要の伸びや工事負担金等の付帯収入により利益剰余金が生じた。しかしながら、現行料金が既に給水原価を下回っていること、引き続き消費税の影響を受けること、第4期水道事業拡張計画の推進、なかんずく三重用水の受水に当面していることなどから、今後の水道財政はこれまでになく厳しい状況にある」との説明がありました。

この議案審査の中で当委員会は、内陸部における開発行為や河川改修事業等の進行により、本市上水道の水源の大部分を占める地下水への影響が懸念されている中で、新規水源として三重用水の受水が可能となったことの意義を認めつつ、同時に地下水の保全のために水道局の企業努力はもとより、全庁的に格段の努力を払うこと。あわせて、安全でおいしい水を給水するための水質のチェック体制等に万全を期するよう、要望いたしました。

なお、水道事業の業務の高度化に対応し、事業の円滑かつ効率的な推進を図るために、職員の配置について、人材の養成、年齢構成の適正化等に配慮するよう指摘いたしました。

次に、議案第79号平成2年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分についてであります。

歳出第6款農林水産業費につきましては、今回新たに40haを対象に行おうとする防霜ファン整備事業及び緑茶製造過程中に生じる粉茶を、より付加価値の高いものに加工する多用途化への育成推進事業にかかる国庫補助事業、県・市単独事業の追加計上が主な内容であります。

防霜ファン整備事業は、晩霜対策として逐次計画的に進められているところではありますが、補助基準に満たない零細規模茶園等についても防霜ファン設置が可能となるよう、きめ細かな助成策を講じること。また、茶業の振興を図るため、新製品の開発をより積極的に推進するとともに、本市産のお茶のおいしさなど、そのPRを一層強化し、消費拡大に努めるよう要望いたしました。

なお、排水路化した農業用水路改修事業について、関係3部局の調整のもとに進められているところではありますが、この際、地元負担をなくすべく見直しを行うよう要望いたしました。

第7款商工費につきましては、中央通りにおいて8月上旬から県の補助を受けて試行的に行われているライトアップ事業にかかる経費を計上したものでありますが、本事業は市民アンケート調査でも大変好評でもあり、本市の特色ある施策として今後も継続することとし、対象の拡大、イルミネーションの導入など、その方法に創意工夫を加え、市民により親しまれる事業として充実を図るよう要望いたしました。

議案第83号平成2年度四日市市立四日市病院事業会計第1回補正予算につきましては、最近の手術件数の増加、さらには日進月歩の医療技術に対応するため、手術室、集中治療室の増築を行うとともに、当初予定した総

合医療システムの開発を、当面患者の待ち時間のみに焦点を絞った医療システムに縮小したことに伴うものであります。

以上4議案につきましては、別段異議なく、認定及び原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第102号平成2年度四日市市水道事業会計第1回補正予算につきましては、議案第103号四日市市水道事業給水条例の一部改正についてと相関連するため、議案第103号四日市市水道事業給水条例の一部改正についてを先にご報告いたします。

本件は、給水原価に見合う料金の負担の適正化を図り、水道事業の健全な経営のもとに安定給水を確保するために、水道料金の改定を行おうとするものであります。

当委員会といたしましては、水道料金の改定は、市民生活、産業活動に及ぼす影響が非常に大きいことから、長時間にわたり慎重に審議を行いました。

理事者からは、今回の水道料金の改定に関して、現行料金と給水原価の実態、平成3年度から受水する三重用水の受水費と、その軽減のために行った国、県等との折衝経過を含めて説明がありました。

すなわち、現行水道料金は平成元年度ベースで見た場合、給水原価を1トン当たり2円44銭下回っており、その総額は約9,900万円に上ること。三重用水の受水費は、平成3年度約9億1,000万円、同4年度は約10億8,000万円、同5年度は約11億4,000万円となるが、これは国・県等関係機関に陳情を重ねて、広域水道事業を県営事業としてもらったことや、初期料金の低減策としての当初契約受水量の圧縮と段階的償還の措置をとってもらったことなどにより、当初予定された受水費より相当の軽減となっているとのことであります。

当委員会は、審査の中で、三重用水の受水軽減のための当局の努力を多とするとともに、しかしなお、県水受水費が大きな水道財政負担となるこ

とにかんがみ、事業費に対する県費補助金の増額など、受水費負担の軽減に向けて水道局の企業努力はもとより、関係市町と連携のもとに一層努力することを要望いたしました。

また、料金体系に関連して、公衆浴場に対する料金の適用については、今後経営規模等を考慮すること。さらに今日の公衆浴場が社会に果たしている福祉的役割を十分勘案して、一般行政の分野での助成策の拡充を図ることを要望いたしました。

当委員会は、水道料金の改定については、給水原価に見合う負担の適正化と将来にわたり安定給水を行い、市民生活及び産業活動を維持するための第4期拡張事業の推進、さらには新規水源として確保された三重用水の受水費負担に対応した水道財政の確立のためにやむを得ないものと考えているに至っております。

しかしながら、料金改定の実施時期を本年12月とすることにつきましては、一般家庭において何かと家計支出の多い時期であり、この点に配慮すべきとの結論に達し、お手元に配付しましたとおり、委員会修正をいたしましたのであります。その修正内容は、水道事業給水条例の一部を改正する条例中、付則1及び2の施行時期、新料金の適用時期を1カ月延ばし、平成3年1月分として徴収する料金から実施するよう修正するものであります。

次に、議案第102号平成2年度四日市市水道事業会計第1回補正予算は、水道事業給水条例の一部改正に伴う水道料金増収分並びに水需要の伸びによる増収分を追加計上したものであります。本件につきましても当委員会は、先ほどご報告しました給水条例の一部改正案の委員会修正に基づき、お手元に配付しましたとおり、予算の減額修正をいたしました次第であります。

これもちまして、産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（山本 勝君） 次に、建設委員長をお願いいたします。

長谷川昭雄議員。

〔建設委員長（長谷川昭雄君）登壇〕

○建設委員長（長谷川昭雄君） 建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第79号平成2年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分についてであります。

歳出第8款土木費につきましては、道路橋梁費及び河川費に関連して、道路及び河川の維持管理に当たっては、住民の日常生活に支障なきよう、除草等に十分な配慮をするとともに、工事の施工に当たっても、交通の安全対策に十分留意すべきことを要望いたしました。

また、都市計画費に複合機能都市整備計画策定に関する調査委託料が新規計上されていることについて、理事者からは、「南部笹川団地外周部西南部一帯の丘陵地を地域開発の対象区域として、計画的な調査を行うものである」との説明がありました。

これに対して、一部委員から、当該地区においては、今後さらなる開発が見込まれることから、将来を見越した基礎調査及び計画策定を行うべきであるとの意見がありました。

議案第81号平成2年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、年度末に工事が集中して、市内各所において交通渋滞を引き起こすなどの障害が生じることのないよう、計画的に事業の推進を図ることを要望いたしました。

次に、議案第82号平成2年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、常磐、富田、橋北、浜田・赤堀、赤堀の5地区の啓発に関する委託料の追加計上であります。これら5地区の区画整理事業につきましては、依然として各地区とも事業着手の見通しが立っていないのが現状であります。

当委員会は、住民の的確な意思集約が早期事業化を図る上で重要なことであることから、協議会組織の機能の充実強化に向けて、より一層の努力を要望いたしました。

なお、区画整理事業に関連して、当委員会は、このたび末永・本郷土地区画整理事業の事業認可がなされたことにつきましては、担当部局のこれまでの努力を高く評価するものであります。

議案第87号市道路線の廃止、議案第88号市道路線の認定及び議案第89号市道路線の変更については、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、建設委員会の審査報告といたします。

○議長（山本 勝君） 委員長の報告は、お聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発言を許します。

橋本 茂議員。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 討論を申し上げます前に、昨日来の台風19号の風や水の被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

私は、日本共産党市議団を代表しまして、今議会に提案されました29議案のうち、議案第78号、79号、85号、102号、103号の5議案について、市民の命と暮らしを守る立場から認めがたく、反対をするものであります。

まず、議案第78号平成元年度四日市市水道事業決算認定についてであります。

第1に、県水受水について、その負担のあり方に問題が多いことを上げなければなりません。受水している県水が高いことは、私どもこれまでも

ずっと指摘をし、見直しを主張してまいりました。元年度決算において受水費7億1,375万2,000円は、営業費用のうち実に16.3%と高い割合を占めているわけですし、ここ数年受水水量が増えているだけに、県との交渉で思い切った見直しが必要だと考えます。今、基本料金、使用料金ともに5年ごとの見直しとされておりますが、毎年交渉をして単価引き下げによる受水費の負担軽減に取り組むべきであります。その点でこれまでの県・市の対応は、認めがたいと言わねばなりません。高い県水にさらに県が消費税をかけていることは、二重に不当であります。

今、本市の水道事業上、広範な市民の強い反対もあり、消費税は料金に上乘せせずに頑張っている、企業努力を続けているわけではありますが、元年度決算で県水受水費7億1,000万円余には、約2,000万円の消費税が上乘せされております。これは断固拒否すべきであります。到底容認できません。

第2に、元年度からは第4期拡張事業に着手をいたしました。この事業の中心は三重用水という新規水源からの受水であります。高額な受水負担を強いられる上に、県は本市に対して負担金を求めてきていることは容認できません。元年度決算において2,460万円の負担金が上げられておりますが、中身は県の水沢浄水場建設に当たっての建設費や利息などを関係2市1町で持つ、その四日市市分の負担金であります。これは当然県費で賄うべきものであり、水道財政からの支出は認めることができません。

第3に、剰余金8,800万円の処分についてであります。この黒字分は、減債積立金に回すということで処分されており、過去の経過を見ましても、資本勘定の収支では不足分を減債積立金や建設改良積立金等で埋め合わせをしてバランスをとってきたところであり、前回の水道料金値上げ以来、7年間で実に23億円余の黒字がこうしてつぎ込まれてまいりました。しかし、資金的支出の中身を見ますと、これは本来市の施策でやるべき内容だと言えるものがあります。簡易水道の上水道統合、三重用水事業

の大幅おくれを前提にした新規水源の確保、建設などは、全水道利用者が責任を負う問題でないとは言うまでもありません。

さらに、収益的収支を見ましても、消費税の負担、公衆浴場の料金などは、本来一般財政で補てんすべきものであります。このことを考慮に入れば、水道財政上は水需要の増加や水道局の努力等も相まって、もっと多くの経常利益を生み出せたはずだと分析するものであります。その意味で8,800万円の黒字処分は、現状のような処分の仕方は問題だと厳しく指摘をするものです。当然過去7年間の処分についても、新規水源の確保、三重用水事業への対応を見通したものにすべきであったと申し上げておきたいと思えます。

次に、水道料金値上げにかかわる議案第102号、103号についてであります。

産業公営企業委員会で実施時期を1カ月おくらせる修正がされたとはいえ、原案どおりの大幅な料金値上げを強行することは、水道財政の根本問題打開への対応にはならないと判断し、反対をするものであります。

今議会開会中に中東情勢は緊迫を増し、イラクのクェート侵略を口実に、日本の石油元売り各社は、あらわれてもいない品薄感をあおって政府をも巻き込み、この17日、灯油、ガソリンなどの石油製品を値上げをしました。この不当な値上げの悪い影響は、今後諸物価の値上げに波及することは必至であります。そんな情勢だけに自治体の公共料金値上げは、厳として差し控えるべきであります。

今回の平均22.23%もの水道料金値上げは、市民の暮らしと営業に大きな打撃的影響を与えるものであり、諸物価の値上げ傾向に拍車をかけるものとなり、断じて容認できません。私どもは、将来はともかく、当面ここ数年ですけれども、北勢用水の活用によって、新規水源としての三重用水受水はしなくても、十分本市の水需要に対応できると分析しています。今回の値上げの大きな根拠は、向こう3カ年の三重用水受水費が31億円余も

の莫大な負担になることから、やむを得ないものとして打ち出されてまいりましたが、北勢用水の十分な活用によってこの経費は節減でき、かつ値上げの必要は全くないことを強く主張するものであります。

さらに、水道財政を一層健全化していく上で、一般財政からの必要な繰り入れはすべきであります。決算に関する部分で既に触れましたので簡潔に申し上げますが、簡易水道の統合、新規水源の開発、公衆浴場料金への政策的配慮、消費税の扱いなど適切な措置がとられるならば、この面からも値上げをせずに現料金で当面の水道財政を健全に円滑に運営できると確信をいたします。

市長は今議会の答弁で、「繰り入れはよほどのことがないとしない」旨を言明されましたが、私はこの討論で申し上げておりますように、今日の市民を取り巻く経済情勢も、水道事業も大変な事態だという認識であります。この事態を深く認識されて対処されるよう、重ねて再考を強く求めるものであります。

近隣市町村では、桑名市、菰野町に見られますように、公営企業法第17条の3項に基づいて、住民への過度な負担を避けるため、政策的配慮をして繰り入れを行っていることをも参考にさせていただきたいと思えます。

他都市と比べて四日市の水道料金は安いという声も出ていますが、単純に他都市との料金比較はできないことは、言うまでもありません。四日市市で暮らす私たちが、ずっと住み続けたい四日市というならば、幸い地下水に恵まれているのですから、安い料金でおいしい飲料水を提供することで頑張るのが当然でありますし、市民の立場からは、せめてそれぐらいの便益があってしかるべきだと考える次第であります。

なお、水質の安全性にも一言触れておきます。ゴルフ場開発などの山林原野の乱開発によって、地下水への影響ははかり知れないものがございます。本市は地下水を主な水源としているだけに、取水を抑えて水源の涵養を図るだけでは済まされません。水道当局を先頭に、「水源を守れ」とい

う声を上げて、水源保全に関して条例化を含めて力を入れて取り組んでいただきたいことを、強く申し上げておきたいと思えます。

議案第85号については墓地使用料の改定であります。私どもも20年前の使用料から今日の水準に見合う改定に取り組むことはやぶさかではありません。しかし、高騰する地価に合わせた使用料では、市民負担が重いことは問題であります。少なくとも民間の状況をかんがみ、北部墓地公園の使用料にそそえながら、市の政策的配慮がなされた使用料を定めるべきだという立場であり、反対をいたします。

関連して、第79号で、予算上歳入第9款に、この使用料改定に伴う増収措置がとられていることについて反対をするものであります。

○議長（山本 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第102号平成2年度四日市市水道事業会計第1回補正予算及び議案第103号四日市市水道事業給水条例の一部改正についての2件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、修正であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 勝君） 起立多数であります。よって、本件は修正可決されました。

次に、議案第78号平成元年度四日市市水道事業決算認定について、議案第79号平成2年度四日市市一般会計補正予算（第1号）及び議案第85号四日市市霊園条例の一部改正についての3件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定及び可決であります。

本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 勝君） 起立多数であります。よって、本件は認定及び可決されました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除いた24件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定及び可決であります。

本件は、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は認定及び可決されました。

日程第2 委員会報告第4号 請願の審査結果について

○議長（山本 勝君） 日程第2、委員会報告第4号請願の審査結果についてを議題といたします。

委員会の審査報告に対して、ご質疑がありましたらご発言願います。

水野和子議員。

〔水野和子君登壇〕

○水野和子君 私は、日本共産党四日市市議団を代表して、請願に対して意見を表明いたします。

請願第8号は、継続ではなく、今議会で採択すべきであると考えます。ゴルフ場開発は、自然破壊や治水などによって大変大きな変化を生じ、大きな災害につながる危険をはらんでいます。現在のゴルフブームは一過性のものという指摘がありますが、このブームが過ぎ去った後に残るものは何でしょうか。今まで自由に出入りのできた山や自然が大きく変えられてしまうのです。これは四日市の市民にとって、容認できない事態でございます。

また、ゴルフ場の農薬などで汚染された水が、私たち住民の飲み水になる菰野調整池へ流れることに反対されている、13万人もの方々の署名をつ

けた請願が今県議会に出され、県知事も、ゴルフ場から農薬が流入しないような改善工事の着工を検討することを明らかにしております。私も、6月議会でも9月議会でも、これ以上大自然を破壊するゴルフ場開発を認めないこと、既設のゴルフ場の農薬使用の状況、その影響などの立ち入り調査を含む環境保全協定による厳重なチェック管理、菰野調整池へゴルフ場の農薬に汚染された排水を入れないことを、申し述べてきたところがあります。今議会に提出されているゴルフ場造成による環境破壊の防止と飲み水の安全を確保することについての請願については、四日市市民の切実な願いを受けとめ、願意を生かし、採択すべきであると考えます。

○議長（山本 勝君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、委員会報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 勝君） 起立多数であります。よって、本件は委員会報告のとおり決しました。

日程第3 発議第11号 精神薄弱者（児）に対する運賃等割引制度適用に関する意見書の提出について及び発議第12号 介護手当制度の確立に関する意見書の提出について

○議長（山本 勝君） 日程第3、発議第11号精神薄弱者（児）に対する運賃等割引制度適用に関する意見書の提出について及び発議第12号介護手当制度の確立に関する意見書の提出についての2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

久保博正議員。

〔久保博正君登壇〕

○久保博正君 発議第11号精神薄弱者（児）に対する運賃等割引制度適用に関する意見書の提出について及び発議第12号介護手当制度の確立に関する意見書の提出について、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

発議第11号は、知的発達のおくれを持ちながらもその障害の克服に努め、社会自立を目指している精神薄弱者（児）の社会参加を促進させるため、運賃等の割引制度の適用を求めるものであり、また発議第12号は、寝たきり老人等を抱える介護家庭の経済的負担の軽減を図り、在宅介護福祉制度確立のため、国の制度として介護手当制度の早期創設を求めるため、それぞれお手元に配付いたしました意見書を政府に提出しようとするものであります。どうかよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 勝君） 提出者の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

日程第4 発議第13号 極左・極右暴力集団の排除に関する決議について

○議長（山本 勝君） 日程第4、発議第13号極左・極右暴力集団の排除に関する決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

森 真寿朗議員。

〔森 真寿朗君登壇〕

○森 真寿朗君 発議第13号極左・極右暴力集団の排除に関する決議について、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

最近の極左・極右暴力集団は、暴力的破壊活動を一層強め、その対象を無差別化して一般市民を巻き込むなど、極めて凶悪化しております。よって、本市議会といたしまして、安全で平穏な市民生活を確保するため、ここに決議を行い、こうした暴力集団の排除について広範な世論を喚起するとともに、健全な社会秩序の維持強化に努めようとするものであります。どうかよろしくご賛同をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（山本 勝君） 提出者の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

日程第5 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山本 勝君） 日程第5、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長からお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査についての申し出があります。

おはかりいたします。本申し出を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本申し出は承認することに決しました。

次に、さきの6月定例会から今定例会までの各常任委員会の閉会中の調査結果について、お手元に報告書を配付いたしておりますので、これによりご了承願います。

○議長（山本 勝君） 以上で、今定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、平成2年9月四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたり、ご苦勞さまでございました。

午後2時56分閉会

地方自治法第 123条第 2 項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 山 本 勝

署 名 議 員 宇 野 長 好

署 名 議 員 水 野 幹 郎

1. 会期日程
2. 議会運営委員会決定事項
3. 議決事件一覧表
4. 一般質問通告一覧表
5. 議案質疑通告一覧表
6. 付託議案一覧表
7. 意見書・決議
8. 常任委員会の閉会中の調査報告について
9. 常任委員会の閉会中の継続調査項目

平成2年9月定例会会期日程

9月5日(水)	午前10時開会 議案上程…説明
6日(木)	休 会
7日(金)	
8日(土)	
9日(日)	
10日(月)	午前10時開議 一般質問
11日(火)	午前10時開議 一般質問
12日(水)	午前10時開議 一般質問 議案質疑…委員会付託 追加議案上程…説明…質疑…委員会付託
13日(木)	各常任委員会
14日(金)	産業公営企業委員会
15日(土)	休 会
16日(日)	
17日(月)	
18日(火)	
19日(水)	
20日(木)	午後2時開議 委員長報告…質疑、討論、採決

議会運営委員会決定事項

(2. 8.29)

◎9月定例会市議会について

1. 会期日程 別紙のとおり

2. 発言通告等の期限

- (1) 一般質問 9月5日(水) 午後2時まで
(通告内容が同一趣旨の場合は午後3時まで変更可)
- (2) 議案質疑 9月10日(月) 午後4時まで
- (3) 請 願 9月10日(月) 午後4時まで
- (4) 討論・その他 9月18日(火) 正午まで

3. 発言順序

- (1) 一般質問
 - ① 新風クラブ ② 政友クラブ ③ 市民クラブ
 - ④ 公明党 ⑤ 日本共産党 ⑥ 新政クラブ
 - ⑦ 清風会 ⑧ 緑水会
- (2) 議案質疑 通告時にくじにより決定

4. 発言時間

- (1) 一般質問(答弁を含む)

政友クラブ	2時間20分	緑水会	2時間20分
公明党	1時間40分	新政クラブ	1時間40分
新風クラブ	1時間40分	清風会	1時間20分
市民クラブ	1時間	日本共産党	1時間
- (2) 関連質問 5分以内(答弁を含まない)
- (3) 議案質疑 15分以内(答弁を含む)
- (4) 討 論 15分以内

* 議場の自席マイク設置に伴う発言方法の変更

議場の自席マイク設置に伴い、議員及び理事者の発言方法を9月定例会から次のとおり変更する。

- 2回目以降の質問及び答弁は、起立により自席で行う。ただし、関連質問は答弁を含め1回目から起立により自席で行う。

* 一般質問の要領

- ① 一般質問は、一定例会議員1人当たり答弁を含め20分を基準とし、所属議員数に応じ各会派に時間配分する。なお、一定例会における議員1人当たりの発言時間は、答弁を含め1時間以内とする。
- ② 各質問者は、通告に際して自己の持ち時間(答弁を含む)を会派内で調整の上、質問通告書に記載する。
- ③ 各質問者は、自己の持ち時間を超えて発言しない。

* 関連質問の要領

- ① 一般質問に限る。
- ② 同一会派の議員で発言通告をしていない議員1人に限る。
- ③ 発言の時期は、各質問者の質問が終了した直後とする。
- ④ 発言時間は5分以内とする。ただし、答弁は含まない。

議決事件一覧表

〔市長提出議案〕（29件）

議案名	議決結果
議案第77号 平成元年度四日市市立四日市病院事業決算認定について	認定
議案第78号 平成元年度四日市市水道事業決算認定について	認定
議案第79号 平成2年度四日市市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第80号 平成2年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第81号 平成2年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第82号 平成2年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第83号 平成2年度四日市市立四日市病院事業会計第1回補正予算	原案可決
議案第84号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例等の一部改正について	原案可決
議案第85号 四日市市霊園条例の一部改正について	原案可決
議案第86号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	原案可決
議案第87号 市道路線の廃止について	原案可決
議案第88号 市道路線の認定について	原案可決

議案第89号 市道路線の変更について	原案可決
議案第90号 工事請負契約の締結について －羽津ポンプ場除砂設備（土木）工事－	原案可決
議案第91号 工事請負契約の締結について －羽津茂福2号幹線水路築造工事－	原案可決
議案第92号 工事請負契約の締結について －雨池10号幹線水路築造工事－	原案可決
議案第93号 工事請負契約の締結について －川島汚水1号幹線管渠布設工事（その1）－	原案可決
議案第94号 工事請負契約の締結について －川島汚水1号幹線管渠布設工事（その2）－	原案可決
議案第95号 工事請負契約の締結について －北部雨水5号幹線管渠布設工事（その2）－	原案可決
議案第96号 工事請負契約の締結について －南部汚水3号幹線管渠布設工事－	原案可決
議案第97号 工事請負契約の締結について －汚泥脱水機設備工事－	原案可決
議案第98号 工事請負契約の変更について	原案可決
議案第99号 動産の所得について	原案可決
議案第100号 四日市市と鈴鹿市との境界の一部変更について	原案可決
議案第101号 字の区域の変更について	原案可決
議案第102号 平成2年度四日市市水道事業会計第1回補正予算	修正可決

議案第 103号	四日市市水道事業給水条例の一部改正について	修正可決
議案第 104号	工事請負契約の締結について －養護老人ホーム増築工事－	原案可決
議案第 105号	工事請負契約の締結について －あさけが丘既設公営住宅改善工事－	原案可決

〔議員提出議案〕（3件）

議案名	議決結果
発議第 1 1 号 精神薄弱者（児）に対する運賃等割引制度適用に関する意見書の提出について	原案可決
発議第 1 2 号 介護手当制度の確立に関する意見書の提出について	原案可決
発議第 1 3 号 極左・極右暴力集団の排除に関する決議について	原案可決

〔請願〕（3件）

番号	件名	請願者の住所・氏名	議決結果
	紹介議員	付託委員会	
6	2.9.5 受理 精神薄弱者（児）に対する旅客運賃等の障害者割	四日市市下海老町4224-1 四日市手をつなぐ親の会 会長 伊藤 政次	採 択

	引制度の適用について		
	喜多野 等 前川 辰男	教育民生委員会	
7	2.9.5 受理 児童生徒の通学専用橋の設置について	四日市市東阿倉川二区 438 海蔵地区連合自治会長 館 増男 ほか6名	継 続
	堀内 弘士	教育民生委員会	
8	2.9.5 受理 ゴルフ場造成による環境破壊の防止と飲み水の安全を確保することについて	四日市市小古曾六丁目 6-13 水と緑を守る会・四日市代表 若林 修三 ほか 7,967名	継 続
	伊藤信一 中村信夫	建設委員会	

一般質問通告一覧表

順序	氏名	要旨	ページ
(9月10日)	1 新風クラブ 野崎 洋 (発言時間50分)	1 要援護老人対策について 2 司書教諭の配置について 3 スポーツ振興と体育施設の充実について 4 固定資産評価替えに関連して 5 消防音楽隊の再編成について 6 医療関係廃棄物の処理とリサイクル活動について	18
	2 新風クラブ 谷口 廣陸 (発言時間50分)	1 地域政策の確立について (ランドビジョン、マスタープランを求めて) 2 市役所周辺の再開発について (商工会議所改築移転問題) 3 若千の地区問題について	37
	3 政友クラブ 長谷川 昭雄 (発言時間60分)	1 地域福祉の充実について 2 本市における外国人労働者の状況とその政策について 3 コーストゾーン観光への対	52

順序	氏名	要旨	ページ
(9月11日)	4 政友クラブ 後藤 長六 (発言時間60分)	1 近鉄四日市駅周辺の再開発、町づくりについての行政の基本姿勢について 2 南部丘陵地に市民の夢を満たした早急なマスタープランの作成を	62
	5 公明党 田中 基介 (発言時間50分)	1 国際社会は共生の時代へ 2 長寿社会を考える (健康、福祉、環境) 3 リサイクル社会を求めて	76
	6 公明党 大島 武雄 (発言時間50分)	1 四日市港の整備とJR四日市駅周辺の活性化について 2 住環境の整備充実について (1) 特色のある住宅建設をめざして (2) 住宅の結露、カビ対策及び苦情 (3) 高齢化社会を迎え、多世代帯住宅及び老朽化住宅の新增改築 (4) 宅地確保のための市街化調整区域の見直し 3 塩浜地域の諸問題について	98

7	日本共産党 橋本 茂 (発言時間45分)	1 三重用水と水道財政の問題 点について	114
8	日本共産党 小井道夫 (発言時間15分)	1 垂坂公園の土取工事に対す る市の対応について	130
9	新政クラブ 古市元一 (発言時間60分)	1 道路整備について (1) 市道霞ヶ浦垂坂線の羽津 中学校より垂坂町の間 (垂坂公園との関連) (2) 垂坂39号線の南垂坂町よ り四日市鈴鹿環状線に接 続する約100mの間 (3) 四日市鈴鹿環状線の東坂 部町より北部清掃工場新 入道路へ接続する約200m の間 2 富田山城線北側大矢知町よ り平津町にわたる開発につ いて 3 大矢知地区の治排水につ いて	136
		1 都市景観(よっかいち50選)	

(9 月 12 日)	清風会 宇野長好 (発言時間60分)	2 地産マンションのその後の 経過 3 人手不足に関連して(外国 人労務者について)	158
	緑水会 田中武 (発言時間60分)	1 韓国との交流拡大について 2 四日市市の「将来の全体像」 づくりについて 3 研究学園都市構想の推進に ついて 4 塩浜病院移転後の問題につ いて	178

議案質疑通告一覧表

順序	氏名	件名	ページ
1	日本共産党 橋本 茂	1 議案第78号 平成元年度四日市 市水道事業決算認定について 2 議案第 102号 平成2年度四日 市市水道事業会計第1回補正予 算 3 議案第 103号 四日市市水道事 業給水条例の一部改正について	196

付託議案一覧表

○ 総務委員会

議案第 79号 平成2年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

歳出第2款 総務費

第4款 衛生費

第2条 地方債の補正

議案第 84号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の

一部を改正する条例等の一部改正について

議案第 85号 四日市市霊園条例の一部改正について

議案第 86号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第 90号 工事請負契約の締結について

－羽津ポンプ場除砂設備（土木）工事－

議案第 91号 工事請負契約の締結について

－羽津茂福2号幹線水路築造工事－

議案第 92号 工事請負契約の締結について

－雨池10号幹線水路築造工事－

議案第 93号 工事請負契約の締結について

－川島汚水1号幹線管渠布設工事（その1）－

議案第 94号 工事請負契約の締結について

－川島汚水1号幹線管渠布設工事（その2）－

議案第 95号 工事請負契約の締結について

－北部雨水5号幹線管渠布設工事（その2）－

議案第 96号 工事請負契約の締結について

－南部汚水3号幹線管渠布設工事－

議案第 97号 工事請負契約の締結について

－汚泥脱水機設備工事－

議案第 98号 工事請負契約の変更について

議案第 99号 動産の取得について

議案第 100号 四日市市と鈴鹿市との境界の一部変更について

議案第 101号 字の区域の変更について

議案第 104号 工事請負契約の締結について

－養護老人ホーム増築工事（建築工事）－

議案第 105号 工事請負契約の締結について

－あさけが丘既設公営住宅改善工事－

○ 教育民生委員会

議案第 79号 平成2年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第10款 教育費

議案第 80号 平成2年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算

（第1号）

○ 産業公営企業委員会

議案第 77号 平成元年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第 78号 平成元年度四日市市水道事業決算認定について

議案第 79号 平成2年度四日市市一般改正補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第7款 商工費

議案第 83号 平成2年度四日市市立四日市病院事業会計第1回補正予算

議案第 102号 平成2年度四日市市水道事業会計第1回補正予算

議案第 103号 四日市市水道事業給水条例の一部改正について

○ 建設委員会

議案第 79号 平成2年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第8款 土木費

議案第 81号 平成2年度四日市市公共下水道特別会計補正予算
（第1号）

議案第 82号 平成2年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算
（第1号）

議案第 87号 市道路線の廃止について

議案第 88号 市道路線の認定について

議案第 89号 市道路線の変更について

精神薄弱者（児）に対する運賃等割引制度適用に関する意見書

精神薄弱者（児）は知的発達のおくれを持ちながらもその障害の克服に努め、社会自立を目指して努力しています。

さらに、生活圏及び行動範囲を拡大し自立と社会参加を促進するためには、現在身体障害者に適用されている旅客運賃等の割引制度ならびに有料道路通行料金の割引制度を、精神薄弱者（児）に対しても適用することが強く望まれています。

よって、政府におかれましては、身体障害者と社会的不利や経済的負担において差異のない精神薄弱者（児）及びその介護者に対し、身体障害者と同様、JRを初め各交通機関の旅客運賃・航空運賃ならびに有料道路通行料金の割引制度を適用されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成2年9月20日

四日市市議会

議長 山本 勝

関係省庁宛（内閣総理大臣、自治大臣、運輸大臣、厚生大臣、大蔵大臣）

介護手当制度の確立に関する意見書

今や、わが国は国民の平均寿命の大幅な伸びに伴い、世界有数の長寿国といわれるようになりました。

このことは、本格的な高齢化社会を迎えることを意味するものであり、すべての国民が安心して老後の生活を送れるよう抜本的な対策の確立が望まれています。

特に、寝たきり老人、痴呆性老人等の要介護老人が増大しており、こうしたお年寄りを介護する家庭の経済的、肉体的、精神的な負担は測りしれないものがあります。

これら寝たきり老人等の要介護老人対策として、近年「高齢者保健福祉

推進10か年戦略」等の中で措置が講じられつつありますが、介護家庭の経済的負担等については十分な対策が講じられていないのが現状であります。

よって、政府におかれましては、在宅介護福祉制度確立のため、国の制度として「介護手当制度」を早急に創設されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成2年9月20日

四日市市議会

議長 山本 勝

関係省庁宛（内閣総理大臣、厚生大臣、大蔵大臣、自治大臣）

極左・極右暴力集団の排除に関する決議

最近の極左・極右暴力集団は、爆発物や時限式発火物を使用するなど暴力的破壊活動を一層強め、しかもその対象が無差別となって一般市民を巻き込むなど極めて凶悪化している。

このような反社会的行為は、法と秩序に挑戦し、民主主義を根底から否定するものであり、法治国家として断じてこれを許すことはできない。

よって、四日市市議会は安全で平穏な市民生活を確保するため、こうした極左・極右暴力集団の排除について広範な世論を喚起するとともに健全なる社会秩序の維持強化に努めることをここに表明するものである。

以上決議する。

平成2年9月20日

四日市市議会

常任委員会の閉会中の調査報告について

常任委員会の閉会中の調査について、会議規則第98条の規定により別紙のとおり報告します。

平成2年9月20日

総務委員長 伊藤 雅 敏
教育民生委員長 久保 博 正
産業公営企業委員長 小井 道 夫
建設委員長 長谷川 昭 雄

四日市市議会

議長 山 本 勝 殿

総務委員会

○ 生活環境問題について

近年の地球環境問題に対する世界的な関心の高まりにはめざましいものがある。

我が国においても、地球環境問題への国民の関心はかつてないほどの高まりを見せており、今日では国や地方自治体の政策をはじめとして、民間企業の事業活動や人々のライフスタイルにまでも少なからず影響を与えている。

しかし、一口に地球環境問題と言っても、その原因の多くは企業や住民一人一人がそれぞれの地域において行う活動の積み重ねから発生していることを考えれば、地方自治体、とりわけ地域住民に密着した立場にある市町村が地球環境の保全に果たす役割は極めて大きいと思われる。

そこで、当委員会は「生活環境問題について」を閉会中の継続調査事項として取り上げ、本市が抱えている環境問題のうち、(株)四日市市生活環境公社のあり方やごみ処理問題について調査研究を行った。

1. (株)四日市市生活環境公社について

(1) 設立の経緯及び業務内容

生活環境に関する業務は市民生活に直結したものであり、公共性の確保が必要な分野であるとともに、限られた財源を有効に活用するために業務運営に一層の効率化が望まれている分野でもある。そこで、本市の行財政の改革の一環として、昭和61年度に資本金 2,000万円（出資割合：四日市市40%、民間資本60%）で第3セクター・(株)四日市市生活環境公社を設立し、生活環境や公衆衛生の向上を図るための事業を実施している。

主な業務内容としては、市から委託されたポンプ場運転管理業務、公園施設等管理業務、し尿収集運搬業務や公社独自の業務である浄化槽保守点検清掃業務などである。

(2) 経営状況

生活環境公社の経営状況については、設立当初の昭和61、62年度には業務量も少なく赤字経営を余儀なくされたが、63年度には関係者の経営努力によって業務量が飛躍的に拡大したこともあって黒字経営に転じている。また、その後も順調な経営が続けられており、経営面に関してはかなりの評価ができる。

(3) 今後の課題

現在の生活環境公社の業務内容は、市の固有事務であるし尿収集運搬業務をはじめとして市からの委託業務が中心となっているのが実態である。

しかし、地球環境問題をはじめ環境問題全般に対する関心が急速に高まっている中で、生活環境公社は広く生活環境全般にわたる業務を行っていくべきであり、例えば市の委託を受けて環境の保全に関して地方自治体が行いうる具体的な方法を調査研究するなど、時代のニーズに合った機関として機能させることも重要な課題であろう。

2. ごみ処理問題について

(1) 収集体制及び問題点

本市では、ごみの減量化と再資源化を目的として分別収集を実施してお

り、ごみを①一般ごみ（週2回）、②再生可能物（2週1回）、③埋立ごみ（2週1回）、④有害ごみ（年1回）の4種類に分類して収集している。

しかし、昨今の大量消費・使い捨て時代を反映して、排出されるごみの量は毎年約4%ずつ増加してきており、排出量の抑制や再資源化（資源リサイクル）を図ることが急務となっている。

(2) 資源リサイクル

再生可能物の収集・処理については、昭和53年10月から廃品回収業31業者で組織する「四日市市再生資源協同組合」による分別収集が行われており、資源リサイクル、埋立処分場の延命、ごみの減量化に大きく貢献してきている。

また、本年5月から、市の全機関において古紙の回収と事務用紙の再生紙使用を実施して、紙の原料である森林資源の保護に努めるなど、行政が先頭に立ってリサイクル運動に取り組んでいる。

さらに、良質のパルプを原料にしているため、再生価値の高い牛乳パックについても、消費者グループの協力によって回収が始められている。

(3) 今後の課題

ごみの減量化や資源リサイクルを積極的に推進していくためには、行政・企業・住民が一体となった取り組みが必要であり、例えば過剰包装の自粛を強く呼びかけていくなど、そのための意識啓発を早急に進めていくことが望まれる。

また、義務教育時、特に小学校における環境教育をより一層充実させるためには、生ゴミから作った堆肥を校内での花の栽培に利用するなど、学校生活の中で資源リサイクルを体得させていくことも重要である。

そのほか、北部清掃工場の余熱利用については、資源の有効利用を図る意味から、本市の実情に合った余熱利用施設の建設に向けて、引き続き検討を行っていくべきである。

さらに、ごみ処理問題の抜本的な解決を図るためには、国等の関係機関

に対して、あらゆる機会を通じて関係法令の整備を強く求めていくことが必要である。

いずれにしても、生活環境問題はもはや環境部という一部局で対応できる範囲を超え、行政全体の再優先課題として取り組まねばならない時代に入っていると思慮される。

このため、各部署がそれぞれの所管業務の中に生活環境問題を位置づけ、全庁的に取り組みを行っていくことを強く望むものである。

当委員会は、生活環境問題に係る地方自治体の役割についてさらに調査・研究を進める必要があることから、引き続き閉会中の継続調査事項として取り上げることとしたい。

教育民生委員会

○ ノーマライゼーションについて

本市では「健康で心のかよう福祉のまちづくり」を基本目標に障害者、老人をはじめすべての市民の利便が図れるよう配慮した各種施策が実施されているところであるが、まだ十分であるとは言いがたい状況にある。

そこで、当委員会はノーマライゼーション（いかなる障害を持つと1人の人間として普通に社会の中で生きていくという理念）について再考するとともに、その理念に基づき障害者、高齢者等社会的弱者が進んで社会参加できるような方策について調査・研究を行った。

当委員会において出された意見は以下のとおりである。

- 市民意識の高揚を図るためノーマライゼーションの理念の啓発・PRに努めるべきである。
- 全庁的にノーマライゼーションの理念を徹底させるとともに、施策の実施に際してはこの理念が反映されるよう努めるべきである。
また、民間施設に対しても積極的に協力を依頼すべきである。
- 福祉環境の整備については、モデル地区を設定し、重点的に整備を行

うべきである。

- ・ 特に、公共施設における障害者用トイレについては計画的に整備を行っていくべきである。
- ・ 障害者の中央駐車場利用に際しては、駐車料金等について配慮をすべきである。

以上のことから当委員会では、ノーマライゼーションの理念実現のためには、障害者、高齢者等がさまざまな社会活動ができるような都市環境の整備を図るとともに、事業の実施にあたってはこの理念が反映されるよう望むものである。

産業公営企業委員会

○ 財政問題を中心とした当面の水道事業について

水道は市民の快適な生活と産業活動を支える重要な都市基盤の一つであり、本市においても給水普及率が 99.75%に達した今日、安定した給水の確保は行政に課せられた重要な使命である。

本市の水需要は、今後も利用者の増加・生活水準の向上・経済活動の活発化等、市勢の発展に伴い、ますます増加していくものと予測される。

しかしながら、本市の水源能力については、自己水源である地下水からの取水が限界にきていること、また水源の一部を市外からの受水に頼っている現状から、将来の水需要に対応していくためにも新規水源を確保することが重要課題となっていたところである。

こうした中で、平成3年度から、三重県営北勢水道用水供給事業（拡張）による三重用水の四日市・鈴鹿・菰野の2市1町を対象区域とする受水が可能となり、これによって将来の新規水源は一応確保されることとなった。

一方で、県営事業からの受水には、当然費用負担が伴い、その受水料金案から試算すると平成3年度が約9億1千万円、平成4年度が約10億8千万円、そして平成5年度では約11億4千万円の財政負担となり、本市水道

事業財政を今後何年間も圧迫することが懸念される場所である。

当委員会は本市同様に県営用水から受水を行っている宇都宮市・仙台市の視察を含め、財政問題を中心とした本市水道事業について調査研究を行った。

視察先の県営用水受水の概要は次のとおりである。

（宇都宮市）

- ・ 開発給水量（1日最大給水量） 38,000m³
- ・ 給水対象市町数 2市3町
- ・ 供給料金算定期間 15カ年間の財政計画で算出
- ・ 料金体系 一部制
- ・ 契約水量 全体契約水量38,000m³をもって当初から受水契約量とする。
（ただし、3年ごとに見直しを行う）

（仙台市）

- ・ 開発給水量（1日最大給水量） 553,300 m³
- ・ 給水対象市町数 7市10町
- ・ 供給料金算定期間 4カ年間の財政計画で算出
- ・ 料金体系 二部制（基本料金・使用料金）
- ・ 契約水量 全体契約給水量 553,300m³をもって当初から受水契約量とする。
- ・ 平成2年～5年度の4カ年で36億円を一般会計から水道事業へ繰り入れを行っている。

両市の主な特徴をみると、まず宇都宮市の場合、受水料金算定期間を本市の4カ年間と比べて15カ年間の長期としていることであり、これにより当初の料金はある程度抑制した状態でスタートできるが、将来、経済的変動への対応が課題と言える。

両市とも、県水受水に伴う高額負担の軽減等種々の方策を工夫し、できる限り市民生活に影響を及ぼさないよう腐心している点で一致している。

本市の場合、県水受水に伴う高額負担に関わって、水道局において初期料金の低減を図るため国・県等に陳情を重ねた結果、当初契約受水量を二分の一に圧縮すること、契約受水量に見合った段階的償還方法（ステップ償還）をとることなどが認められたところである。

次に、一般会計からの繰り入れを行っている仙台市の場合、周辺都市及び他の人口50万以上の都市との料金格差を是正するための措置であるとの説明があった。

このような措置については水道事業が需要者負担を原則とする独立採算制をとっていることとの整合性等の問題等があり、なお十分議論されるべきものと思われる。

本市の水道事業財政は三重用水受水に関わって抜本的な見直しに当面していると思われるが、国・県等関係機関に対する働きかけを一層強力に行い、県水受水費等負担の軽減及び経費節減等による経営の安定・効率化に努めるよう強く望むものである。

建設委員会

○ 中規模を超える開発に伴うアクセス道路について

本市の土地利用は、近年の経済活動の高度化、居住形態の多様化等により急速な変化が生じている。なかでも、中規模を超える開発は、周辺はもとより市内全域に及ぶまで道路交通体系に大きな影響を与えている。

しかるに、本市の都市計画道路は市内各所において渋滞がみられ、また、住民からは生活道路や狹隘道路の整備・改良が要望されているのが現状である。

そのような状況下において、開発に伴うアクセス道路の整備は、地方都市から中部圏の中核都市へのアプローチをより実現可能にするとともに、地域における生活基盤の向上をもたらすという重要な鍵を握っていると言っても過言ではない。

当委員会は、現在、市が何らかの形で関与している中規模を超える開発のなかでも特に影響が大きいと考えられる四日市ハイテク工業団地、鈴鹿山麓研究学園都市、（仮称）平尾栄工業団地及び（仮称）四日市食品加工団地の開発に伴うアクセス道路について、現地視察も含め調査・研究を行った。

各委員から出された主な意見は次のとおりである

- ・ 工業団地等の開発地へのアクセス道路の整備にとどまらず、開発地と既存の団地とを接続する道路も考慮するなど、一体性を持たせた道路整備を行うとともに将来展望についても配慮すること
- ・ アクセス道路には植樹するなど、自然の緑に親しめる道路にすること
- ・ 四日市ハイテク工業団地へのアクセス道路については、通勤者や業者の出入りにより、周辺道路の混雑が予想されるため、県道も含めた調査を進め、早期整備に取り組むこと
- ・ 富田山城線は、四日市港発展に大きく寄与する主要幹線道路であるだけでなく、四日市ハイテク工業団地への重要なアクセス道路としての機能を有することから、その早期無料化に一層の努力をすること
- ・ 開発に伴い、在来生活道路において、周辺の住民が混雑に巻き込まれることのないよう、十分に配慮し、道路整備を行うこと

以上のことから当委員会は、各種都市基盤のなかでも道路整備は、最も基本的なものであり、中規模を超える開発に伴うアクセス道路の早期整備を強く望むとともに、21世紀のまちづくりに対応した道路体系の確立に一段の努力を望むものである。

常任委員会の閉会中の継続調査項目

総務委員会	生活環境問題について
教育民生委員会	障害児教育について
産業公営企業委員会	牛肉輸入自由化をはじめ食肉市場をめぐる問題について
建設委員会	ゴルフ場の開発について